

研究紀要

第 4 号

東京都公文書館における評価選別 —— 現状と問題	宮島 砂織	1
明治四年朱引内四十四区制について	中元 幸二	14
東京都公文書館における保存・閲覧等に関する研究会 —— 報告書の概要と今後の課題	須田 正子	40
公報目次データベースの完成について 警視庁東京府公報・東京市公報検索の手引き	佐藤 香織	83 (1)
ホームページの開設にあたって	43
レファレンスの杜	43
刊行物紹介 『都史紀要三十八 東京の歴史をつむぐ』	山崎 弥生	51
刊行物紹介 史料復刻 『重宝録』 第二	鈴木 典子	53
東京都公文書館受贈 都内自治体刊行歴史関係文献目録(抄)	56
東京都公文書館編さん刊行物案内	64

平成 14 年 3 月

東京都公文書館における評価選別 現状と課題

宮島 砂織

はじめに

以下の内容は、東京都公文書館における文書管理の実態を踏まえた評価選別の一例であること、また改善案等は現状での私個人の考えであることをお断りしておく。

一 評価選別の開始に至るまでの変遷

① 東京都公文書館事業の開始

東京都公文書館は、昭和四三年一〇月一日に都政史料館と総務局総務部文書課の機能の一部が統合し開設された。都の公文書や庁内刊行物などを系統的に収集・保存し、これらの効率的な利用を図るとともに、都に関する修史事業を行っている。

都政史料館は、明治から綿々と続けられてきた史料編さん事業⁽¹⁾、東京府及び東京市の公文書の保存事業とを一元化するため、昭和二十七年に設置された。しかし、都政史料館は公文書の収集・保存・閲覧と

いう本来の機能を果たすには、機構や施設などが極めて不十分な状況であった。一方、文書課においても、年々増加する公文書等の集中保存と効率的な利用を図るため、新たなスペースの確保や組織の再編が必要となっていたのである。

また、昭和三四年には日本学術研究会議が、「公文書の散逸防止について」の勧告を政府に行い、地方公共団体に対しても必要な措置を考慮するべき旨を要請するなど、学識経験者等を中心に、文書保存の重要性を指摘する声が高まっていた。

公文書館は、このような背景を踏まえ、東京都組織規程により設置された。なお、所管及び運営は知事部局である。

② 文書管理規程・規則上の公文書館長の権限の変遷

文書の引継ぎに関する公文書館長の権限は、当館開設から大きく三回の変遷があった。

まず開設と同日の昭和四三年一〇月一日改正の東京都処務規程から保存期間が長期の文書（以下「長期保存文書」という。）⁽²⁾について引継ぎを受けることとなった。⁽³⁾

それから遅れること三年半、昭和四七年四月一日施行の文書管理規程から、館長が指定した長期保存文書以外の文書（以下「有期保存文書」という。）の引継ぎを受けることが可能になった。同規程第五十四条第二項で「主務課長は、長期保存の文書以外の文書について、公文書館長から引継ぎを求められたときは、当該文書を公文書館長に引き継がなければならない。」とされたことによる。⁶⁵⁾しかし、この改正では、有期保存文書は求められたら引き継ぐこと、とされただけで、評価選別するために必要な仕組みは盛り込まれなかったこともあり、実際にはほとんど引継ぎは行われなかった。⁶⁷⁾

さらに十三年が過ぎ、昭和六〇年四月一日施行の文書管理規程（全部改正）により、「文書管理カード」という、文書の件名などの情報が当館に送付される制度ができ、評価選別が可能になった。この基本の制度は今に至っている。

平成一二年一月一日にそれまでの「文書管理規程」は廃止され、「文書管理規則」が施行された。当館への引継ぎのシステム自体についてはほぼ変更はなかったが、改正点としては、文書の件名などの情報の媒体が、カードという紙ベースのものから、「文書管理台帳ソフト」と呼ばれる文書課の作成したパソコンソフトによる磁気情報に移行したことが挙げられる。

二 東京都公文書館の評価選別の現状

公文書館の引継ぎは、文書総括部局（文書課）が介在しないで主務課と直接やりとりをするといったまれなシステムをとっている。⁶⁸⁾規則上本庁機関と地方機関（出先機関）も違いはなく、どちらも直接「引継ぎ依頼」や「引継ぎ」が行われ、分かりやすく風通しがよい仕組みと言える。参考までに付け加えると、文書課の書庫は存在しない。それに類似した民間の保管委託倉庫はあるが、機能としては本庁の各課の書庫を文書課が都庁外に一括で借りている、と言った方が実状に近い。

（一）評価選別の対象部局

「東京都公文書館」という名称のため、東京都の組織すべての文書が当館に引き継がれると思われがちだが、引継ぎ義務があるのは、東京都文書管理規則の適用範囲である部局についてである。平成一四年一月現在での引継ぎ対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化局、都市計画局、環境局、福祉局、衛生局、産業労働局、住宅局、建設局、港湾局、出納長室、知事本部、大学管理本部、多摩都市整備本部、中央卸売市場、収用委員会事務局及び地方労働委員会事務局の十九局である。⁶⁹⁾よって評価選別の対象となるのはこの範囲である。

引継ぎがなされないのは、規則の適用範囲外の局、すなわち他の規定により文書管理を行っている部局である。具体的には交通局、水道局、下水道局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監

査事務局、議会局、東京消防庁及び警視庁等であり、これらは評価選別の対象外となっている。

(一) 公文書館の評価選別の特徴

① 原文書を見ることなく文書管理カードで評価選別を行う

他道府県等の公文書館が行っている評価選別は、文書主管課や作成課の書庫に向いて、廃棄予定文書を直接手にとって選別する方法が一般的なようだが、東京都では原文書を見るのではなく、主務課から送付される「文書管理カード」により評価選別を行っている⁽¹⁰⁾。この文書管理カードの情報で、文書を残すべく引継ぎの依頼をするか、主務課でそのまま廃棄してもらうかを選別しているのである。

② 文書管理カードとは

東京都では早い段階で文書に番号を付けることで文書管理を行っているが、その番号を振り出すための登録簿の役割をするのが、主務課ごとに備えてある文書管理カードである。

形態は縦七・五・横一八の大きさで、二枚一組(複写式)五〇組で一冊に綴られている。登録項目は、「登録番号」、「件名」、「登録年月日」、「担当者名」、「保存期間」及び「分類記号」である。

都の事務事業遂行上の意思決定は起案文書で行われるが、起案の際には文書管理カードに登録しなければならず、登録番号は文書番号として起案文書に記載される。また、一年以上保存が必要な收受文書も、收受後すぐ文書管理カードに登録しなければならず、その番号は文書に記載される。

四月一日から翌年三月三十一日までに登録されたその年度分の文書管理カードが、翌年度に冊から切り離され、各主務課から直接送付される仕組みになっている⁽¹¹⁾。

主務課から送付されるカードは、その年度の主務課のほぼすべての発生文書の目録である。これが(正確には、そのうちの保存期間が長期以外のカードが)、当館にとって評価選別の唯一の素材となる。

ただし、平成二二年度からは、ほとんどの主務課で「文書管理台帳ソフト」と呼ばれるシステムを使って登録を行っている。媒体が紙から磁気情報に変わりはしたが、文書管理カードと同じ流れでほぼ同様の登録項目を入力している。一部例外的に従前のカードを使用しているところもあるが、近い将来、文書管理台帳の磁気情報をデータベース化したものでの選別が可能となる。実際、平成二二年度分の登録情報は、文書管理規則第四十五条により、入力された磁気情報⁽¹²⁾が公文書館長あてに、一三年四月以降順次送られてきている。

(保存期間別一覧の作成等)

【第四十五条第一項】主務課長は、毎会計年度の初めに、第十六条第二項の表第一号、第二十四条第一項又は第三十一条第一項の規定により文書管理台帳にその直前の会計年度中に記録した文書等について、その第四十八条第一項の保存期間別の一覧を作成し、公文書館の長(以下「公文書館長」という。)に送付するものとする。

(注) 第十六条第二項の表第一号「保存期間が一年以上の收受文書

第二十四条第一項「起案文書

第三十一条第二項 資料文書で保存期間が一年以上のもの又は

供覧文書で、ファイル責任者が認めたもの

第四十八条第二項 局の文書保存期間表に従った主務課の定め

た保存期間

③ 公文書館長の権限

文書管理規則第五十四条第一項及び第二項により、公文書館長には引継ぎを求める権利があり、また主務課長はそれに従う義務がある。

(公文書館長への引継ぎ)

【第五十四条】 公文書館長は、長期保存文書以外の文書で公文書館において保存する必要があると認めるものがある場合には、主務課長に当該文書の引継ぎを求めることができる。

2 主務課長は、前項の規定により公文書館長から文書の引継ぎを求められたときは、その文書が法令により廃棄しなければならないとされている場合等特別の理由がある場合を除き、その求めに応じるものとする。

(三) 評価選別のタイムテーブル

評価選別は、前にも述べたとおり、主務課から送付される文書管理カードの件名により行っている。現物調査は行っていない。

評価選別は、その文書が作成された年度のものすべてを、作成年度の三カ年度後の年度中に行っている。言いかえると、三年保存の文書が廃棄になる直前の年度中である。評価選別の対象は、三年保存以上のものとしていて、それより短い一年保存などは対象から外している。

第一次選別は、例年七月から十一月までの五ヶ月間で行っている。平成六年度からは係全員体制で行うようになっていた。これは組織の拡大により文書の発生件数が増大し、現代公文書の担当のみで行うことが困難となったからである。平成一二年度は七人で行った。対象件数を人数割りし、ベテランと新人等のハンデを考慮しながら、一人に数局割り当てており、原則として毎年担当する局を替えている。多くの局の評価選別を経験することで職員の見識を養い、選別の技術を上させるためである。

第二次選別は、例年一二月に、公文書担当の職員が行う。選別基準自体には第一次選別と大きな違いはなく、過去に重要ではないと思われた内容を外すといった作業である。三人の担当がほぼ均等になるよう、かつ、第一次選別で担当したものは別の局を担当するよう、一人に平均七局を割り当てている。

平成十二年度は、平成九年度に作成されたすべての有期保存文書を対象に行った。第一次選別で五九〇四件が残り、二次選別で一五六五件を選別から除外し、そして四三三九件が「公文書館において保存する必要があると認められた文書」と決定した。何パーセント選別するといった目標数値は決めていないが、例年、選別対象文書のパーセント前後にとどまっている。

(四) 選別基準

① 原則

選別は原則として「公文書等の収集基準大綱」や「公文書等の収集

基準実施細目」をもとに行い、その他トピックをつかむために「都政ダイジェスト（東京都行政資料集録）」、「都政の動き（週刊とちょう）」を活用し選別に役立てている。

②実態

選別に関しては、現代公文書担当が過去の実績から作り出した「選別のノウハウ」というものを大いに参考にし非常に重宝している。基準大綱や実施細目に、この「ノウハウ」を加えたものが、公文書館の実質的な選別基準になっている。第一次選別で判断に迷ったものは、とりあえず残すように各担当に周知している。後は第二次選別を行う公文書担当の職員の判断に委ねられる。現段階では、あえて特定の文書群を残そうということはしていない。

選別のノウハウとは以下のようなものである。⁽¹³⁾

【選別のノウハウ】(例)

①選別すべきもの

- (a) 条例・規則・要綱・要領・基準等の制定、改正及び廃止
- (b) 検討会の設置及び廃止
- (c) 施設の設置及び廃止
- (d) 報告書
- (e) 記念事業（毎年開催されているものは除く）
- (f) 新規事業
- (g) 議事録
- (h) 判断のつかないもの（第二次選別で判断する）

②選別不要なもの

- (a) 印刷原議
- (b) 通知文書
- (c) 回答文書
- (d) 定例的な業務（申請・許可等）
- (e) 会議の開催通知

③件名の書き方で見える選別不要文書の例

- (a) 件名がゴム印で記載されているもの
多量又は定期的に作成されている
- (b) 〳の実施ならびに経費の支出
通知文と支出内訳だけのものが多い
- (c) 〳調査委託
契約事務の関係の文書のみが多い
- (d) 〳計画の作成及び印刷
刊行物になっている可能性が高い
(そうであれば当館に引き継がれているので)
- (e) 平成 年度〳
毎年実施されている可能性が高い
- (f) 〳事務引継
目録のみが多い
- (g) 〳表彰
毎年やっつけていて膨大な量になる。

(h) 懇談会について

支払伝票や式次第しかないものが多い

(i) 測量

工事原議しかない

(j) 実績報告 月分

膨大な量になってしまう

(k) (その一)(第一次)(七月～九月)(第4四半期)

定例的なもの

(l) 件名に個人名があるもの

内容にもよるが、もらっても公開できないものが多い

(m) 他所属からの照会と思われるもの

依頼元の取りまとめ結果をおさえれば十分

(n) 実施計画

工事原議のみ

(o) 同じ件名が繰り返し返してくるもの

ルーチンワーク

三 公文書館の評価選別の問題点

ア メッセージ

評価選別の対象となっている主務課の数は一〇〇〇課以上、そこで

一年間に作成される文書の発生件数は約六六万件である。長期保存文

書の発生件数は約二万件、有期保存文書は約六四万件発生している。その内、選別の対象から外している一年保存文書約二〇万件を引いた約四四万件、これが評価選別の対象となる文書件数である。¹¹⁾年間四四万件の文書を全部見て評価選別を行うのは事実上不可能であり、東京都の場合、件名を見て評価選別を行うというのは、少ない人数で行うには最適な方法である。

また、東京都では比較的多くの文書を「長期保存文書」としていた経緯がある。長期保存文書は、原則作成年度の翌々年度の初めという非常に早い時期に、規定上は「自動的に」公文書館に引き継がれるシステムになっている。長期保存文書はある意味において極めて「重要な文書」であり、これが早期に大量に公文書館に保管されるのであれば、重要な文書すなわち価値のある公文書を大枠で十分押さえられている、と考えることもでき、有期保存文書の評価選別はその落ち穂拾いの役割ではないのではないか、いろいろな視点からさまざまな文書を選別することによって、その結果後世に多種多様な文書を残すことにもなるのではないか、という考え方もできるように思う。

また、全文書件名を一度に掌握できることや、同一年度に作成された保存期間の異なる文書を一度に評価選別できるということは、その年あった事業について一気に評価選別を行えることであり、効率的である。

その他、廃棄直前に原文書を見ながら評価選別を行う場合に比べて時間にかなり余裕がもてる、引継ぎ時期に幅があるため管理が煩雑化

しない、といったメリットもある。

(二) 諸問題

しかし、この方法では問題も多い。

① 件名で選別することによる弊害

選別に際し現物を見ていないため、いざ文書が引き継がれてきてみると、予想していたものと違ったということが多い。件名が立派だとつい選んでしまったりすることもある。また、件名に専門用語が多く出てくる局の選別では、慣れない職員では選別が困難である。過去に同様の文書が引き継がれていれば参考になるが、それもなければ昨年担当した職員などに相談し、それでも分からなければ第二次選別に判断を先送りすることになる。最終的には、第二次選別担当者の過去の経験から判断される、といったことが毎年繰り返されてしまう。

また、件名だけでは重要性がよく分からない場合がある。たとえば重要なものだった場合でも、キーワードが件名にあまりに大量にでていると、ルーチンワークだと勘違いしてしまい、安易に落としてしまう危険性がある。

さらに、近年全庁的に件名が簡素化していく傾向も大きな弊害である。評価選別する公文書館側としては「件名がすべて」である。この傾向のため、評価選別の大切な材料が減ってしまう恐れがある。

② 件名で選別し簿冊単位の収集ができない

東京都は文書の整理方法として、ファイリングシステムを採用している。原則的に、一件ごとの文書を分類番号別に整理しておくことに

なっている。また、一般的には編集や製本は行っていない。特に必要がある場合は一群の文書を編集製本することができるが、有期保存文書ではこの例は少ない。よって簿冊単位の収集は困難である。

また、件名だけでは各文書の関連が見えづらく、一連の文書全部を選別することは難しい。

③ 選別時の情報不足

前にも述べたが、トピック情報は、選別年度の情報を「都政ダイジエスト(東京都行政資料集録)」、「都政の動き(週刊とちょう)」を参考にしている。東京都全体の出来事が起こった順に書かれていて、その年の世相が分かりやすい資料である。これは今後も大いに利用できる。

しかし、原則であるところの「公文書等の収集基準大綱」や「公文書等の収集基準実施細目」は大枠の選別基準であって、歴史的価値のある資料は外にもたくさんある。その主務課はどんな仕事を行っているのか、局の中でどんな位置づけになっているのかといった主務課自体の情報や、過去にその主務課ではどんな文書を選別してきたのかなどを、第一次選別時に積極的に各係員に提示していないのが現状である。

④ 選別担当制の弊害

現在は、第一次選別は係全員の七人で行い、平均三局程度を一人の担当が全権を任せられた形で評価選別を行っている。⁽¹⁵⁾ 第一次選別でも、公文書担当の三人で、平均七局程度を一人が任せられた形である。これについては、時間的・人力的な問題で現状ではやむを得ない部分もあ

る。もし三人の合議制で選別する場合、選別以外の仕事がある中で三人がそろつ時間は非常に限られてくる。その中でこれだけの件数をこなしていくのはかなり難しい。とはいえ、一人の担当者のさじ加減で廃棄される文書が決定してしまうことについてはかなり問題がある。また、原則として毎年担当する局を替えていることが、蓄積したノウハウを翌年度に活用できないことにつながる恐れがある。

四 諸問題・課題を解決するには

このような問題を解決するには、下記のような方法が考えられる。

①記録の蓄積

一番重要なのは、経験の組織的な蓄積である。第一次選別も第二次選別も、なぜ残したのか、なぜ残さなかったのかを記録にとどめ、さらに実際引き継がれた文書がどの様な重要性があったのか、又は無かったのかを記録し、それをマニュアル化させることは、人事異動が激しい昨今では非常に重要である。今までも数人の担当レベルでは行っており、その結果ノウハウが出来上がつてもいる。今後は、これを拡大し整備していくことが急務である。特に、選んだもののキーワードを蓄積しておくことは次の担当者には大変な助けとなる。例えば、過去に選別し原文書を見てみたら貴重とは思えないものであったからこのキーワードは選ばない、という情報が蓄積されれば、今まで選んでいないような件名から重要な文書を容易に探せるような時間的余裕も

生まれ、きめの細かい評価選別ができると思われる。

また、あたりまえなことだが「分からなければ聞く」ことは大切である。内容が分からなければ電話で尋ねる、必要があれば主務課に出向く、資料を依頼する。これらはその時点でも有益だが、その情報を蓄積すれば、翌年以降にも役立つ貴重な資料になる。

さらに、それらの記録の蓄積に基づいて、「公文書等の収集基準大綱」や「公文書等の収集基準実施細目」の選別基準を、随時見直していくことも忘れてはならない。

最近では自局でよく使う用語の解説集などを刊行しているところもある。庁内で作成していないものでも、国や民間で出版している場合もある。そういったものを、常にアンテナを張り巡らせ、積極的に収集していくことが重要だと考える。

②分類記号（ホルター名）の活用

東京都ではファイリングシステムを採用しているため、文書管理カードにも「分類記号」を記入する箇所がある。これはファイリングのホルダーナンバーに当たるようなもので、文書管理基準表の大・中・細項目のうちの「細項目」と一致する。これを利用することで、効率的な選別が可能になる。例えば 課の文書管理基準表の細項目に「要綱の改廃に関すること」とあり、その分類記号がF10であった場合、F10を分類記号に持つ文書をすべて選別すれば、要綱の改廃のほぼすべての文書を収集することができる。将来これをデータベース化すれば、瞬時に選別が可能となる。さらに、大項目や中項目ごと選別すれば、

原秩序保存の原則にかなり近づくと考えられる。

また、文書管理基準表には、外にも「決定区分（決定権者の早見表）」や所管する係名も記載されている。これを当館が持つていけば、その文書の重要度を測る上で大変貴重な資料になる。全庁的に件名が簡素化していく傾向が弊害となってきたことは前に述べたが、「件名」を補足する情報としても十分利用できると思われる。

③ 主務課情報の収集

出所原則によって評価選別を行うために、出所の変遷図は大変重要である。組織は世の中のニーズや時代、首長の目指す行政の方向性により、絶えず変遷している。それだけに出所の名称の変遷、主な役割、主務課の当該年度の主要な施策などを押さえることが重要となる。これらをデータベースに入れておき、評価選別時に活用するのである。

さらには、当該年度の主要な事業報告や、財政の動きが分かる予算書や決算書、 年計画、 プラン、 ビジョンなどの長期計画や指針は、評価選別の際には全員が情報を必携するようにする。また、このとき作成・収集した情報を、将来の閲覧者に供することができるように整備しておけば、利用者にとっても大変便利なものになるであろう。

また、先に述べたこの文書管理基準表は、主務課の事務分掌を把握する上でも非常に参考になるので大いに利用できるのではないだろうか。

④ 複数人での選別・複数年度の選別

先に述べたとおり、現状では時間的・人的な問題で、第一次選別では一人の担当が全権を任せられ評価選別を行っている。複数人での合議での選別は望ましいのは明白だが、これについては、人員の増員等が根本的な解決にはなろうが、人員削減が進んでいる中では望みが薄いの現状である。評価選別の作業自体は一人で行い、かつ複数人で行ったのと同じ効果をあげられる方法はないだろうか。

一つ目の方法として、複数人で同じ局を評価選別するが、一緒に行わずそれぞれがバラバラに行うというのはどうだろうか。これで全員の作業時間を合わす必要がなくなり、各人の他の仕事の調整次第で、たとえ細切れでも合議よりは多くの時間が当てられる。また、第一次選別では、全員が選んだものはもちろん、一人しか選んでいないものも残す。これは、実務上の取りこぼしを少しでもなくすためである。また、第一次選別は多めに残すよう今まで以上に徹底する。そうすることにより第二次選別に残るものが大幅に増える。そこで第二次選別で公文書担当三人が合議制を取り入れ精査するのである。

2つ目の方法として、一人がその局二か年度分を選別を行うのである。これを行うことにより、主務課の定例的な文書が容易に理解でき、選別すべきものが特定しやすくなるのではないだろうか。

ただし、どちらも延べ時間は二倍以上かかることになる。現在でもかなり厳しい状態で係総動員で行っているのに、この現状でどこまで出来るかは定かではない。しかし、今後「紙ベース」での評価選別が

ら、「データベース」上での選別になっていくことで選別の効率は高まることは確かであり、そうすればかなり現実味を帯びる方法となるだろう。

話が少々ずれるが、東京都の評価選別率は一パーセントと、他道府県と比べて少ない方だと思われるが、公文書館側で特段意図しているわけではない。もし、時間と人員がたっぷり保証され、職員が文書をじっくり見ることができれば、救出される文書は格段に増えるだろう。選別率も当然上がるだろう。そのことに、担当職員すべてがジレンマを感じている。救えるはずだった貴重な文書を大量廃棄においてしまったのではないかと。内容を件名で想像して選別をするという方法を探っている以上、我々ができるだけ多くの文書を廃棄から救っておく必要があるだろう。サンプルとして試験的に選んでデータを取ることにも有効だろう。引き継がれてみて「空振り」だと思ったら、記録に残して翌年以降は選ばなければいいのであるし、ひょっとして五〇年後、一〇〇年後には大変貴重な資料になっているかもしれないから。

五 その他の課題

(一) 引継ぎ率の問題

いくら理想的な評価選別を行っても、文書自体が引き継がれなければなんの意味もない。引き継ぎまでの期間が長ければ長いほど、紛失

などの事故や過失による廃棄などの可能性が高くなってしまつからである。長期保存文書とは異なり、有期保存文書は保存期間が満了してしまつていれば安易に廃棄されてしまつ危険がある。よつて早い時期で引継ぎ率の向上を促すことは大変重要である。

(二) 引継ぎ率の向上のための方策

① 早い時期の引継ぎ

東京都では、主務課長は常時利用する必要があると認める文書を「常用文書」として指定することができる。常用文書は、利用する間は執務室に保存していいことになっており、当館でこの常用文書を選別しても、主務課での利用がある限り公文書館に引き継がれない。そしてその文書が常用でなくなる日はいつなのか当館では把握できない。常用文書は発生文書全体の三パーセント程度ではあるが、評価選別されたものうち常用文書は約一三パーセントを占めており重要度が高い。公文書館では、どの常用文書も三年保存文書と同時期に引継ぎ依頼をし、まずは引継ぎするようお願いしている。

② 代替物の引継ぎ

また、早い時期に引き継がない場合の対応策も講じる必要がある。保存期間は本来、文書の効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮して定められているはずであるが、文書の保管スペースの減少と、職場環境の改善理念の観点などから、以前に比べれば保存期間が短縮されている傾向がある。引継ぎを依頼すると、数か月の間に「使用中なのでまだ引き継がない」との電話が多数かかつてくる。当館の対応は

「使用しなくなったら引継ぎして頂きたいが、先にコピーだけでも引き継がないか。」と交渉している。(前に述べた常用文書も同様である。)
これは原本ではないが、少なくとも情報だけでも先におさえておこうという考えからである。

③引継ぎ予約・引継ぎの督促

今現在督促は行っていない。引継ぎ率を上げるのであればこれは早急に繰り返し行うべきである。しかし、その方法に何か工夫できないだろうか。そこで考えたのが「引継ぎ予約ビラ」の配布である。⁽¹⁶⁾各主務課に、まだ引き継がれていない文書一件一件に全部ビラを添付してもらおうよう依頼するのである。引き継がれるべき文書は主務課の文書担当者が管理しているのが原則であるが、担当係や担当者が保管している場合もあるだろう。しかし、公文書館が送付した引継ぎ依頼の文書は、主務課の文書担当者が保管しているのが一般的である。もし担当係(又は担当者)に引継ぎの依頼があった事実がメモや口頭などで伝えられていたとしたら、引継ぎ依頼があったことは時間がたてば忘れ去られてしまう恐れがあり、そうなれば廃棄されてしまう危険性が高い。その危険を回避する手段として、まだ引き継がれていない文書の一件一件に、「この文書は 年 月 日付総給公第 号で引継ぎを依頼しているものですが、貴課で保存する必要がなくなったら速やかに公文書館へ引き継いでください。」などと書いた紙片を添付してもらおうようにすればどうだろうか。こういった督促をより迅速にねばり強く丁寧に行うことで、引継ぎ率は確実に向上するだろう。

④主務課へのPR

繰り返しになるが、東京都の引継ぎのシステムでは、とにかく主務課に文書を引き継ぐ意志を持ってもらわなければ文書の収集はできない。主務課にもっと引き継いでもらうためには、主務課に文書管理規則を十分理解してもらい、公文書館がどういうところなのか、なんの根拠で文書を引き継ぐのか、引き継いだ文書はどの様に管理され、将来どの様に使われるのかなどを十分理解してもらい、協力してもらう必要がある。現在でも各課の文書管理担当者に「公文書館文書引継担当者説明会」を行ったり、交換袋には「大事な文書は、将来の担当者を利用できるように公文書館へ」といった文言を刷り込んだり、各種通知等には引継ぎを促進するようなお知らせ等を添付したりと様々なPRをしている。また文書課の協力を得て、文書担当者の目の付くところにポスターを掲示したり、庁内の電子掲示板にトピックやお知らせ、引継ぎなどに関する質疑応答などを掲示したりと、地道なPR活動を⁽¹⁷⁾行っている。

しかし「引き継ぐ義務」ばかりを盾に取り強制するのではなく、公文書館にあれば、文書が大切に保管される、自分で探さなくともすぐ出納してもらえる、職場の書庫がその分空くこと等々の、引き継いだ場合のメリットを十分PRすることも大切である。

それでもどうしても不便さを感じさせる部分は、それを少しでも解消するような改善をどんどん行うべきである。まずはアクセスの問題である。本庁は新宿区、公文書館は港区にあり、離れているため来館

が不便との声が高い（都営地下鉄大江戸線が開通したことでやや便利になった、と言われることはあるが。それでも四〇分はかかってしまう。四〇分で遠いとなれば、もっと離れている出先の事業所はなおさら不便だ。）。それで、「大変だから引継ぎなんかやめてしまおう」と考えてしまふ課も多いのではないだろうか。それを改善するには、以前から改善案に挙げられているデリバリーサービスを実現させることでもかなり効果が上がると思われる。また、現在でも、文書が特定できていて必要な部分が数ページであれば、主務課の要望でファックスを送るようなサービスを行っているが、このサービスを拡大させることも効果があるだろう。

ほかにも便利さを提供する方法はいろいろあるだろうが、最後には主務課と我々公文書館職員との信頼関係を構築するべく努力することが大切である。それには、常にプロ意識を持ち、研鑽を積むことももちろんだが、例えば日々のレファレンスや窓口対応も的確に、素早く、より真摯な態度で対応することも大変重要なことだと思われる。

おわりに

この論文は、平成一二年年度公文書館専門職員養成課程の修了研究論文として国立公文書館に提出したものに加筆したものである。

（整理閲覧係）

- (1) 文書課から当館に移った機能の一部とは、都で発生する永久保存文書の引継ぎ管理事務及びマイクロフィルム化事務のこと。それまで永久保存文書は「文書課長に引き継がなければならない」ところだったが、当館発足後は「公文書館長に引き継がなければならない」と東京都処務規程第五十五条が改正された。
- (2) 詳しくは当館編さん刊行物である都史紀要二十七『東京都の修史事業』（一九八〇年三月）を参照のこと
- (3) 昭和一八年七月一日、それまでの東京府と東京市を廃して、東京府の区域をもって東京都が設置された。その成立に伴って、東京都は従前の東京府庁と東京市役所が保存していた公文書を引き継いだ。詳しくは白石弘之「書庫の不思議」太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について『東京都公文書館研究紀要第三号』（二〇〇一年三月）を参照のこと
- (4) 『国立公文書館年報（創刊）昭和四六年度』に掲載
- (5) 根拠規定は、東京都処務規程（昭和四三年一〇月一日改正）第五十五条「各局長は、完結文書のうち永久保存文書を、暦年編集のものはその完結した日の属する年の翌年三月末日までに、会計年度によるものは翌年度八月末日までに一括し、引継目録を添え東京都公文書館長に引き継がなければならない。」
- (6) ちなみに、施行日と同日付けの「東京都文書管理規程の制定について」（規程の解釈・運用が示されたもの）によれば、この条文により「公文書館長は、長期保存の文書以外で将来貴重な文献となるものの散逸を防止するために、当該文書を系統的に一箇所に集中して適切な管理のもとに保存する必要があると認めるときは、主務課長に対して、当該文書の引継ぎを求めることができる。」こ

- ととした、とある。
- (7) 引継ぎが行われた事例では、廃止となる組織の執務室や書庫に当館職員が赴き、廃棄対象である有期保存文書をその場で文書の評価をし、貴重な文書だと思われるものについて持ち帰った、といった場合などである。
- (8) 水口政次「都道府県における文書保存・利用の現状と課題」『記録史料の管理と文書館』(一九九六年二月)によれば、東京都における文書管理システムは、「文書主管課が介入せず文書作成課から直接文書館に引き継がれるシステム」だとある。また、大日向孝史「歴史的・文化的価値のある評価・選別について」『東京都公文書館研究紀要第二号』(二〇〇〇年三月)によれば、「他の文書館でこのシステムを採用しているところはない」とのことである。
- (9) 近年組織改正が多く、二年前と比べると対象局数は二局減っている。大規模な組織改正がなされた局も多い。
- (10) 文書管理カードで文書管理することのほかに、同様の情報を入力できるフォーマットを備えれば、文書管理カードに代えて任意のパソコンでも文書管理が可能で、その場合は、当館にはアウトプットした「文書一覧表」が送付されることになっていた。我々は、文書管理カードにこの文書「一覧表」を併せて「文書管理カード等」と呼んでいるが、形態は両方紙ベース、情報も同様であるので、ここでは両方とも「文書管理カード」として話をすすめることとする。
- (11) なお、当館への送付は文書管理カードの二枚目で、一枚目は各主務課で利用される。
- (12) 原則CSV形式で情報が送付されてくる。
- (13) 前出の、大日向孝史「歴史的・文化的価値のある評価・選別について」には、
- このノウハウ誕生の経緯が記されている。また、この論文は、私が初めて評価選別を行った際に手本としたものである。この論文を執筆する上でも大変参考にさせていただいた。註に書ききれないほど引用していることをお詫びしたい。
- (14) 各件数は、平成七年度から一一年度分として送付を受けた文書管理カード五カ年度分の平均件数を参考にした。
- (15) 平成一三年度の第一次選別は、館長の英断により、館長以下当館職員全員で行った。(平成一四年度以降も全員体制で行う予定である。)平成一三年度の第一次選別終了後には、選別に関する新たな意見や課題などが活発に出された。今後の参考にしたい。
- (16) 北海道立文書館では、選別結果を各課に通知した後、「文書館引渡予定」と印刷されたラベル(シール)を送付し、文書の表紙への貼付を依頼しているそうである。このことを文書館職員の方に伺う機会があり、当館でも何か応用できないかと考えたのがこのピラである。当館では有期保存文書の依頼を保存期間終了直前(二月)に行っており、その時にピラを配布しても良いようにも思うがその直後半年間はかなり引継ぎがなされ、その後激減することを鑑みると、依頼から半年過ぎた頃に督促と同時に配布するのが良いように思える。
- (17) 外部向けには、平成一三年九月にホームページを開設した。
(<http://www.archives.metro.tokyo.jp/>)

明治四年朱引内四十四区制について

中 元 幸 二

はじめに

江戸を東京に改称したのは慶応四年（一八六八）七月一日だが、変わったのは名称だけで、江戸以来の名主と番組制による町の支配は継続されていた。明治初期の東京府は、急速な行政組織・区画の改正を頻繁に行つて、町支配組織の改正や町地・武家地・社寺地を整理・統合して、複雑に入組んだ行政区画の統一化を計つたのだつた。そうした行政組織・区画の改正のなかでも一つだけあまり実態が明らかにされていない改正として、明治四年（一八七二）の朱引内四十四区制があげられる。この行政区画は、実施期間が短かつたこと、『東京市史稿』に掲載された史料の量が少なく、内容も不十分なため具体的な部分については不明な点が多い。本稿ではこの朱引内四十四区制について紹介してみようと思う。

一 朱引内四十四区制とは何か

明治四年六月一三日に朱引内四十四区制と呼ばれる行政区画が東京府で実施された。朱引とは、江戸幕府が江戸の範囲を示すために使つた独自の用語で、江戸が東京と改められてからも引き続き使用されていた。明治期の朱引は、皇居を中心にして朱引の内側を市街地、外側を郷村地と定め、どこまでを市街地とするかの範囲を決めるために引いたものだった。よつて、朱引内四十四区制とは、東京の市街地に四十四の区割を設定した行政区画ということになる。四十四区と称するからには、区が第一区から第四十四区まで置かれ、それぞれの区内には各町が所屬していたはずなのだが、いざ、区と町の所屬関係を確認してみようとすると、直ぐには回答が得られないのが現状である。一例をあげて見よう。

朱引内四十四区制が施行されて数日後の六月一九日に東京府宛に出された次のような届がある。¹⁾

史料¹

一 小舟町八雲神祭之儀、氏子町々巡行之儀先達而御聞置尚御日延奉願

上氏子不残巡行仕、昨十八日帰社相成候間、此段奉申上候、以上
辛未六月十九日 拾四区 年寄 共

史料1は、小舟町の八雲神社の神祭で氏子町々巡業が行われた際、予定された期日の延長を申請する日延願が出され、これを東京府が認可し、延長された日程で終了したことを東京府に届け出たものである。差出人に「拾四区年寄共」とあるので、小舟町が第十四区に属することがわかるが、それは区と町名が明記されていたからで、もし町名が記されていないならば、第十四区に所属する町名や年寄の名前等から調べてみなければならない。そこで、まだ四十四区制が施行される以前の五十区制の時に当たる六月十三日に出された日延願の差出人を見ると「式番組中年寄竹口庄左衛門・添年寄会田正三郎」とある。よって、小舟町が五十番組制(五十区制)では式番組で朱引内四十四区制が施行されてからは第十四区に属していることが了解される。このことから、四十四区制と五十番組制では、番号の付け方が違っていて、五十番組制の番号の順番が四十四区制にはそのままには通用しておらず、何らかの変更があったことを指摘できよう。

五十番組については、『東京市史稿』市街篇第五十の明治二年三月一日日条に「東京府日誌」から転載した番組表が収録されているので、年寄の名前や何番組にどのような町が所属するかを一覧でき、所属の番組さえわかれば町名や年寄名を特定できるので便利である。試みに同書を利用して史料1の場所を探してみると、五四四頁の式番組の場所

に、中年寄竹口庄左衛門・添年寄会田正三郎と小舟町壱丁目・同式丁目・同三丁目を見付け出せるので、事実関係を確認できるのである。

しかし、四十四区制でも同様にして所属する区と町を確認しようとする場合には、活字化された区別町表等が無いため、簡単には判断することができない。よって、年寄の名前等を特定して一旦五十番組での番組を求めたり、町名で見当を付けて番組を捜さないと所属町名が容易には判明しないのである。それでも、前提として五十番組と四十四区の区割設定・年寄の人名が全く同じであるならばという限定付きなので、この方法も厳密に言えば有効とはいえないだろう。

そこで、本稿では、この朱引内四十四区制を今一度検討し直してみることとし、各区の所属町表を作成・提示することでそのような不便への一助とも成すことを目的として以下に述べて行きたい。

二 行政区画の変遷

明治初期の東京の行政区画を説明したものは、『区制沿革』⁽⁵⁾、明治初年の武家地処理問題⁽⁶⁾、『東京百年史』第二巻等⁽⁷⁾があり、史料集では前述した『東京市史稿』がある。これらの成果に導かれつつ、まず明治初年の東京の行政区画がどのような経緯で推移していったのかの概略を簡単に見ておきたい。

表1は、明治二年から七年までの東京府の行政区画の変遷状況を年表で示したものである。東京府が東京の行政区画の変更に着手したの

表1 明治初年の東京府行政区画の変遷

明治2年	2月19日	新たに朱引を定める
	3月10日	名主を廃止する
	3月11日	中年寄・添年寄の任命
	3月16日	五十番組制(五十区制)を定める
	5月8日	地方五番組制を定める
明治4年	5月10日	地方年寄・中年寄を任命する
	11月2日	武家地を東京府管轄とする
	6月9日	朱引の改正、朱引外六大区二十五小区制を定める
	6月13日	朱引内四十四区制を定める
	8月14日	朱引内外六十九区制を定める
	11月21日	貫属・社寺の触頭を廃止する
	11月28日	六大区九十七小区制を定める
	11月28日	中年寄・添年寄を廃止し、戸長・副戸長を任命する
明治7年	12月27日	武家地・町地の名称を廃止する
	3月8日	十一大区一〇三小区制を定める

出典：『都史紀要五 区制沿革』東京都公文書館編、昭和33年(1958)3月

は、明治二年二月に市街地の範囲を定めた朱引の改正が最初であった。翌三月には名主を廃止して名主三三八名はすべて罷免され、中年寄・添年寄を置き、一元名主の内から五七名を中年寄、三九名を添年寄

に任命し、中年寄の内八名を世話掛、二名を世話掛肝煎に任命した。また、この時初めて江戸以来通用されてきた二番組に番外吉原・品川を加えた全部で二三番からなる番組制と名主制度が改められ、朱引内(市街地)の町に五十区の区画が制定された。⁽⁶⁷⁾ 町の行政組織は、世話掛肝煎 世話掛中年寄 中年寄・添年寄 町年寄によって担われ、これらの職員は東京府によって進退されることになった。配置職員の規模は、五十番組の各番組には中年寄・添年寄を一名づつ、五区(番組)毎に世話掛中年寄を一名づつ、五十番組の総括として世話掛肝煎を二名置くという名主の大幅な削減を意図したものだ。⁽⁶⁸⁾

五月には朱引外(郷村地)にも地方五番組を定め、地方大年寄を二名、世話掛中年寄を四名、中年寄を一四名置いた。ここに市街地・郷村地を番組制で覆い各組を年寄が支配する体制ができあがった。これらはいずれも江戸以来の町地を対象にしている、武家地・社寺地は東京府の支配には属さず、身分による支配の区別は依然として存在していた。十一月には武家地が東京府の管轄下に入るが、身分が違いため武家地・社寺地には触頭を置いて支配することにし、町の年寄の支配下には入れなかった。

その後、明治四年六月に朱引の改正がなされ、明治二年に設定した朱引を縮小して地方五番組を大区小区制に改めて六大区二十五小区とした。この改正では朱引内から朱引外に移された町があったため、これを受ける形で朱引内の区数が減少して四十四区制に改められた。八月には、朱引内が四十四区制で朱引外が六大区二十五小区という異なる

名称であったのを朱引内に合わせて統一することにし、朱引内最後の第四十四区に続けて朱引外の二十五小区を第四十五区から第六十九区までの名称に改め、朱引内外を合わせて六十九区とした。十一月には、貫属・社寺の触頭を廃止し、六大区九十七小区を制定して中年寄・添年寄九七名の内三十名を罷免し、残る六七名を改めて戸長・副戸長に任命した。朱引内外の町村を大区小区制にして単一の行政区画に入れ、町地に武家地を含み込んで町名を与え、すべて身分で区別せずに東京府 区の管轄下に一本化するという画期的なものであった。明治七年三月には郡村地をも加えた十一大区一〇三小区となり、明治十一年十一月の郡区町村編制法まで続いた。

このように、明治二年三月までは旧来の江戸の市政を継承した名主が存続していたが、すべて廃止された。かわって東京府が元名主の内から任命した中年寄・添年寄が五十番組制の町の行政を担うことになった。以来、中年寄・添年寄による支配に変化は無く、明治四年十一月の六大区九十七小区制が実施された時に中年寄・添年寄は廃止されて戸長・副戸長に改められた。また、朱引や番組制（区制）の改正は基本的に町地が対象で、町名も付与されていない武家地は番組の管轄外で触頭の支配下にあった。このような経過のなかで朱引内四十四区制を見ると、町地に武家地を編入する過渡期に設定され、朱引の縮小によりいくつかの区が朱引外へ移転したことによって成立したもので、六大区九十七小区制が成立するまでの五ヶ月間という短期間にだけ実施されていた区画であったといえるだろう。では、もう少し詳しく四

十四区制について従来どのような説明がされてきたのかを以下に述べておきたい。

三 朱引内四十四区制の解釈と説明

朱引内四十四区制について『区制沿革』は、「従来の朱引内五十番組の中、第十五から第二十二までの八区と第二十四から第二十六までの三区と第二十八と都合十二区が朱引外となった一方、旧武家地に新たに六区が設けられたので、差引き四十四区となったのである。番号順序は変更されたけれども、各区の区画線は旧のままである。」と述べ、朱引内五十番組制の第十五番から第二十二番までと第二十四番から第二十六番までと第二十八番の合計二二の番組が朱引外に移り、六区が新設されて合計四十四区になったこと、各区の境界には変化が無く、朱引内外の境界線が動いたために移動した一二区と、新設された区が六つあり、番号順序に変更があったとしている。また、実施に至った背景としては、朱引内四十四区制を達した四日前の六月九日に朱引外郷村地に六大区二十五小区制が実施され、「従来五十番組の中に含まれていた町地の中で、山の手方面の多くが郷村地域にとられたために、五十番組制をその儘存続することが出来なくなったのと、新しい戸籍法によって、従来は五十番組と関係の無かった武家地を加える必要が起った」⁽¹¹⁾ことをあげて、戸籍調査と武家地編入の影響を指摘しており、朱引内外の改正が一つの連動した行政区画の改正だったということが述

べられている。

『東京百年史』第一巻も『区制沿革』の記述とほぼ同じで、「四四区」という区数は、従前五〇区であった旧「朱引内」から一二の区が「朱引外」に移り、代わって新しく武家地のうち六区が「朱引内」市街地に編入されたものである。各区の境界線は、したがってこれまでどおり五〇区時代のものを踏襲している」とし、朱引内外での区の移動と武家地を町地に編入しての区の新設があり、それ以外の区は五十番組制を引き継いだものであるという認識だった。⁽¹²⁾

以上のように、両書が指摘した朱引内四十四区制実施の理由の要点を整理すると次のようになる。

① 朱引内外境界の改正により、朱引外（郷村地）に先に大区小区制が実施されて朱引内（市街地）から移転した区があったために区数が減少した。

② 朱引内にそのまま残った区の境界には何等の変更も加えられておらず、基本的には五十番組制のまま継続していた。

③ 戸籍調査のために武家地の内から新たに町地に編入された土地にも町地と同様の区制を実施する必要があった。

まとめると、新たな武家地の町地への編入があるものの、朱引内四十四区制は基本的には五十番組制の枠組はそのままにして、いくつかの区に出入の変更があっただけであるという説明になっている。

以上のように、『区制沿革』・『東京百年史』では、引用文で示した通りのいたって簡潔な説明があるだけで、朱引内四十四区にはどのような町が各区に属しているのか、『区制沿革』に指摘のある番号順序の変

更とは単に朱引外に移転して抜けた町の分を詰めただけなのか、また、武家地の編入とはどこを指すのか等、具体的な事柄については何等の説明も無く、行政区画の変遷を理解するための基本的な情報が十分ではないといえよう。区の境界に変更がないという指摘からは、五十区制との連続面が述べられていると考えられ、六大区九十七小区制までは基本的に五十番組制の枠組で推移しているように読みとれるので、実際に朱引内四十四区制と五十番組制を町単位で比較してみないとどのような点で違っているのかは不明であるといえるだろう。

四 朱引内四十四区制の史料

朱引内四十四区制の説明は、前記したように、『区制沿革』と同書を下敷にして書かれた『東京百年史』第一巻に基本的な内容は網羅されている。『区制沿革』は、昭和二五年（一九五〇）三月に東京都総務局文書課から『東京都史紀要第三 区制沿革 名主制から区制まで』のタイトルでガリ版刷で作成されて、昭和三三年に『都史紀要五 区制沿革』として発行された。同書が詳しく扱った明治初年の史料を収録した『東京市史稿』市街篇の刊行状況を示すと以下の通りである。

- 第五〇 慶応四年八月～明治二年十二月 昭和三六年 三月刊行
- 第五一 明治三年一月～同 四年 五月 同年 十一月刊行
- 第五二 明治四年六月～同 五年 四月 昭和三七年 三月刊行

第五三 明治五年五月〜同 五年十二月 昭和三八年 三月刊行

『区制沿革』の刊行が『東京市史稿』市街篇よりも数年先行しているものの、両書がほぼ同時期の仕事であったことがわかる。よって、両書は本文と史料集のような関係にあつて、朱引内四十四区制の解釈の仕方は一致しており、前記した朱引内四十四区制の説明で『区制沿革』には具体的な記述が不足していることを指摘したことは、『東京市史稿』市街篇五二の掲載史料にも反映されていて、この朱引内四十四区制だけが他の行政区画の改正と比べて少ない情報量になっているのである。そこで、まず、それらの史料について以下に検討を加えてみよう。

『東京市史稿』市街篇第五二の六月九日条には、府下ノ区法ヲ改正シ、朱引外ヲ六大区二十五小区二分ち、仮二戸長副戸長ヲ置ク。同月十三日、朱引内区法ヲ改メ、分チテ四十四区トス⁽¹⁵⁾と題目を立てて、前半に朱引外六大区二十五小区制、後半に朱引内四十四区制の史料をまとめて配列してある。こうした題目の立て方からは、『区制沿革』と同様の朱引外と朱引内の改正を一連のものとしてとらえる姿勢が看取される。前半の朱引外六大区二十五小区制には、朱引内外境界と各大区間の境界、各大区小区の町村名・仮戸長副長名を示した史料が「法令類纂卷之六七上」から収められ⁽¹⁶⁾、更に「辛未六月改正 朱外六区町鑑」を掲載して、各大区小区毎に所属町村名と中年寄・添年寄が一覧できるよつになっている⁽¹⁵⁾。

後半の朱引内四十四区制では、他の条項には見られない説明文がわざわざ冒頭に置いてあるので、まずこれを示してみたい。

史料 2

朱引内区法改正モ前記朱引外六大区二十五小区制ト関連シテ改正セシモノナリ。都政史料館所蔵「明治四年六月改正市区鑑」ニヨレバ、一・二・三・五・六・七小区ノ町名ヲ欠ク。衰微セル朱引内市街地ヲ朱引外トセシ外、朱引内武家地ヲ市街地ニ編入セシモ、未ダ町名ヲ附サザルモノアリシ為力。中年寄・添年寄ノ支配ニハサシタル變動ナカリシモノノ如シ。四年十一月ノ改正ヲ参照スベシ⁽¹⁶⁾。

この説明文には、欠落している六つの区は武家地から町地に編入された地域なのではないかとしている点、中年寄・添年寄ノ支配ニハサシタル變動ナカリシモノノ如シとして実態の判断に迷っている点等の可能性や疑問点が提示されている。しかし、肝心の都政史料館所蔵「明治四年六月改正市区鑑」は結局『東京市史稿』市街篇には掲載されていないので、これらの点を史料で実際に検証することはできない状態である。

また、最初に朱引外六大区二十五小区制との関連を示し、末尾では、「四年十一月ノ改正」を参照するようとして、他の改正の事例を参考にすることを指示している。「四年十一月ノ改正」とは、前述した表1を参照すれば六大区九十七小区制のことを指していることがわかる。朱引外六大区二十五小区制と六大区九十七小区制は、『東京市史稿』市街篇の当該箇所毎の町村表が収録してあるので、この参照の指示は、前後の改正の情報を含ませることで、朱引内四十四区制が理解できることを示したものと考えられる。

史料2の後に関係史料が配列されているが、『東京市史稿』市街篇に掲載されている他の行政区画の改正の場合とは違い、史料2の内容をそのまま反映して十分な史料提示になっていない状況が認められる。では、ここに提供されている史料から何がわかるのかを以下に示し、その内容を検討してみたい。

掲載史料は四点あるが、前半の朱引外六大区二十五小区制を述べた部分や直接四十四区制実施とは関係しない記述を除いた必要部分のみを抜粋すると以下ようになる。

史料3

今般朱引内外御確定二付、朱引内世話掛り年寄共銘々心得候区々并御用間年寄出勤組合割、別紙ノ通伺出候二付、伺ノ通り被御聞届可然奉存候

附札

書面、右可為伺ノ通候事

辛未六月十四日

別紙

今般東京朱引内外区別御改二付、朱引内御用伺罷出候区々左ノ通、

(以下略)⁽¹⁸⁾

史料4

市中
中添年寄
今般区法改正二付、兼テ相達置候絵図面ノ通相心得、明十四日ヨリ

唱替可申事「原書二図面ヲ欠ク」

辛未六月十三日

掛紙

図面ノ存スルナキヲ以テ不明瞭ナリ。然レトモ次ノ改正ニ依テ考フルニ、一区ヨリ四十四区ナルヘシ。

史料5

十三日 府下朱引内外ノ区別ヲ改正シ、朱引内ヲ四十三小区「吉原ヲ一区トシテ四十四区」ト為シ、朱引外鄉村所屬ノ地ヲ六大区二十五小区二分チ、従前ノ中添年寄ヲ以テ、仮ニ戸長副戸長ヲ置、出張掛り官員ヲ定メ、区内住居人員戸数等ノ取調ヲ掌ラシメ、地面人員戸数職業ノ四件ニ付テハ、官省并触頭等ノ手数ヲ経ズ出張所ヨリ直ニ官員華士族社寺等ニ問合可致旨ヲ達ス。

(中略)

十四日 仮ニ正副区長ヲ置ク、「正員二十九名・副員六十八名」⁽²⁰⁾

史料6

同(明治四年六月)十四日より御府内区別改り四十四組に成、「十二月又区別御改正あり」⁽²¹⁾

この四点の史料を史料3から順に見ていきたい。史料3は本文と別紙から構成されているが、前半の本文は、上局への伺文と伺に対する指令回答である附札の二つの部分からなり、伺文の内容は、朱引と行

政区画の改正にもなつて東京府へ御用聞に出頭する世話掛の担当区割が新たに変更して作成され、その組合分割表を世話掛から東京府へ伺書として提出し、東京府はこの伺書の通りに認可されるよう上司へ稟議に出したもので、上司は伺書文の通りで差支えない旨を附札を貼付けて回答したものである。後半の別紙は御用聞年寄出勤組合割で、省略した部分に記載されている。⁽²²⁾本文中には全く記載されていないが、別紙の区数(省略部分)と日付から見てこれが朱引内四十四区制の世話掛・中年寄・添年寄の担当区と区割を朱引内各区の年寄へ達するため作成されたものであることは間違いない。

史料4もまた史料3と同様に四十四区制を直接示した記載は無いのだが、やはり日付から見て、六月一四日から朱引内四十四区制の名称に区名を改めることを達したものだといえる。後半部分には、「掛紙」と標題のある四角に囲われた部分があり、その内容は、図面が無いので確かなことは言えないが、四十四区制であろうことを推測した文章である。この、図面が無い旨の記述については、本文にも「兼テ相違置候絵図面ノ通相心得」とある部分に関連させての表記と考えられるが、素直に史料4の本文を読むならば、朱引内四十四区制を六月一四日から実施するので区名をその日から替えるようにということと中年寄・添年寄に通達したもので、その区名の改称は既に予め通達してある絵図面に表記してある通りだということになる。つまり、この通達が出された時点では、新たな区名を通知する作業は既に終わっていて、後は開始する期日を通達すれば良い状態で、新たな区名等が記してあ

った絵図面は少なくとも六月一三日以前には中年寄・添年寄に廻達してあったと解釈できる。本来原書にはなくて、「法令類纂」の編者が付けたと考えられる「原書二図面ヲ欠ク」という記載は、この史料に付けるべきではなく、別に絵図面を通達した文書の有無として注記すべきだったことを指摘できるだろう。

ところで、この史料4の出典である「法令類纂」巻之六十七上に所収の本史料を見てみると、「掛紙」の記載が無く、この記載は『東京市史稿』の編者が付けた注記だということがわかる。では、四角に囲った意味は何なのかというと、この部分は付箋になっているからで、その状態を表記するための囲いなのだった。掛紙とは、通常は文書の包紙や文書に付箋として貼り付られたものに対して使われる史料用語であるが、この場合は記載内容から通達に記入してあったものとは考えられず、包紙の上書であるならば本文の前に提示しておくべきである。よって、この史料が通達文では直接触れていない朱引内四十四区制の史料であることを示すための付箋と解釈することが妥当であろう。『東京市史稿』の史料4には「(ヤ)」「等の編者の追記を示すための処理が無く、単に「掛紙」とだけ記載してあるだけなので、「法令類纂」の原状とは違った解釈を生じさせるような表記だといえ、この場合は「掛紙」ではなく(付箋)とするか、または掲載せずに、むしろ史料2に注記をした方が良かったのではないだろうか。

ところで、「法令類纂」には他に巻之六十七下にも同じ史料が収録されているのでこちらも参照してみたい。⁽²³⁾この巻六十七下所収史料で

は、「原書二図面ヲ欠ク」の割注も「掛紙」として四角に囲われた部分の記載もともに無く、原書の状態が忠実に示されている。

このように、巻之六十七下所収史料により原書の状態が明確になったことから、「掛紙」と記載された部分が実は付箋であり、原書には本来存在せず、「掛紙」の記載内容が「法令類纂」の割注と一致するのであるから、この付箋は「法令類纂」の編者が朱引内四十四区制の史料であることを示すためにそのことを明記して付けたものと判断できる。

この史料3・史料4以外には「法令類纂」に収録されていないので、史料3・史料4が朱引内四十四区制を中年寄・添年寄に通達した文書として確認できる全部になるのだが、肝心の絵図面とその達は今回の調査でも発見できなかった。

次は史料5であるが、これは「府史提要」という東京府の歴史を年月日順で簡潔に説明をした編纂物に掲載されているもののだが、注目すべきは、朱引内四十四区制を明記して朱引外六大区二十五小区制と関連付けて説明している点である。また、一三日には中年寄・添年寄を仮に戸長副長とすること、一四日には正区長二十九名・副長六八名を設置したとする、他の史料には触れられていない記事が見られる。

そして、史料6は、元町名主の斎藤月岑が編纂した「武江年表」の記事である。史料3から史料4までの史料が東京府側のすなわち府から町へ通達するための史料であるが、この史料6は通達を受けた側の記録で、はっきりと府内が四十四区制になったという認識を示している。

絵図面が手元にあつて新たな区の体制がわかっていることを前提にす

るならこうした受けとめ方は当然だといえよう。

以上のことをまとめると、次のようになる。

①『東京市史稿』に掲載の史料には、町名改称の期日の通達文と世話掛の組合分担表を取決めた何文の二点だけで、朱引内四十四区制の区割等に関する史料は見いだせなかった。

②この改正は「区法改正」と呼ばれ、あらかじめ絵図面を配付して区の改称を中年寄・添年寄に通達していたが、存在したはずの絵図面は現在所在不明で、絵図面を配付した際に中年寄・添年寄宛に出された通達文自体も発見されていない。

③中年寄・添年寄を区長副長に任じる記事が見られるが、これは、十一月二十八日に中年寄・添年寄を廃止して戸長・副戸長を任命したことと齟齬する内容であるが、「仮」とあるように、暫定的な処置であった。

このように、『東京市史稿』市街篇第五二の掲載史料からは、朱引内四十四区制の実施の過程や理由を読み取ることができるものの、五十區制や朱引外六大区二十五小区制との関係を具体的に知ることはできず、前述した朱引内外での区や町の移動を確認する史料は、別に求めねばならないことが改めて確認された。史料4に示された絵図面が存在しない以上、史料2に都政史料館蔵と明記された「明治四年六月改正市区鑑」が最も参考となる筈なので、本史料を紹介して具体的に見て行きたい。

五 「明治四年六月改正市区鑑」の紹介

史料2に紹介してあった「明治四年六月改正市区鑑」の所蔵先である都政史料館とは現在の東京都公文書館の前身であり、東京府文書等の所蔵史料は東京都公文書館に受け継がれて保管されている。⁽²⁴⁾「明治四年六月改正市区鑑」の表題を頼りに搜索してみると、該当する史料として以下の二点を見出すことができる。

史料7 「辛未六月改正 町鑑 常務局」⁽²⁴⁾

史料8 「明治四年辛未稔六月改正 市区鑑」⁽²⁵⁾

史料7・史料8はともに類似の表題を持ち、若干の記載の違いが認められるが同じ内容の史料である。現在この二冊には修復が施されているため、『東京市史稿』に収録された当時とは異なった保存状態になっている。東京都公文書館での簿冊の修復は、主に裏打ちと新たに柿渋を塗った表紙・裏表紙を追加するというもので、この表紙・裏表紙のことを東京都公文書館では「飾り表紙」と呼称しているが、これは元来の表紙・裏表紙を原状のままに保護するための処置である。この飾り表紙が修復の際に付けられたため、現時点では表紙の表題が変更されており、史料7には「辛未町鑑」、史料8には「明治四年 市区鑑」と記されている。⁽²⁶⁾

史料7・史料8の記載形式は全く同じで、史料8を例にして示す次のようになる。

史料9

第十八区

中年寄

多田内信助

添年寄

蒲生喜一郎

一 南茅場町

「里俗裏通ヲ裏茅場町」^(朱書)

元日枝旅所門前ヲ薬師前与唱候」

坂本町巷丁目

同 式丁目」^(朱書)

「里俗両町八河岸ヲ相川岸」

二丁目横町ヲ植木店与唱候」

亀島町

「里俗代官屋敷紅梅新道」

矢場与唱候場所所有之」

北島町

「里俗小路云々ニ而提灯掛横町」^(朱書)

鍛冶町神保小路六軒長家

七軒町与唱候場所所有之」

「日枝旅所門前 合併」^(朱書)

「岡崎町」^(朱書)

竹しま町 合併

亀しま町

「(朱書)神田新銀町代地

三代町

「(朱書)里俗此辺八丁堀与唱候」

同塗師町代地 合併唱替
同松下町壱丁目代地

「(27)六ヶ町

第十八区の部分を全文掲載したが、史料7・史料8の記載内容に違いがあるのは、坂本町式丁目の下にある朱の「(朱書)」印が史料8にしかない点だけである。記載形式は、最初に区名と中年寄・添年寄を順に記し、次に区内の町名を列挙して最後に町数の合計を示したもので、町名の下には町の改称や統廃合を、町名と町名の行間には里俗名等の情報がともに朱書で書き込んであり、坂本町式丁目の下にある朱の「(朱書)」印は第十八区の扱がその町内にあることを示す記号である。

冒頭の区名や中年寄・添年寄の記載位置から町名・朱書・記号の記載場所、さらには行数にいたるまで各区とも同一の書式で記載されている。しかし、各区を相互に比較してみると区毎に筆体が違っていて同筆の区が見当たらないことから、東京府で一括作成されたものではないと推測される。よって、この町鑑の作成は、東京府から各区へ一定の書式で所属町名と合計町数を書いたものを提出することが命じられ、各区から提出されたものを東京府が区の順番に綴じて合冊したものと考えられる。

このような書式の統一性と作成の状況からは、各区へ町鑑の記載形式を指示する通達によって作成されたことが推察されるのだが、朱引内四十四区制の町鑑についてのそのような通達は管見の限り見出せな

かった。しかし、明治二年の五十番組制が編制された時の町鑑の作成に関する通達が参考となるので以下に示したい。²⁸⁾

史料10

(イ)

一先達而町鑑取集候後町銘替之分も有之候間、別紙雛形之通六拾通ツ
ツ来月十日御持寄可被成候

但内押切印無之分拾通ツ、御持寄可被成候

一雛形系紙之通片面七行二御認、町銘替合併之分町銘下江朱二而御認
入之事

一里俗者町銘腹書二朱二而御認入之事

一町用扱所有之場所、町銘下江朱 記シ之事

一押切判者年寄姓名上江押候事

右之通御達申候

御用伺

巳五月廿九日

当番

(ロ)

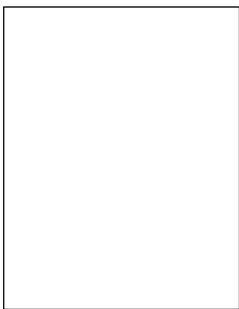
何番組

中年寄

何之誰

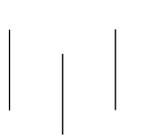
添年寄

何之誰



--	--

- (八)
- 一 同 何町
何拾ヶ町
 - 一 同 何町
「里俗何々^(朱書)与申場所^(朱書)有之」
 - 一 同 何町目
「何町何町^(朱書)」
 - 一 同 何町目
「何町改^(朱書)」
 - 一 同 何町目
「里俗町々^(朱書)」
 - 一 同 何町目
「何町何町^(朱書)」
 - 一 同 何町目
「何町何町^(朱書)」
- 合併



--	--	--	--	--	--

史料10は便宜上(イ)・(ロ)・(ハ)に区分した三つの部分からなり、(イ)は町鑑の作成と記載内容の指示で、(ロ)・(ハ)は雛形^{ひながた}と系紙である。この通達が出された経緯は、(イ)の第一条目に「先達而町鑑取集候後町銘替之分も有之候間」とあるように、一旦作成された町鑑が、町名の変更により表記を見直さなければならなくなったので再度提出を求めたものである。二条目以降の説明をまとめると次のようになる。

①紙面には片面七行どりで記載する。

② 町名の下には朱で町名改称・合併を記載し、町用取扱所のある町名の場合には朱で 印を付ける。

③ 町名の脇の行間には里俗名を朱書きする

④ 年寄姓名の上に押切印を押す。

①の片面七行での記載の指示は(ハ)系紙が七行どりになっていることと対応していて、(ハ)系紙を下敷きにして書けば各区共通した紙面構成になる。そして、②④の町名に対する朱書の記載指示は、史料8の記載と比較してみると、すべてが対応していることがわかる。つまり史料10は、そのまま史料8の記載の指示に置き換えることができるのであり、明治二年に町鑑の記載の体裁は整えられ、以後この史料10の指示(イ)と雛形(口)(ハ)によって作成されていたことが指摘できよう。

ところで、部数は史料10では全部で六十通ずつでその内十通は押切印が無いもので作成するようになっている。史料10は明治二年の五十番組制の段階でのことなので、押切印の無い十通は東京府用で五十通は各番組に一つずつ配布するためのものと推定することができる。本稿で紹介した町鑑にはいずれも押切印が無いものなので、史料10が説明する十通の側のものである。よって、朱引内四十四区制でも同様に東京府用と各区への配布用に多量の町鑑が作成されたと考えられるが、前記したように史料7・史料8の二部しか現在のところ確認されていない。

ここで前記注⁽¹⁵⁾で紹介した「辛未六月改正 朱外六区町鑑」が同じ

く二部作成されていたことが想起されるが、朱引内外で二部ずつ作成された元表紙の表題を比較してみたい。朱引外Aと史料7はともに「町鑑」・「常務局」と明記され、朱引外Bと史料8は、欠損部分があるので明確ではないが、年を示す「稔」と「市区鑑」の表記がそれぞれ一致していて、対応関係にあることが理解される。つまり、二冊一組の対で利用保存されていたのであり、少なくとも朱引外Aと史料7は常務局で作成利用されていたものと見なせるだろう。⁽²⁹⁾

通常、町鑑は新たに設定された行政区画を一般に認知させるために、各区毎に年寄名・所属町名を示したものを印刷版行するのだが、朱引内四十四区制の町鑑が印刷版行された形跡は無い。よって、本稿で紹介した町鑑は、東京府が町の頻繁な行政区画の改正に対応するための職務利用の目的で作成されたものと推察される。

この史料7・史料8の両書に記載された内容から区名・町名・中年寄・添年寄名・町数を各区毎に示したのが表2である。

六 朱引内四十四区制の比較

表2によって朱引内四十四区制の区名・町名・中年寄・添年寄名・町数の全容が明らかとなり、ここに五十番組・朱引外六大区二十五小区制との比較も可能になったわけである。しかし、前述したように、五十番組制とは区の順序が違っているため直接両者を照合することができないので、それが可能となる史料を次に示したい。

史料11a

今般東京朱引内外区分御改二付、朱引内御用伺罷出候区々左之通り

世話掛り 「(朱書)三十三番組 八区

馬込彦一郎 三十四番組 九区

心得 三十五番組 拾区

二十六番組 拾壹区

(以下略)⁽³⁰⁾

本史料は、前掲した史料3の省略部分に相当しているが、同一の史料を特に史料11aとして別に示した理由は二点ある。まず、史料の体裁である。史料3は『東京市史稿』市街篇五二から引用したものが、史料11aと同じ馬込彦一郎の八区から拾壹区までの列記部分を抜粋し、史料11bとして次に示したい。

史料11b

世話掛

馬込彦一郎心得 八区 九区 十区 十一区

(以下略)⁽³¹⁾

このように各区を縦に列記しているが、「法令類纂」卷之六十七下を見てみると、各区は史料11aと同じく横に向けて併記されていて、世話掛と区名の間が広く空いていることがわかる。『東京市史稿』ではこの史料3・史料11a・史料11bの目的が御用伺の区の組合割にあることから、縦に詰めた表記にしても問題が無いと判断したためにこのような記載になったと考えられる。

次の点は、史料3・史料11bと史料11aを比較すると内容に違いが見られるからである。同じく後半の別紙部分の担当区毎に区名が列挙されている箇所注目してみると、史料11aでは世話掛と区名間の空間を利用して各区が元何番組であるかが朱書で注記されているので、これによって番組と区の対応関係がわかるのである。

では、この記載が何によってなされたのかであるが、結論から先にいえば不明である。史料3・史料11bは「法令類纂」卷之六十七下、史料11aは「区吏沿革並職制草稿」を典拠にしたもので、ともに編纂物であつて原文書からの引用ではない。よつて、この朱書の記載が元々有つたのか無かつたのかをはつきりとは示せないが、史料の体裁は両方とも同じく区名を横に併記するもので、「法令類纂」の記載を「区吏沿革並職制草稿」が写したと考えられること。「区吏沿革並職制草稿」に収載してある九三点のなかで特に朱書で表記してあるのは本史料だけである点から見て、これが本来あつたものではなく、区と番組を対照にした史料が無かつたために、便宜的にここに追記したもので、朱書にしてあるのは、これが編者の作成した注記であることを明示するためだからだと考えられること。この二点から、朱書は元々有つた記載ではないと推測される。しかしながら、他に新旧の区を対照させた史料はないので、史料11aの朱書を使って区と番組の対応関係を示したのが表3である。⁽³²⁾

表3 番組・区対照表

番組	区	世話掛	番組	区	世話掛
三拾三番組 三拾四番組 三拾五番組 三拾六番組	第八区 第九区 第十区 第一一区	馬込彦一郎	貳拾七番組 貳拾九番組 三拾番組 三拾壹番組 三拾貳番組 三拾九番組	第二十七区 第二十八区 第二十九区 第三十区 第三十一区 第三十三区	片岡二左衛門
壹番組 貳番組 三番組 四番組	第一三区 第一四区 第一五区 第一六区	馬込彦一郎	三拾七番組 三拾八番組 四拾番組 四拾壹番組 四拾貳番組 四拾三番組 五拾番組	第一二区 第三十二区 第三十四区 第三十五区 第三十六区 第三十七区 第四十四区	小西喜左衛門
五番組 六番組 七番組 八番組 九番組 拾番組	第一七区 第一八区 第一九区 第二十区 第二一区 第二二区	長沢次郎太郎	四拾四番組 四拾五番組 四拾六番組 四拾七番組 四拾八番組 四拾九番組	第三十八区 第三十九区 第四十区 第四一区 第四二区 第四三区	村松為路
貳拾三番組 拾壹番組 拾貳番組 拾三番組 拾四番組	四区 第二十三区 第二四区 第二五区 第二六区	長沢次郎太郎			

出典：「区吏沿革並職制草稿」（請求番号CB168/634.C3.15）

表3により区と番組の対応関係がよく了解できるのだが、まず眼に付くのは、番組と区の番号がほとんど対応していない点である。番組と区の番号を比較してみると同じ番号で移行したのは旧二十七番組の第二十七区だけで、それ以外はすべて番号が変更されている。そして、配列順序は世話掛の担当組合ごとに見るとだいたい連番で並んでいて、この点は番組の配列順を引き継いでいるようなのだが、全体を通して見渡すとかなり順番が変えられている点が認められる。表3が世話掛ごとに配列してあるので、区の番号が飛んでいることも影響しているのだろうが、かつての吉番組が第十三区に、最も若い番号の第四区が旧二十三番組であったりして配列順序が基本的に変更されたのは明らかであろう。そして、最も注目されるのは、史料2で指摘していた一・二・三・五・六・七の各区の欠落が確認できることで、前述した『区制沿革』の説明に十五番組から二十二番組まで、二十四番組から二十六番組まで、二十八番組の合計一二の番組が朱引外に移転したとの指摘と表3の内容が全く合致するということである。すなわち『区制沿革』・『東京市史稿』の記述内容は、「区吏沿革並職制草稿」の情報を元に作成されたものではないかと推測されるのである。

それでは、表2からも同様の結果が得られるのかを次に見てみたい。まず、朱引外に移転した番組を特定するためには、朱引外に移転したと明示された番組を対象にして、五十番組制と朱引外六大区二十五小区制・朱引内四十四区制の町村ごとの比較を行って、どの区へ移動していったのかを確かめることから始めたい。その作業によって、番

表 4 朱引外移転番組表

番組	中添年寄	区	町名	町数
拾六番組	中年寄浦口清一郎 添年寄植田孫右衛門	第一大区一小区	本芝巻丁目・本芝貳丁目・本芝三丁目・本芝四丁目・芝入横町・芝材木町・芝下夕町・芝田町巻丁目・芝田町貳丁目・芝田町三丁目・芝田町四丁目・芝通新町・芝横新町・三田巻丁目・三田貳丁目・三田三丁目・三田四丁目・三田同朋町・三田小山町・芝松本町	20
拾七番組	世話掛中年寄矢部與助 添年寄大場惣十郎	第一大区二小区	芝田町五丁目・芝田町六丁目・芝田町七丁目・芝田町八丁目・芝田町九丁目・三田功運町・三田台町巻丁目・三田台町貳丁目・三田台裏町・三田松坂町・三田豊回町・三田老増町・麻布永松町・麻布田島町	14
拾八番組	中年寄田中權左衛門 添年寄村木芳太郎	第一大区二小区	芝車町・高輪北町・高輪南町・芝伊皿子町・高輪台町・三田君塚町・芝二本榎木巻丁目・芝二本榎木貳丁目	8
拾九番組	中年寄萩原耕蔵 添年寄島田又左衛門	第二大区三小区	麻布本村町・麻布坂下町・麻布宮村町・麻布一本松町・麻布宮下町・麻布南日ヶ窪町・麻布北日ヶ窪町・麻布三軒家町・麻布綱代町・三田古川町・麻布山本町・麻布東町・麻布西町	13
貳拾壹番組	中年寄箕輪十兵衛 添年寄秋原金蔵	第二大区一小区 第二大区三小区	麻布市兵衛町・麻布谷町・麻布六本木町・麻布今井町・麻布桜田町・麻布霞町・麻布龍土町・麻布材木町	8
貳拾貳番組	中年寄内海甚作 添年寄秋元八郎左衛門	第二大区二小区	赤坂表伝馬町巻丁目・赤坂表伝馬町貳丁目・赤坂裏伝馬町巻丁目・赤坂裏伝馬町貳丁目・赤坂裏伝馬町三丁目・元赤坂町・赤坂田町巻丁目・赤坂田町貳丁目・赤坂田町三丁目・赤坂田町四丁目・赤坂田町五丁目・赤坂田町六丁目・赤坂通新町・赤坂新町巻丁目・赤坂新町貳丁目・赤坂新町三丁目・赤坂新町四丁目・赤坂新町五丁目・赤坂一ツ木町・赤坂氷川町・赤坂掃除町	21
貳拾四番組	中年寄深野長兵衛 添年寄島田次右衛門	第三大区一小区 第三大区二小区 第三大区三小区	四谷伝馬町巻丁目・四谷伝馬町新巻丁目・四谷伝馬町貳丁目・四谷伝馬町三丁目・四谷塩町巻丁目・四谷塩町貳丁目・四谷忍町・四谷伊賀町・四谷笹管町・四谷坂町・四谷仲町・四谷新堀江町・四谷南寺町・四谷平長町・麹町拾巻丁目・麹町貳丁目拾・麹町拾三丁目・四谷尾張町・元鰐河橋谷町・元鰐河橋表町・元鰐河橋仲町・元鰐河橋北町・元鰐河橋南町・權田原三軒家町・市ヶ谷七軒町・市ヶ谷本村町・市ヶ谷片町・市ヶ谷谷町・富久町	31
貳拾五番組	世話掛中年寄島田藤一 添年寄中村弥八郎	第三大区四小区	市谷八幡町・市谷田町巻丁目・市谷田町上貳丁目・市谷田町下貳丁目・市谷田町三丁目・市谷左内坂町・市谷長延寺谷町・市谷船河原町・牛込揚場町・牛込玉咲町・牛込神楽町・牛込若宮町・牛込岩戸町・牛込袋町・牛込津久戸前町・筑士八幡町・牛込払方町・牛込納戸町・牛込細工町	22
貳拾六番組	年寄夏目小兵衛 添年寄斎藤勘四郎	第三大区五大区 第四大区一小区	牛込鐘割町・牛込通寺町・牛込權寺町・牛込末寺町・牛込赤城町・牛込五軒町・牛込赤城明神表町・牛込鐘地片町・牛込水道町・牛込改代町・牛込中里村町・牛込中里町・牛込天神町・牛込權町・牛込弁財天町・牛込早稲田町・牛込馬場下町・牛込豊久井町・牛込原町巻丁目・牛込原町貳丁目・牛込原町三丁目・牛込三拾人町・小日向水道町・小日向西古川町・小日向松ヶ枝町・小日向第六天前町・小日向台町・小日向三軒町・閉口水道町・市谷柳町・市谷甲良町・市谷薬王寺門前	33
貳拾八番組	中年寄山下八左衛門 添年寄衣笠三之助	第四大区二小区 第四大区三小区	駒込栗片町・駒込追分町・駒込浅敷町・小石川指谷町・小石川白山前町・駒込肴町・丸山新町	7

出典：「東京府日誌、戊辰第壹号・第二号、己巳自第一号至第五号、一」（請求番号634.D4.12）に所収の「明治二己巳年東京布令書第二」の「三月廿一日申渡」の1～32丁

表 5 朱引内外に分割された番組表

番組	中添年寄	区	町名	町数
拾五番組	中年寄内田勘左衛門 添年寄鈴木勝太郎	第二十六区	芝兵衛町貳丁目・芝兵衛町三丁目・芝兵衛町四丁目・芝新網町・芝湊町・芝中門前壹丁目・芝中門前貳丁目・芝中門前三丁目・芝片門前壹丁目・芝片門前貳丁目・芝土手跡町	19
			芝金杉町壹丁目・芝金杉町貳丁目・芝金杉町三丁目・芝金杉町四丁目・芝川口町・芝金杉仲町・芝金杉浜町・芝西応寺町	
貳拾番組	中年寄久能木九左衛門 添年寄江塚五郎藏	第二十六区	芝愛宕町	20
			西久保巴町・喜手町・神谷町・西久保広町・西久保八幡町・芝米町・飯倉町壹丁目・飯倉町貳丁目・飯倉町三丁目・飯倉町四丁目・飯倉町五丁目・飯倉町六丁目・飯倉片町・飯倉狸穴町・飯倉新町・芝森元町・芝新門前町・麻布新網町・麻布永坂町	
三拾番組	中年寄山田八郎右衛門 添年寄池田七兵衛	第二十九区	湯島三組町・湯島妻恋町・湯島天神町・湯島切通町・湯島梅園町・湯島天神下同朋町・下谷数寄屋町・上野北大門町・上野西黒門町・上野元黒門町・池之端仲町・下谷茅町壹丁目・下谷茅町貳丁目・湯島両門町・池之端七軒町・根津宮永町・根津八重垣町・根津須賀町・谷中片町	20
			谷中坂町	
三拾九番組	中年寄中山藤七 添年寄勝田次郎左衛門	第三十三区	下谷長者町壹丁目・下谷長者町貳丁目・上野南大門町・下谷坂町・上野東黒門町・下谷同朋町・上野町壹丁目・上野町貳丁目・上野広小路町・上野三橋町・下谷五条町・下谷町壹丁目・下谷貳丁目・下谷西町・下谷車坂町	19
			下谷萬年町壹丁目・下谷萬年町貳丁目・下谷豊住町・下谷山伏町	
四拾番組	中年寄高松喜兵衛 添年寄水谷半右衛門	第三十四区	浅草阿部川町・浅草栄久町・浅草高原町・浅草森下町・浅草松清町・浅草田島町・浅草芝崎町・浅草松葉町・浅草松山町・浅草清島町・浅草神吉町・浅草永住町・下谷小島町・下谷江島町・下谷稲荷町	15
			浅草清島町	
		第五大区二小区		

出典：「東京府日誌、戊辰第壹号・第二号、己巳自第一号至第五号、一」（請求番号634.D4.12）に所収の「明治二己巳年東京布令書第二」の「三月廿一日申渡」の1～32丁

組の所属町がすべて朱引外へ移転した番組を表4とし、番組が朱引内
外に分割されてそれぞれに分属となり、いくつかの町だけが朱引外へ
移った番組を表5とした。

表4から所属町のすべてが朱引外に移った番組が十六・十七・十八・
十九・二十一・二十二・二十四・二十五・二十六・二十八番組の合計十
の番組であったことがわかる。これらの内十六・十七・十八・十九・
二十二・二十五番組のように、所属する町がすべて同じ区に移転して
いる場合が最も多く見られるのだが、十七・十八番組が統合されて第
一大区第二小区になり、二十四番組が第三大区の一・二・三小区に分割
されているように、必ずしも番組の枠組が保持されていたわけではな
く、新たな行政区画によって、分割・統合されていたのだった。

表5からは、十五・二十・三十・三十九・四十番組の合計五つの番
組に朱引内から朱引外へ移った町が確認された。十五・二十番組は朱
引外に移ったと説明されてきた番組だが、実際には、十五番組は全十
九町の半数以上に及ぶ十一町が朱引内二十六区に、二十番組は芝愛宕
町だけが二十六区に移っていて、番組の枠組は明らかに変更されてい
た。そして、三十・三十九・四十番組のように全く朱引外に移転した番
組とみなされていなかった番組をも検出することができた。三十九番
組は四つの町が五大区二小区に移り、三十番組は谷中片町、四十番組
は浅草清島町のともに一つの町だけが朱引外に移っただけなので朱引
内に残った番組と判断されても良いのかもしれない。しかし、史料⁸
「明治四辛未稔改正 市区鑑」の第二十九区の谷中片町には、朱書で、元

三十番組内谷中坂町者朱引外二相成申候」と注記しており、特に町の
移動が記載しており、浅草清島町は表2では第三十四区に、朱引外六
大区二十五小区制では第五大区二小区にと、両方に見られる。このこ
とは、一旦朱引外六大区二十五小区を定めたものの朱引内四十四区を
設定するに際して細かい部分では一定せず、なお町の所属の再検討が
続いていたことを推測させるのである。

このように、通説では十五番組から二十二番組、二十四番組から二
十六番組、二十八番組の合計十二の番組が朱引外に移転したとされた
が、実際にはそれ程整合的な番組の改正だったのではなかった。朱引
外に移った町を持つ番組は全部で十五の番組に及び、所属する町のす
べてが朱引外に移った番組であっても枠組は変更されていて、さらに
は、朱引内に残ったとされた番組にも朱引外に移った町が確認される
ので、朱引内に残った区の境界は全く変更されなかったという従来の
指摘は、全体的な傾向としては正しいのだが、実状とは若干の相違が
あるといえるだろう。

最後に、年寄の変遷を示しておきたい。

表6は、五十区制と朱引外六大区二十五小区制・朱引内四十四区制
の中年寄・添年寄を比較したものである。まず、表6 1の朱引内四
十四区制の部分から見ると、ほとんどの中年寄・添年寄は移動な
く再任されていて、一部の人数にのみ変化が見られた。第二十七番組
の中年寄は鈴木半平で添年寄は沢田平八であったが、第二十七区への

表6 - 1 朱引内中年寄・添年寄对照表

明治2年3月		明治4年6月	
番組名	年寄名	区名	年寄名
式拾三番組	中：松村福次郎・添：矢部與兵衛	第四区	中：松村福次郎・添：矢部與兵衛
三拾三番組	中：斎藤市左衛門・添：岡村庄之助	第八区	中：斎藤市左衛門・添：岡村庄之助
三拾四番組	中：木村定次郎・添：大坪捨五郎	第九区	中：木村定次郎・添：大坪捨五郎
三拾五番組	中：秋元新一郎・添：明田清八郎	第十区	中：秋本新一郎・添：明田清八郎
三拾六番組	中：尾崎七左衛門・添：中村庄八郎	第十二区	中：尾崎七左衛門・添：中村庄八郎
三拾七番組	中：小西喜左衛門・添：稲垣次郎右衛門	第十三区	中：小西喜左衛門・添：稲垣次郎右衛門
式番組	中：豊勝伊兵衛・添：三戸見太郎兵衛	第十四区	中：豊勝伊兵衛・添：三戸見太郎兵衛
式番組	中：竹口庄左衛門・添：会田正三郎	第十五区	中：竹口庄左衛門・添：会田正三郎
式番組	中：馬込勘解由・添：山崎半兵衛	第十六区	中：馬込勘解由・添：山崎半兵衛
式番組	中：渡辺庄右衛門・添：岡部勝左衛門	第十七区	中：渡辺庄右衛門・添：岡部勝左衛門
式番組	中：村松源六・添：市川延吉郎	第十八区	中：村松源六・添：市川延吉郎
式番組	中：多田内新助・添：蒲生喜一郎	第十九区	中：多田内新助・添：蒲生喜一郎
式番組	中：豊田平兵衛・添：森幸右衛門	第二十一区	中：豊田平兵衛・添：森幸右衛門
式番組	中：長沢次郎太郎・添：山崎民五郎	第二十二区	中：長沢次郎太郎・添：山崎民五郎
式番組	中：村松源六・添：市川延吉郎	第二十三区	中：高野新右衛門・添：保坂政右衛門
式番組	中：高野新右衛門・添：保坂政右衛門	第二十四区	中：高野新右衛門・添：保坂政右衛門
式番組	中：島崎清左衛門・添：水田善三郎	第二十五区	中：島崎清左衛門・添：水田善三郎
式番組	中：岡崎松之助・添：中野五郎兵衛	第二十六区	中：岡崎松之助・添：中野五郎兵衛
式番組	中：阿部孫十郎・添：池谷權兵衛	第二十七区	中：池谷權兵衛・添：松沢八右衛門
式番組	中：星野又右衛門・添：鈴木一郎	第二十八区	中：星野又右衛門・添：鈴木一郎
式番組	中：坂部六右衛門・添：兼房平十郎	第二十九区	中：坂部六右衛門・添：兼房平十郎
式番組	中：内田勘左衛門・添：鈴木勝太郎	第三十区	中：鈴木半平・添：なし
式番組	中：鈴木半平・添：沢田平八	第三十一区	中：小野寺弥兵衛・添：塚谷又一郎
式番組	中：小野寺弥兵衛・添：塚谷又一郎	第三十二区	中：山田八郎右衛門・添：池田七兵衛
式番組	中：山田八郎右衛門・添：池田七兵衛	第三十三区	中：中村善次郎・添：石川庄次郎
式番組	中：中村善次郎・添：石川庄次郎	第三十四区	中：片岡二左衛門・添：益田金六
式番組	中：片岡二左衛門・添：益田金六	第三十五区	中：片岡二左衛門・添：益田金六
式番組	中：村田平右衛門・添：浜弥十郎	第三十六区	中：村田平右衛門・添：浜弥十郎
式番組	中：中山藤七・添：勝田次郎左衛門	第三十七区	中：中山藤七・添：勝田次郎左衛門
式番組	中：高松喜兵衛・添：水谷半右衛門	第三十八区	中：高松喜兵衛・添：水谷半右衛門
式番組	中：大久保真十郎・添：塩原昌之助	第三十九区	中：なし・添：長島栄次郎
式番組	中：村田又夢・添：長島栄次郎	第四十区	中：今井二郎・添：なし
式番組	中：今井二郎・添：江口作左衛門	第四十一区	中：大塚太郎左衛門・添：中田五郎左衛門
式番組	中：大塚太郎左衛門・添：中田五郎左衛門	第四十二区	中：高麗左平太・添：松島兵右衛門
式番組	中：高麗左平太・添：松島兵右衛門	第四十三区	中：大高六郎右衛門・添：関岡平内
式番組	中：大高六郎右衛門・添：関岡平内	第四十四区	中：佐藤忠右衛門・添：西田藤八
式番組	中：佐藤忠右衛門・添：西田藤八		中：村松為谿・添：平野保次郎
式番組	中：高部久右衛門・添：竹尾清助		中：高部久右衛門・添：竹尾清助
式番組	中：山口庄兵衛・添：深山甚四郎		中：山口庄兵衛・添：深山甚四郎

凡例 中：中年寄、添：添年寄
 出典：「東京府日誌、戊辰第壹号・第二号、己巳自第一号至第五号、一」（請求番号634.04.12）に所収の「明治二己巳年東京布令體第二」の「三月廿一日申渡」の1～32丁、「明治四年未総六月改正市区誌」（請求番号CH296）

表 6 - 2 朱引外中年寄・添年寄对照表

明治 2 年 3 月		明治 4 年 6 月	
番組名	年寄名	区名	年寄名
拾五番組	中：内田勤左衛門・添：鈴木勝太郎	第一大区一小区：四十九区	中：内田勤左衛門・浦口清一郎・添：植田孫右衛門
拾六番組	中：浦口清一郎・添：植田孫右衛門	第一大区二小区：五十九区	中：内田勤左衛門・浦口清一郎・添：植田孫右衛門
拾七番組	中：矢部與助・添：大場惣十郎	第一大区二小区：五十九区	中：矢部與助・田中權左衛門・添：大場宗十郎・村木芳太郎
拾八番組	中：田中權左衛門・添：村木芳太郎	第一大区三小区：五十二区	中：山口弥右衛門
地方番組	世話中：山口弥右衛門・中：岩崎庄次郎・佐々木源助	第二大区一小区：五十二区	中：久能木九左衛門・添：江塚五郎蔵・萩原金蔵
式拾番組	中：久能木九左衛門・添：萩原金蔵	第二大区二小区：五十三区	中：久能木九左衛門・添：江塚五郎蔵・萩原金蔵
式拾壹番組	中：箕輪十兵衛・添：萩原金蔵	第二大区二小区：五十三区	中：内海甚作・添：秋元広之助
式拾貳番組	中：内海甚作・添：秋元八郎左衛門	第二大区三小区：五十四区	中：萩原耕蔵・中：箕輪十兵衛
拾九番組	中：箕輪十兵衛・中：島田又左衛門	第二大区四小区：五十五区	中：佐々木源助
式拾叁番組	添：萩原耕蔵・中：島田又左衛門	第二大区五小区：五十六区	中：岩崎庄次郎
地方番組	世話中：山口弥右衛門・中：岩崎庄次郎・佐々木源助	第三大区一小区：五十七区	中：深野長兵衛・添：島田次右衛門
式拾四番組	世話中：山口弥右衛門・中：岩崎庄次郎・佐々木源助	第三大区二小区：五十八区	中：深野長兵衛・添：島田次右衛門
地方番組	世話中：山口弥右衛門・中：岩崎庄次郎・佐々木源助	第三大区二小区：五十八区	中：深野長兵衛・中：岩崎庄次郎
式拾五番組	中：深野長兵衛・添：島田次右衛門	第三大区三小区：五十九区	中：中村甚右衛門
地方番組	中：深野長兵衛・添：島田次右衛門	第三大区四小区：六十區	中：中村甚右衛門
式拾六番組	中：中村甚右衛門・高橋安右衛門・秋本銳吉	第三大区五小区：六十一区	中：島田藤一・添：中村弥八郎
式拾七番組	中：島田藤一・添：中村弥八郎	第四大区一小区：六十二区	中：島田藤一・添：中村弥八郎
地方番組	世話中：江川佐十郎・中：田中新太郎・松本市郎兵衛・橋本与左衛門	第四大区二小区：六十三区	中：夏目小兵衛
式拾八番組	中：夏目小兵衛・添：斎藤勘四郎	第四大区二小区：六十三区	添：衣笠三之助
地方番組	中：山下八左衛門・添：衣笠三之助	第四大区三小区：六十四区	中：山下八左衛門
式拾九番組	中：山下八左衛門・添：衣笠三之助	第四大区四小区：六十五区	中：橋本與左衛門
地方番組	世話中：江川佐十郎・中：田中新太郎・松本市郎兵衛・橋本与左衛門	第四大区五小区：六十六区	中：高橋安右衛門
式拾十番組	世話中：江川佐十郎・中：田中新太郎・松本市郎兵衛・橋本与左衛門	第五大区一小区：六十七区	中：高橋安右衛門
地方番組	世話中：江川佐十郎・中：田中新太郎・松本市郎兵衛・橋本与左衛門	第五大区二小区：六十八区	中：松本市兵衛
式拾壹番組	中：山田八郎右衛門・添：池田七兵衛	第五大区二小区：六十八区	中：松本市兵衛
地方番組	世話中：山田八郎右衛門・添：池田七兵衛	第五大区三小区：六十九区	中：田中新太郎
式拾貳番組	中：山田八郎右衛門・添：池田七兵衛	第五大区三小区：六十九区	中：田中新太郎
地方番組	世話中：山田八郎右衛門・添：池田七兵衛	第六大区一小区：四十五区	中：丸沢喜三次
式拾參番組	中：中山藤七・添：勝田次郎左衛門	第六大区二小区：四十六区	中：丸沢喜三次
地方番組	中：中山藤七・添：勝田次郎左衛門	第六大区三小区：四十七区	中：島田藤右衛門・山崎武右衛門
式拾肆番組	中：高松喜兵衛・添：水谷半右衛門	第六大区四小区：四十八区	中：金子平右衛門・平井清兵衛
地方番組	世話中：江川佐十郎・中：田中新太郎・松本市郎兵衛・橋本与左衛門		中：金子平右衛門・平井清兵衛
式拾伍番組	世話中：江川佐十郎・中：田中新太郎・松本市郎兵衛・橋本与左衛門		中：天野八十二
地方番組	世話中：金子平右衛門・中：天野八十二・平井清兵衛・連藤近太郎		中：連藤近太郎

凡例 世話中：世話掛中年寄、中：中年寄、添：添年寄
 出典：「東京府日誌・戊辰第壹号・第二号、己巳自第一号至第五号、一」（請求番号 6 3 4 . D 4 . 1 2）に所収の「明治二己巳年東京布令書第二」の「三月廿一日申渡」の 1 - 3 2 J、「明治四年未総六月改正市区鑑」（請求番号 CH 2 9 6）
 「辛未六月改正 朱引六区町鑑 常務局」（請求番号 CH 2 9 6）

移行に際して中年寄の鈴木半平だけの一人制となった。同様にして中年寄・添年寄の内片方が減員になった区は、第三十五区中年寄大久保真十郎・第三十六区中年寄村田又夢・第三十七区添年寄江口作左衛門があり、それぞれ朱引内四十四区制では再任されていない。また、表6-2の朱引外六大区二十五小区では、各区を中年寄一人に収めようとする人事であつたと見られ、なるべく元の番組と同じ区に配分しようとしたことが看取される。そのなかでも元十九番組中年寄島田又左衛門・元二十六番組添年寄齋藤勘四郎は再任されていない。「未五月区内年寄・地方年寄名前帳」を参照すると、⁽³³⁾これらの再任されなかった人物である、沢田平八・江口作左衛門・島田又左衛門・齋藤勘四郎には死去、大久保真十郎・村田又夢には免職とそれぞれ注記がしてあつて、特に区制改正に伴う何等かの意図があつて変更されたわけではなかつた。よつて、基本的には朱引内では、五十番組制以来の年寄が引続き再任され、朱引外では、元の番組に照らして適宜1名づつに配分する傾向だつたといえるだろう。

おわりに

朱引内四十四区制を紹介しながら検討を加えてみたが、表2によつて、朱引内四十四区制の区と所属町の関係が明らかになり、さらに五十番組制・朱引外六大区二十五小区制との照合も行つて通説に若干の訂正を加えることができた。

これらの作業を通じて留意しなければならない点は、今回検討の材料にした史料のほとんどが編さん物だということである。本稿で検討の対象にした朱引内四十四区制の史料は『東京市史稿』に掲載されていることは前述した通りなのだが、主に使用した史料をあげると次のようになる。

「法令類纂」・「辛未六月改正朱引外六区町鑑」・「明治四年未稔六月改正市区鑑」・「区吏沿革並職制草稿」

これらのうち、原史料と呼べるのは町鑑のみで、他はすべて東京府で編さんしたものばかりだが、最も基本的な史料は、明治十年から十四年にかけて編さんされた「法令類纂」である。⁽³⁴⁾同書が編さんされた時点では原文書が保存されていたと考えられるが、「区吏沿革並職制草稿」は「法令類纂」から史料を引用しているもので、同書の編さん時点では既に原書が保存されていない状態だつたことは想像される。また、東京都公文書館に保存されている東京府文書の内明治初年の公文書を見ると、表1に示した他の行政区画の改正に関する文書を現在発見できない状況で、現在は、原文書がなぜか保存されていないため原史料の確認ができない状態にある。⁽³⁵⁾保存文書の全般的な傾向としては東京府から町への触達やそれを作成するための起案文書等書類よりも、むしろ官省・他府県との往復文書や管轄町村からの願伺届等の文書の方が残存状況が良いという状況が見られる。⁽³⁶⁾このことは、町鑑の雛形^{ひながた}の紹介に使用した史料10明治二己年自正月至六月 御触廻状綴込 三冊之内言番 廿三番組扱所」にある「廿三番組扱所」の記載が示すよう

に、本来は麹町区役所文書で、最初から東京府文書として保存されていたものではなかったことと関係するだろう。つまり、この史料が存在したのは、「法令類纂」が当時の東京府文書だけから構成されていて、今回のような行政の末端部分に関わる事柄では、重要な史料が抜けている場合もあり、東京府が発給した触・達でも多くのものが現在伝わっていないことが想定されるからである。原文書が存在しないことは、史料4で述べたように、「法令類纂」の注記が何を意図したものを確認するのに不便であり、場合によっては混乱を招くことにもなる。東京府文書についていえば、このような史料学的な分野に関する研究はほとんど着手されていないので、これらは今後の課題でもある。本来ならば、朱引内四十四区制が次の段階である明治七年の十一大区一〇三小区制に移るまでに暫定的に置かれた仮戸長・副長を検討して提示しなければならないのだが、これらの問題はまた次回を期したい。

(整理関係 非常勤)

- (1) 東京都公文書館所蔵東京府文書「明治四年順立帳十三」(請求番号 632.D8.3)に所収。なお、以下史料の出典は特に断らない限り東京府文書である。
- (2) 前掲註(3) 明治四年順立帳十三」に所収
- (3) 『東京市史稿』市街篇第五十(一九六一年三月)五四三～五六八頁。なお本史料は「東京府日誌 戊辰第壹号・第二号、己巳自第一号至第五号、一」(請求番号 634.D4.12)に所収の「明治二己巳年東京布令書第二」の「三月廿一日申渡」の一～三丁目を収録したものである。また、同文の史料として「法令

類纂 卷之六十七上 区画沿革部上」(請求番号DF68/632.B3.16)に所収の第壹章 区画沿革部 第五号がある。

- (4) 『都史紀要五 区制沿革』東京都公文書館編、一九五八年三月
- (5) 『都史紀要十三 明治初年の武家地処理問題』東京都公文書館編、一九六五年九月
- (6) 『東京百年史』第二卷、東京百年史編集委員会編、一九七二年三月
- (7) 『東京市史稿』には「五十区制」で題目が立てられ、例えば「東京府日誌」の五十番組の申渡には「今般東京市中ヲ五十区二分チ」と記して、五十区に分けた趣旨の文章が用いられ、「市中五十区」等と表記された史料もあり、「区」と「番組」は同義に使われていた。また、『区制沿革』や『東京百年史』第二巻でも五十番組制・五十区制と両様に混在させた呼称になっていて、二つの名称が使われている。しかし、町触や番組表には「番組」等として必ず「番組」を使用している。正式な名称は番組である。よって、本稿では五十番組の表記を優先させている。
- (8) 東京地方の番組は、明治二己巳年五月東京府布令書第三(請求番号634.D4.12)に所収の「明治二己巳年五月、五月八日申渡」の一～九丁目、前掲註(3)「法令類纂 卷之六七上 区画沿革部上」に所収の第壹章 区画沿革部 第六号の史料を参照
- (9) 前掲註(3) 法令類纂 卷之六七上 区画沿革部上」に所収の第壹章 区画沿革部 第十六号の史料を参照
- (10) 前掲註(4) 区制沿革」七二頁
- (11) 前掲註(4) 区制沿革」七一頁

- (12) 前掲註(4)『東京百年史』第二巻、一四六―一四七頁
- (13) 『東京市史稿』市街篇五二、一九六二年 三月、東京都、一一―三四頁
- (14) 前掲註(3)法令類纂 卷之六七上 区画沿革部下「所収
- (15) 東京都公文書館には「辛未六月改正 朱外六区町鑑」に該当する簿冊として「辛未六月改正 朱外六区町鑑常務局」(請求番号CH296)と「明治四年辛未 稔 月」「区鑑」(請求番号CH298)の二冊が存在する(以下、便宜上前者を朱引外A、後者を朱引外Bと称する)。後でも触れるが、東京都公文書館ではこの二冊とも修復をしたために飾り表紙が付けられている。現在この飾り表紙には朱引外Aに「明治四年 朱外六区町鑑」、朱引外Bには「明治六年市区鑑」と表記されている。朱引外Bの方の記載が「明治六年」として実際の年代と違った表記がされているのは、修復の際に、元表紙の記載に欠損部分が多かったためであろうか、間違った年代を飾り表紙に誤写したからで、現在もこのままになっている。これは本来のものではなく、修復時の表記ミスであることを一応断っておきたい。
- (16) 前掲註(13)『東京市史稿』市街篇五二、二九頁
- (17) 朱引外六大区二五小区は前掲註(13)『東京市史稿』市街篇五二、二九頁六
大区九十七小区は同書五三〇―五六〇頁
- (18) 前掲註(13)『東京市史稿』市街篇五二、三十頁。本史料は「法令類纂 卷之六十七下 区画沿革部下」(請求番号DF69/632.B3.17)に所収の第二章 郡区吏 第四十一号を収録したものが、附札の記載が「書面、可為何ノ通候事」となっていて「右」が無い表記になっており、この表記に訂正すべきものである。なお、(以下略)とした部分は史料9として後で紹介する。

- (19) 前掲註(13)『東京市史稿』市街篇五二、二九頁。前掲註「法令類纂 卷之六十七上 区画沿革部下」に所収の第壹章 区画沿革部 第十五号の史料。尚「法令類纂」には他に前掲註(18)卷之六十七下 区画沿革部下の第二章 郡区吏 第三十九号にも同じ史料が掲載されている。
- (20) 前掲註(13)『東京市史稿』市街篇五二、二九―三十頁
- (21) 前掲註(13)『東京市史稿』市街篇五二、三十頁
- (22) 前掲註(13)『東京市史稿』市街篇五二、三一頁
- (23) 前掲註(18)法令類纂 卷之六十七下 区画沿革部下「所収の第一章 郡区吏 第三十九号
- (24) 「辛未六月改正 町鑑 常務局」(請求番号CH295)
- (25) 「明治四辛未稔六月改正 市区鑑」(請求番号CH297)
- (26) 飾り表紙と元表紙の表記の違いについては註(15)で紹介した「朱外六区町鑑」も参照のこと
- (27) 前掲註(25) 辛未六月改正 町鑑 常務局
- (28) 「明治二己年自正月至六月 御触廻状綴込 三冊之内巻番 廿三番組扱所」(請求番号605.A7.3) 所収
- (29) 東京府に常務局が設置されていた期間は、明治二年七月二二日の職制改正から同六年二月一八日の職制改正で常務局が廃止されて庶務課と改称するまでである。朱引内四十四区制が定められた同四年六月は常務局の設置期間に該当するので、町鑑の表紙に常務局とあるのは時期的に符合する。その時の常務局は同年二月五日改正の職制により貫属・市井・社寺・鄉村・邸宅・営繕・戸籍・川船・改正調の九掛が置かれ、町との対応や戸籍事務等は常務局が担当し、行政区画

の改正は市井掛の担当事務であった。(『東京都職制沿革』一九九六年三月、東京都、五〇八頁参照)

(30) 「区吏沿革並職制草稿」(請求番号CB168/634.C3.15) 所収の目

次番号四十三号史料。なお、前掲註⁽¹⁸⁾「法令類纂 卷之六十七下 区画沿革部下」

所収の第二章 郡区吏 第四十一号も同じ史料だが、朱書部分の記載は無い。

(31) 前掲註⁽¹³⁾『東京市史稿』市街篇五二、三十一～三二頁

(32) 前掲註⁽³⁰⁾「区吏沿革並職制草稿」は、明治元年四月十日の村松町名主以下十名

への苗字帯刀免許の申渡から同年八月二八日の区務心得書を朱引外にも適用する旨の達までを年月日順に九三点の史料を配列したものである。内容は、名主や町年寄等の職務・職制に関するもので、表題の通り名主制度から大区小区制が成立して区役所ができるまでの史料が網羅されている。また、目次番号一六の

巳三月二一日朱引内に世話掛中年寄を設置の達に、「(五区割八区画部二載ス)」、

二十の巳五月八日五区総括設置の達に、「(五区割町村八区画部二載ス)」の注記が

末尾にあるが、これは「法令類纂」にある参照用の注記と全く同じ記載で、「法

令類纂」から本文に注記も含めて引用していることを示している。本史料の作

成時期については「法令類纂」が編纂された明治一四以降としか言えないが、

『区制沿革』所載史料を編年体で完備する本史料集が同書作成の基本材料であっ

たことは間違いないので、遅くとも昭和二十年以前頃には成立していただろう。

(33) 「明治四年順立帳第十二」(請求番号632.D8.2)に所収

(34) 『都史紀要』二十七 東京都の修史事業』一九八〇年、東京都公文書館編、九頁

を参照のこと

(35) このことは、「法令類纂」と原文書の関係を暗示していて、「法令類纂」の編

纂に利用された東京府起案作成文書の多くは何時かの時点で廃棄されたのではないかと推測されるが、確証は無い。

(36) 『東京都公文書館蔵書目録1(東京府 明治)』二〇〇〇年、東京都公文書館、

を参照のこと。この目録の明治元年から8年の簿冊表題を見渡すと、特定の事

件に関する表題の簿冊ものが多く見られる。しかし、町触等の一般に府庁管轄

下に触達するために起案されたであろう文書に相当するような表題の簿冊はほと

んど見当たらない。

東京都公文書館における保存・閲覧等に関する研究会

報告書の概要と今後の方向

須田 正子

一 研究会の設置の趣旨

平成一一年の情報公開法の成立を契機に、国や地方公共団体においては、文書管理の重要性から、公文書館に対する認識や期待が一層高まりつつある。

このような情勢を背景として、東京都公文書館において、新たな情報公開制度へ対応し、及び業務の適性化を図るため、専門的な立場から検討を行う場として、外部の委員をメンバーとした研究会を設置し、平成一二年九月以来四回にわたり検討を行った。

二 報告書の基本的考え方

(一) 東京都公文書館における閲覧とは、歴史資料を一般に公開するもので、東京都情報公開条例における開示とは性格が異なったものとして位置付けるべきであり、利用者に一層開かれたものとして利用基準などの整備を図るべきである。

(二) IT化に的確に対応し、執行体制を再構築し、より質の高いサービスの提供に努めることが急務である。

三 保存・閲覧等に関する主な方策

(一) 収集・保存については、歴史資料としての文書等を収集・保存し、一般の閲覧に供するという東京都公文書館に求められている本来の機能を果たすため、文書等の収集・保存体制の確立や、適切な評価・選別などが必要である。

(二) 閲覧については、文書等が住民の共通の財産であることを認識し、その提供体制を充実させ、誰にでも平等にその閲覧が保障されるように、「公文書等の閲覧に関する基準」を見直し、閲覧制限を必要最小限とするともに、閲覧制限事由に応じた閲覧制限期間を設定するなどの必要がある。

(三) 利用サービスについては、利用拡大のために制度を改善する必要がある。また、技術の高度化の面で、IT社会の進展に伴うイン

ターネットによる情報提供のあり方及び電磁的記録の保存についての対応に、不断の努力が必要である。

(四) 新たな時代への対応については、電磁的記録の保存性・原本性の保証問題を検討する必要がある。

四 館内検討委員会の設置と実現方の検討

平成一三年四月から、館内に「東京都公文書館における保存・閲覧等に関する検討委員会」を設置し、更に実務担当者からなる小委員会を設け、提言の実現に向けて検討を重ねている。主な検討課題は次のとおりである。

第一に、「公文書等の閲覧に関する基準」の平成一四年四月改正を指し、利用年齢制限（二〇歳以上）及び利用目的制限（学術研究又は調査等）を撤廃し、年齢及び利用目的に関係なく、歴史的資料を利用できるよう、利用範囲の拡大を図ること。

第二に、併せて、「東京都情報公開条例」及び「東京都個人情報保護に関する条例」との制度間調整を図りつつ、情報公開条例に比べて公開度を高めること。

第三に、「電子都庁推進計画」における文書総合管理システムと当館の収集・保存業務との連携を図ること。

その他、中・長期的に解決すべき問題の検討等、多岐にわたっている。

東京都公文書館における保存・閲覧等に関する研究会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	現 職
安藤 正人	国文学研究資料館・史料館教授
小川千代子	国際資料研究所代表
多賀谷一照	千葉大学副学長
中井 一平	読売新聞社編集局社会部次長
中野目 徹	筑波大学助教授

東京都公文書館における保存・閲覧等に関する研究会検討経過

	開 催 日	議 事
第 1 回	平成12年 9 月 5 日	(1) 座長及び副座長の選任 (2) 現状と課題について(報告) (3) 最近の公文書館を取り巻く状況について (4) 意見交換 (5) 次回の開催について
第 2 回	平成12年11月14日	(1) 閲覧制限の現状と課題について(報告) (2) 評価・選別と30年公開をめぐって (3) 意見交換 (4) 次回の開催について
第 3 回	平成13年 1 月12日	(1) 文書総合管理システムについて(報告) (2) 利用拡大に関する諸整備について (3) 意見交換 (4) 次回の開催について
第 4 回	平成13年 3 月16日	(1) まとめ (2) 報告書(案)について (3) 意見交換

ホームページの開設に当たって

東京都公文書館では、公文書館事業の普及と利用の促進を目的に、二〇〇一年七月、職員の手作りによってホームページを開設しました。ホームページでは、東京都公文書館の事業のあらまし、所蔵資料・刊行物の紹介、資料閲覧の方法やご利用上の注意などの外、開館時間や交通の案内といった情報を提供しています。

また、閲覧票・撮影許可申請書・複写申請書などの各種申請書類も画面からプリントアウトして利用できるようになっています。

ほかに、当館が行う所蔵資料展などのイベント情報はもちろんのこと、都民の皆さんからのお問い合わせにこたえたレファレンス業務の中から興味深い記事を読み物としてまとめた「レファレンスの杜」といったコーナーもあります。皆様からのアクセスをお待ちしております。

なお、以下に掲載する「レファレンスの杜」はホームページ用に書かれたものを一部改定して採録するものです。

<http://www.archives.metro.tokyo.jp>

レファレンスの杜

江戸・東京の地名

大江戸線牛込神楽坂駅にある区民センターの名称に「簞笥」とあり、町の名前であるらしい。一体、どういう由来のものであるか知りたい。

「簞笥」と聞くと、引き出しのある「タンス」を思い浮かべますが、この簞笥町の「簞笥」は、「家具」ではなく、「武器」に関するものです。

江戸時代、簞笥町の辺りには、幕府の武器をつかさどる具足奉行・弓矢鎗奉行組同心の拝領屋敷がありました。

幕府の武器を総称して、「簞笥」と呼んだことから、正徳三（一七一三）年、町奉行支配となった際、町が起立し、牛込御簞笥町となりました。

その後、「冠称の「牛込」がとれ、現在の簞笥町という名前に至ったのです。

ところで、お問い合わせの簞笥町・牛込神楽坂駅付近を歩いてみると、簞笥町のほかに、何となく風情のある、意味ありげな町名が目を見えます。

そこで、簞笥町周辺の町名について、江戸を映したものを、旧牛込区の範囲で、いくつかみていきたいと思えます。

簞笥町が所属していた旧牛込区は、明治十一（一八七八）年、郡区町村編制法によって成立した十五区のうちの一区で、「牛込」という地名は、「牛」が「込」（多く集まる）ということを意味し、古い時代に牛の牧場があり、牛が多くいたことにちなんでいるとされています。

江戸時代には、この区域のほとんどは、武家地によって占められており、町名にも武家地であったことに由来するものがみつけられます。

納戸町、払方町、細工町、これらは、簞笥町と同様に、居住していた武士（同心）の役職名に由来して命名されたものです。

納戸役は、將軍の手元にある金銀・衣服・調度品の出納や大名旗本の献上品・將軍の下賜品を取り扱っていたもので、その内下賜品を取り扱ったのが、払方です。御細工は江戸城内の建物・道具の修理、製作にあたっていました。

また、二十騎町は、先手与力の屋敷地であったことに由来しています。一組一〇人で構成される先手与力が、二組二〇人居住していたことから、二十騎町と俗称され、現在の二十騎町となりました。

区内のほとんどを武家地が占めていたとはいえ、寺社地や町屋等も、もちろん存在していました。

津久戸町・若宮町・市谷長延寺町・市谷薬王寺町は、それぞれ、筑

土八幡・若宮八幡・長延寺・薬王寺の門前町であったことに由来し、市谷左内町は、江戸時代・元和年間に、名主の島田左内によって町屋が開かれたことに由来して名付けられました。

さらに、江戸時代初期に、山伏・修験者が多く居住し、俗に牛込山伏町とよばれていた町が、現在、南山伏町・北山伏町・市谷山伏町となっています。

このように町の名前をみていくと、武家地、寺社地、町屋、江戸の様子が浮かんでくるような気がします。

ここまで、江戸に由来し、現在もほぼ形を変えないで受け継がれている町名を話題にしてきたのですが、牛込区には、これまでに挙げたほかに、揚場町・白銀町・横寺町・袋町・岩戸町など、江戸時代から受け継がれている町名が、比較的多くみられます。

しかし、江戸全体から見ると、そういった町名は意外に少なくなっています。

江戸の地理的範囲を朱引地の範囲（現在の千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区）とすると、嘉永六（一八五三）年にあった一六七町の内、平成一〇（一九九八）年までに、江戸から忠実に引き継がれている町名は、全部で五五町にとどまるとされています。

お問い合わせにあった「簞笥町」も、かつては江戸各地に存在した町名でした。同じ新宿区の中にも、昭和一八年までは別の簞笥町があり

(現在は、北加賀町・新堀江町と合併し、三栄町となっています)、また、港区などの他区域にも存在していました。

このように、江戸(またはそれ以前)の人々の生活や歴史をしるばしる町名ゆえに、それが、変更され、失われていくことを、憂える声もあるということです。

【参考文献】

『江戸から東京へ』 町名の移り遷り(福澤昭 一九九九年)

『新宿区町名誌』 地名の由来と変遷 (新宿区教育委員会 一九七

六)

江戸の範囲

よく大江戸八百八町と言われますが、江戸の町数はほんとに八百八だったのですか。江戸時代の中でもどんどん増えていったはずですよ。

広がる江戸

たしかに、よく「大江戸八百八町」という言葉を聞きますが、これは江戸の実際の町数ではありません。江戸という都市空間に多数の町が存在していたことを示す、一種の慣用表現として使われています。

天正十八年(一五九〇)、徳川家康が入ってきた頃の江戸は、まだまだ広大な武蔵野の一寒村にすぎませんでした。入り江が深く入り込み、低湿地がひろがる江戸。現在からはちょっと想像しがたい光景がひろがっていたようです。

そんな江戸も長期間にわたって大がかりな工事が行われ、將軍様のお膝元として整えられて行きました。丘陵地を切り崩し、入り江を埋め立てることによって宅地が造成され、多くの町が生まれたのです。

以下の表に、年代をおって江戸の町が拡大して行く過程を示しまし

年 代	事 項	増加分	総町数
慶長～寛永年間 (1596～1644)	江戸城を中心として多数の町が新設。 これらは古町と呼ばれる。	約300町	約300町
明暦3年(1657) 大火以後	新たな都市計画 ・京橋木挽町東の海洲部分、赤坂・小日向などの湿地の埋め立て。 ・本所深川の開発。 江戸の発展の基礎となる。		
寛文2年(1662)	芝・三田・飯倉～下谷・浅草にいたる街道筋の代官支配地に建設された町屋を、町並地として町奉行支配に組み込む。	約300町	674町
延宝年間 (1673～1681)	ほぼ江戸の原形が出来上がる。 ・北は千住から南は品川まで町屋が続く「大江戸」が出現。 ・以前は二里四方といわれた江戸の町も、この時期には四里四方と言われるまでに拡大。		
正徳3年(1713)	本所・深川一帯、山の手の町屋を町並地に。	259町	933町
延享年間 (1744～1748)	町地の強制移転により「代地町」が増加。 居住町人の増加により、寺社門前町を町奉行支配に。	745町	1678町

た。それによると、江戸の総町数は延享年間(一七四四～一七四八)に一六七八町となります。実に、八百八町の倍以上です。

お江戸の範囲、解釈いろいろ

拡大する江戸の町。では、一体どこからどこまでが江戸とされたのでしょうか。

江戸といっても、町地は町奉行支配、寺社地は寺社奉行支配、武家地は大目付・目付支配というように、複雑な支配系統がありました。

これらのうち、町奉行支配に属する町地の外縁をつなぐと、一定の区域が区画されます。この区画内が通常呼ばれる町奉行支配場であり、通常これが江戸の市域と考えられていました。ただ、それは同じ区画内であっても武家地や寺社地には町奉行の支配が及ばないという点で「町奉行支配場すなわち江戸の範囲」と言い切れるわけではありませんでした。

実際のところ江戸の範囲と言っても解釈はまちまちで、決まった境界があるわけではなかったようです。町奉行支配場、寺社勸化場、江戸払御構場所、札懸場など異なる行政系統により独自に設定解釈されていました。

① 町奉行が支配の対象とする江戸

江戸の町人地に限定。町人地の発展とともに、外延へ拡大

② 寺社勸化場として許可された江戸

勸化場とは、寺社建立等のため寄付を募ることを許可された

地域 ①より広い範囲

③ 江戸払の御構場所とされる江戸

御構場所とは、追放刑者が立ち入ってはならない地域

四宿（千住・板橋・品川・内藤新宿）以内と本所深川

④ 札懸場（芝口）が対象範囲とする江戸

札懸場とは、その対象範囲における変死者や迷子の年齢、衣服の特徴等を高札によって掲示した場所。①より広い範囲

⑤ 旗本・御家人が外出を届ける際の江戸

江戸御曲輪内から四里以内

お江戸の境界、これにて落着

このように、江戸の範囲について解釈がまちまちであったところ、幕府は統一の見解を示すように求められました。

文政元年（一八一八）八月に、目付牧助右衛門から「幕府内外境筋之儀」についての伺いが出されました。その内容を要約すると、以下のとおりです。

「御府内とはどこからどこまでか」との問いに合わせて回答するのに、目付の方には書留等がない。前例等を取り調べても、解釈がまちまちで、「ここまでが江戸」という御定も見当たらないので回答しかねている。

この伺いを契機に、評定所では入念な評議が行われました。このときの答申にもとづき、同年十二月に老中阿部正精（まさきよ）から「書

面伺之趣、別紙絵図朱引ノ内ヲ御府内ト相心得候様」と、幕府の正式見解が示されたのです。これを受けて作成されたのが、江戸朱引図（東京都公文書館所蔵）です。



江戸朱引図

その朱引で示された御府内の範囲とは、東は中川限り、西は神田上水限り、南は南品川町を含む目黒川辺、北は荒川・石神井川下流限りとなります。これは寺社勸化場（②）と札懸場（④）の対象となる江戸の範囲にほぼ一致します。現在の行政区画でいえば、次のようにな

ります。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、
江東区

品川区の一部、目黒区の一部、渋谷区・豊島区・北区の一部、
板橋区の一部、荒川区

この朱引図には、朱線と同時に黒線（墨引）が引かれており、この墨引で示された範囲が、町奉行所支配の範囲を表しています。朱引と墨引を見比べると、例外的に目黒付近で墨引が朱引の外側に突出していることを除けば、ほぼ朱引の範囲内に墨引が含まれる形になっていることが見てとれます。

以来、江戸の範囲といえば、この朱引の範囲と解釈されるようになってきました。

【参考文献】

- 『江戸の発達』 東京都 一九五六年
『東京百年史』第一巻 東京都 一九七三年
『重宝録』第一 東京都 二〇〇〇年
石井良助編『徳川禁令考』前集五 創文社 一九五九年

江戸・東京寺院案内

曾祖父の旦那寺が、麻布にあった日蓮宗の寺であったと聞いたのですが、現在そのようなお寺はないといわれました。このお寺についてなんとか調べたいのですが、何か手がかりはないでしょうか。

当館所蔵の寺院沿革史料

巨大都市江戸の空間は、およそ七割近くを武家地が占め、残りの三割を町人地と寺社地がほぼ同じ面積で分け合っていたとされています。また明治五年の調査時、東京府下の寺院は二、四八六カ寺。寺院数・面積共に都市の重要な要素といえるでしょう。

しかし、江戸・東京の寺院について調べようとするとき、まずどこから手をつければよいかということは自明ではありません。現在の寺院をリスト化した寺院名鑑はありますが、ご先祖の旦那寺を調べたいという場合、名鑑だけでは歴史的な情報としては不十分ですし、廃寺となったり、移転した寺院が多い江戸・東京の場合、もはや求める寺院名にたどりつけない可能性が少なくありません。また、震災や戦災のため史料が散逸した上、一時、住職のいない時期を経験している寺院すら例外的ではないため、運良くお寺を探し出し、現在のご住職に

話を伺えたからといって、大正・明治、まして江戸時代のことまでわかるとは限らないのです。

そこでお薦めしたいのが、当館所蔵の江戸後期から明治一〇年に至る三つの基礎史料の活用です。『御府内備考続編』、『明治五年寺院明細帳』、『明治十年寺院明細簿』、この三種の史料は、各寺の歴史的沿革や檀家数、境内や建造物、本尊をはじめとする什器などを書き上げたもので、調べたい寺院についての歴史的情報はほぼこれらによって得ることができるはずです。

『御府内備考続編』——江戸のお寺調べの決定版

寺院の入り口付近に、教育委員会などが史跡案内のような簡単な掲示をしていることがよくあります。江戸市中に所在していた寺院の場合、その「タネ本」となっているのが、この『御府内備考続編』に他なりません。

江戸幕府は、江戸市中の官撰地誌『新編御府内風土記』を編み、文政二年（一八二九）に一応の完成をみていますが、そのもとになった調査史料がこの『御府内備考続編』です。正編の方は町々の記録、続編が寺社の記録でしたが、その後、明治五年に『新編御府内風土記』は焼失したため、今ではその編纂のための調査史料だった『御府内備考』正・続のみが残り、貴重な史料となっているのです。山号・院号・寺名、起立年代、開基法名、境内地面積、門前町屋の有無、本尊・脇土・仏像の名称と由緒などを記す本書は、都市江戸の寺院についての

第一級の基礎史料と言つことができるでしょう。

『明治五年寺院明細帳』

——幕末維新期の僧侶のライフサイクルも判明

明治五年六月、教部省は諸宗寺院の「開創の年歴、僧尼の履歴・員数」などを雛形にしたがって作成し、各府県ごとに取りまとめ提呈するよう通達を出しました。これを受けて作成されたのがこの史料です。寺院の沿革については『御府内備考続編』の内容を超えるものではありませんが、特筆されるのは住職や隠居、弟子の僧侶らの履歴が付されていることです。幕末維新期の僧侶の経歴が、すべての寺院について判明するのです。

今日では、お寺のご住職の跡を息子さんが継ぐということが当然のように思われますが、妻帯しないことが原則であった江戸時代においては、多くの僧侶は百姓や武家身分の次男・三男などによって占められていました。だいたい十代前半で得度し、宗派内の寺院をいくつか異動しながら学問を積んで「出世」していき、住職に昇進することが確かめられます。出身地や異動する寺院は必ずしも江戸やその近隣とは限らず、かなり広範囲にわたっている事例が少なくありません。

『明治十年寺院明細簿』

——お寺の持ち物リストに境内図付き

明治一〇年五月、東京府は明治五年明細帳以後の変化が少なくない

ため、再び雛形ひながたにならつて明細簿を作成するよつに命じました。この間わずか五年とはいへ、寺院を取り巻く環境も激動の時代、寺院の移転や廃寺も少なくなかったのです。明治五年の調査と比較すると、境内地その他所有地の項目が詳しくなり、寺院の什器類も事細かに書き上げられています。ここでいう寺の什器としては、本尊その他の仏像・画像、燈台・花瓶・供物具その他の仏具、教典、位牌、過去帳、幕、天蓋などのほか、檀家に出す食器類、鍋・釜まで書き上げられているケースも見られます。さらに興味深いのは境内の絵図が添えられていることで、その描き方には精粗の差がありますが、本堂・庫裏・墓地その他の配置のほか、植えられている樹木の種類まで、「櫻・榎」などと図示されている寺もあり、これまた貴重な情報を提供しています。

寺院沿革史料の検索

以上、ごくかいつまんで、当館所蔵寺院関係史料の紹介をしてきましたが、調べようとする寺院の基本的データがほぼここに尽くされていることがわかりただけなことと思います。しかし三種の史料ともきわめて大部なものであるため、従来は史料をめぐり、調べようとする寺院を探し出すのに大変な労力を要していました。そこで平成二年度、これらの史料についてデータベースを作成し、寺院名がわかれば上記の三種の史料のどこに収載されているか、マイクロフィルムのコマ番号まで即座に検索可能となりました。これによって閲覧窓口での検索はもちろん、電話でのレファレンス対応も大幅に効率化され

ています。

当館所蔵の寺院関係史料がより多くの方々に利用され、個人の調査・研究はもちろん、これまで研究の不十分だった江戸・東京の寺院史研究の進展に寄与することを願ってやみません。

【参考文献】

西 光三

「東京都公文書館所蔵寺院沿革史料について」

（東京都公文書館『研究紀要』第三号、二〇〇一年、東京都公文書館）

日塔和彦

『御府内寺社備考』から見た江戸の寺院」

（『年報都市史研究』六号、一九九八年、山川出版社）

白井哲哉

「近世政治権力と地誌編纂」

（『歴史学研究』七〇三号、一九九七年、青木書店）

朝倉治彦監修

『御府内寺社備考』全七冊・別冊一（一九八七年、名著出版）

福井保

『江戸幕府編纂物』（一九八三年、雄松堂出版）

東京都公文書館編さん刊行物の紹介
『都史紀要三十八 東京の歴史をつむぐ』

山崎 弥生

本書は、編さん事業の草創期に焦点をあて、『東京市史稿』皇城篇第一巻発刊までの事業展開の実態を、事業に携わった塚越芳太郎をはじめとする編さん者達の足跡をおりこみながら明らかにしている。また、事業のあり方をめぐる論議から草創期の編さん事業が抱えていた課題を示して、編さん事業が必要とされた理由を探り、さらに「皇城篇」第一刊行後の事業展開と、その中で史料編さん事業が果たしてきた役割について述べ、編さん事業の意義を見つめ直すものとなっている。

はしがき

I 最初の東京市史編さん事業計画

1 編さんの動機と事業計画

2 市沿革史編さん委員会と最初の事業計画

II 資料集『東京市史稿』刊行への道のり

1 市会で論争となった編さん方針

2 改変する編さん委員会と進捗状況

3 塚越芳太郎と『東京市史稿』編さん事業

4 『皇城篇』第一の刊行と事業計画

III 都政のあゆみをとつげ、未来へつなげるために

1 執行体制と事業展開

2 史料編さん事業の役割

参考資料

1 「東京市史編纂ノ件」をめぐる市会での審議

2 「皇城篇」編さんのための宮内省への調査依頼

3 東京市史稿「産業篇」第一の前書き

I では、東京市における編さん事業の開始への流れと、当時の事業計画、担当者、背景、史学界の見方について述べられている。

明治三十四年十月二十一日、中鉢美明により東京市参事会に「東京の市政ニ関スル沿革ヲ調査編纂スルノ議」が提出された。これが可決されて、市職員中から選ばれた委員による市沿革史編さん委員会が設置され、十二月十一日に編さん委員会規程が定められた。背景には首都改造事業の遅れによる市政批判、市制特例廃止後の自治意識の高揚という状況があったとされる。

事業計画の内容は主に次のようになる。まず、明治元年から三十四年度までの調査編さんを行い、二か年で事業完了する。委員は公務の余暇に従事し、十八部門（職制、会議、財政、市有財産、市区、橋梁、河溝、交通運輸、教育、衛生、警察、救恤、宗教、墓地、公園、兵事、水道、雑）を分担する。さらに、この内容の抽象性・消極性による、の

ちの論議、事業進展への影響が指摘されている。

Ⅱでは、『東京市史稿』皇城篇第一が刊行に至るまでの行程とその後編さん事業の流れが、実際の調査状況、塚越らの足跡、史学界の反応、地方改良運動等の社会状況を交えて述べられている。そして、市史編さんの目的が、過去の行政施策や歴史的出来事を明らかにする公文書等史資料を、調査・収集して亡失を防ぎ、市の制度や事業の沿革をまとめ、市政の参考資料とするところにあると示されている。

明治三十五年四月十八日、編さん事業を三か年継続事業とするという議案が提出された市会で、市史編さんの必要性、事業期間、対象時期・範囲等が審議された。審議はあいまいなまま、五月十三日、市史編さん委員会規程および細則が定められ、委員会も東京市史編さん委員会と改称、名誉委員の設置等、執行体制が整備された。そして明治三十六年、さらなる事業促進策として、史学界の声もあって、初めての編さん専門委員二名が委嘱された。

しかし、その後の組織増強によっても成果はあがらず、東京勸業博覧会のための『東京案内』刊行も行うことにもなり、専門家が切望されて、塚越芳太郎が迎えられた。塚越によつて、維新前にさかのぼり、収集終了部分から仮に編さんする稿本『東京市史稿』の形をとる編年式の編さん方法が確定されることになった。

そして、明治四十四年十二月十八日、『皇城篇』第一が刊行され、部数五百は、資料提供者等へ寄贈のほか、一部は一般に頒布された。

この第一巻刊行後、明治五十年度（大正六年）完結という事業計画

が立案されたが、編年式の編さん方法、精細な記録、少人数、さらに、明治天皇死去による臨時事業と皇城篇の検閲者・宮内省の激務から、日程は変更を余儀なくされた。また、皇城篇完結後に刊行予定であった「御陵墓篇」は、宮内省の検閲により「御墓地篇」と改称され、別巻として刊行された。

Ⅲでは、戦争の激化によつて市街篇第三十八で刊行停止となった昭和十八年三月までを中心に、市史編さん事業の執行体制、事業速成へむけた展開と実績、果たしてきた役割と、現在そして将来に向けて果たすべき役割について述べられている。

発足当時からの「最小限の費用と人員」という編さん事業の執行体制の下での、精細な記録と早期完結の両立は、速成計画を必要とした。さらに、大正十二年の関東大震災によつて、原稿、探訪史料、文化財、歴史資料が焼失し、より詳細な史料収集と編さん、早期完結が求められるようになり、大正十四年、増員と組織の拡充が実施された。この体制での実績については、国と比較した市事業の奮闘ぶりが、職員論文から紹介されている。

その後、昭和十年十月、東京市史編纂委員会規程と委員会が廃止され、文書課の所管となった。また、昭和十三年には、昭和七年の市域拡張をうけ、大正・昭和市史編さん嘱託専任二名が決定された。

こうして、昭和十八年の事業停止までに、『東京市史稿』十篇七十五巻、付図八点、『市史外篇』五冊、『東京震災録』等臨時刊行物十四冊が刊行された。

このような市史編さん事業への市当局や社会の位置づけを証する事例としては、塚越の表彰、市史稿利用者増加による配布先の拡大が挙げられている。

また、編さん事業が市政・社会に担った役割と功績として、次の諸点が指摘され、先駆的に取り組まれた史料編さん事業の歴史的意義がまとめられている。(一) 国際会議・大正博覧会への出展に編さん史料が貢献したこと。(二) 火災・震災による原本焼失後も編さん複製物・筆写史料により史料内容が保存されたこと。(三) 『東京震災録』、『昭和二十二年東京都水災録』、『東京都戦災誌』とそのための調査により、災害が記録されたこと。(四) 東京府の廃棄文書が編さんのために収集されたこと。(五) 戦時中、行政文書等の文書疎開が行われたこと。

最後に、現在の、公文書館の調査研究機能を担う史料編さん業務が、都政に関する記録史料を保存し、閲覧に供するという公文書館の機能を発揮させるために果たすべき役割として、レファレンス対応、編さん刊行物による所蔵資料の情報提供等が挙げられている。そして、公文書館全体として果たしていくべき役割についても触れ、史料編さん事業の将来への意義がまとめられている。

以上、本書は、史料編さん事業について、意義、歴史を知り、事業そのものへの理解を深めるために不可欠の一冊であるといえる。

東京都公文書館編さん刊行物の紹介 史料復刻『重宝録』第二

鈴木典子

東京都公文書館の編さん刊行物には、東京市史稿、都史資料集成、都史紀要、史料復刻といったシリーズがある。

『重宝録』は、史料復刻シリーズのひとつとして、平成十二年度より刊行を開始したもので、本書はその二冊目にあたる。

史料復刻シリーズは、東京都公文書館が所蔵する史料を翻刻し、身近に一般の利用に供するシリーズである。これまでに刊行されたものをいくつか列挙すると、『南伝馬町名主高野家日記言上之控』、『江戸東京問屋史料諸問屋沿革誌』、『関東大震災と情報』、『資料東京都の学童疎開』等がある。

当館が所蔵する「重宝録」は、江戸時代の深川の町名主によって編まれた史料で、半紙判縦型袋とじ全二十六巻(二十四巻・別巻二)から成る。入手経路について詳細は不明であるが、大正の末期か昭和の初頭頃、当時の東京市が市史編さん事業の一環として購入したものと伝えられている(『江東区資料 寛永録 巻』 解題 財部健次)。

この、江戸深川町名主の史料「重宝録」は、次に示すとおり全二十六巻を六冊に分けて刊行する予定である。

『重宝録』 第一 卷一、二、三、四、五、六（既刊）

同 第二 卷七、八、九、十、十一、十二（新刊）

同 第三 卷十三、十四、十五、十六、十七

同 第四 卷十八、十九、二十、二十一

同 第五 卷二十二、二十三、二十四

同 第六 別巻一、別巻二

内容について言えば、「重宝録」には、過去の前例や法令の写し、町奉行の諮問に対する答申の控え、その他あらゆる事項が含まれている。巻によっては「地面之部」、「町会所撰要」等副題がついているものもある。

全二十六巻のうち、副題のついているものを挙げると、次のようになる。

巻一 地面之部 巻四 十七番小間異例之部

巻十六 町火消之部 巻十九 小間之部

巻二十一、二十三、二十四 町会所撰要

別巻一、別巻二 深川筋川々御浚書留

こうして見ると、副題のついていない巻の方が多いが、それでも内容的にはある程度のみとまりをもって収録されている。

本書『重宝録』第二に収録した巻七から巻十二の中には、江戸町方に対して発令された町触や申渡が、質物取扱い、問屋帳面、加役方捕物、河岸土蔵、自身番屋木戸番屋等の内容ごとに書き留められている。

こうした町触や申渡以外にも、寺社門前帳、町々役料高書上等の史料

が含まれている。以下、本書収録の史料について触れておく。

巻七には、質物取扱いに関する史料がまとまっている。江戸において、ものを質に入れることはそれほど特別なことではなく、庶民にとって質屋は身近な金融機関であったという。また、質物の中には盗品が紛れ込む恐れがあったため、質物取扱いに関する取締り法令は、江戸時代を通じて度々発令された。元禄五年（一六九二）、質屋に登録を義務付け、作法書と看板の配布を定めた質屋惣代制が発足したが、それも元禄十六年（一七〇三）に廃止され、かわって享保八年（一七二三）に質屋組合が結成され、古着屋古鉄屋とともに八品営業人として取締りを受けることになる、といった制度の変遷が書き留められている。過去の町触から、質物取扱い等に関する箇条のみを抜き書きしている点からも、内容のみとまりが意図的に作られていることがわかる。

江戸は周辺地域を町方に編入しながら拡大して行った。古くからある町に新興の町が加わり、さらに代官支配地、寺社奉行支配地から町方へと支配替えされる町も多く現れた。巻八に収録されている一連の寺社門前関係の史料は、延享二年（一七四五）から同三年にかけて、それまで寺社奉行支配地であった寺社の門前町が、町奉行の支配下に編入されたことを受けて、延享三年（一七四六）に作成されたものである。冒頭に「御役所帳面焼失二付南御役所帳面写置」と記されているとおり、筆写であるため書き損じや誤写が多く見受けられ、注意が必要である。これらの帳面は、寺社門前町の支配が寺社奉行から町奉行へ変更されることに伴う引継書類と見ることができよう。

なお、既刊の『重宝録』第一には、土地関係、問屋関係、各種由緒書等が収録されている。その中でも、文政元年（一八一八）の江戸朱引図に関する記録は、興味深い史料である。

また、平成十四年度刊行予定の『重宝録』第三についてふれておくと、巻十六の副題にもあるように、町火消関係の史料がまとまっている。副題はついていないものの、巻十四、巻十五もそれぞれ町火消関係の巻である。特に巻十五において、巻のほぼ半分を割いて町火消各組の纏まとが図示されている点は面白い。

度重なる火災や水害、さらに震災や戦災による被害のために焼失・散逸を余儀なくされ、深川についての史料は今やたいへん貴重なものとなっている。また、深川関係の記録に限らず、『重宝録』には「類集撰要」等ほかの史料に収められていない固有の記録も見つけられる。「重宝録」は、江戸の町政に携わる名主が編集した「重宝」な情報の集録として興味深く、江戸市中の町政に関する研究には必携の史料集であるといえよう。

（史料編さん係）

（なお、販売については刊行物案内を「参照ください。」）

東京都公文書館受贈 都内自治体刊行歴史関係文献目録(抄)

【凡例】

- 一、本目次は、当館が受贈した都内自治体(一部外郭団体を含む)刊行の、江戸・東京の歴史・史料に関する文献の目録抄である。
- 二、本号には二〇〇一年二月までに受贈した、二〇〇〇年度刊行の文献と、一九九八・九九年度追加補遺分を収載した。
- 三、掲載内容は、書名・編集者・発行者・刊行年月日の順に記した。主な論文などについては、その編集者名・論文名を記載した。
- 四、図録や発掘調査報告書には、左記のように記号を付けた。
 〓 発掘調査報告書。
 〓 展示図録。

《東京都》

- 佐野川往還(歴史の道調査報告書第6集) 東京都教育委員会 00年3月
- 文化財の保護 第32号 東京都教育委員会 00年3月
- 北区西ヶ原貝塚
- Ⅰ 北区西ヶ原貝塚確認調査の補遺について 岡崎 完樹
- Ⅱ 晩期の石器作成作業の復元とその背景 阿部 芳郎
- Ⅲ 北区西ヶ原貝塚の脊椎動物遺体 金子 浩昌
- Ⅳ 西ヶ原貝塚出土粘土塊の由来について 金子 浩昌
- 文化財の保護 第33号 東京都教育委員会 01年3月
- 新指定文化財等の紹介
- 新指定
- 指定名称の変更
- 指定番地及び面積の変更

《中央区》

- 郷土室だより 107 中央区立京橋図書館 00年6月
- 「続」中央区の「橋」(その7) 鈴木 理生
- 郷土室だより 108 中央区立京橋図書館 00年10月
- 「続」中央区の「橋」(その8) 鈴木 理生

《港区》

- 港区文化財調査収録 第5集 港区教育委員会 00年3月
- 鍋島家旧麻布墓所改葬に伴う立会調査略報 高山 優・北野 信彦・牟田 行秀
- 狸穴増上寺下屋敷遺跡発掘調査略報 高山 優・谷畑 美帆
- 朗徳寺跡遺跡の調査 谷畑 美帆・藤田 祐樹
- 資料館だより 第43号 港区立港郷土資料館 00年8月
- 親子学習会 前期「江戸の町のウォーキング」(江戸時代の地図で港区を歩いてみよう)開催 大八木謙司・威知志麻子
- 『江戸前の海民 芝・金杉浦の記憶』を書いて思うこと 木下 達文
- 『赤坂区と新聞記録』 藤田 薫
- テーマ展9 木製品にみる江戸の生活 出土遺物より 山根 洋子
- ミニ・コーナー展23 陸軍大将乃木希典の手跡 平田 秀勝
- 白金猿町の鍛冶職人と笥掘り具 高山 優
- 開催予告
- 平成12年度特別展 伊達騒動の時代 仙台藩伊達家第4代藩主綱村と嫡子扇千代 松本 健
- 資料館だより 第44号 港区立港郷土資料館 00年11月
- さわれる展示室情報 蓄音機でSPレコードを聞こう! 平成12年度特別展「伊達騒動の時代」仙台藩伊達家第4代藩主綱村と嫡子扇千代 開催中 松本 健
- 港区江戸遊里譚 芝明神 平田 秀勝
- 三田台裏町の鍛冶職人 高山 優
- 六本木近世寺院の発掘調査 丸山 清志

テーマ展10 発見・探検！江戸の町〜江戸時代の地図と浮世絵からさぐる港区のむかし〜 日野原健司

研究紀要 6 港区立港郷土資料館 01年3月

武家の江戸屋敷の生活 臼杵藩江戸屋敷の上屋敷・下屋敷・役所の関係 江後 迪子

寺子屋から代用私立小学校へ 東京市赤坂区丹後町尋常小学校を事例として 藤田 薫

【資料紹介】『赤坂区と新聞記録』 藤田 薫

資料館たより 第45号 港区立港郷土資料館 01年3月

考古資料活用のひとつの試み 教材用考古資料キット

江戸時代の港区出版事情 日野原健司

100年前の思い出語り 旧薩摩鹿児島藩島津家抱屋敷の記憶 高山 優

ミニ・コーナー展24 江戸のお墓 人とともに葬られた品々 丸山 清志

芝・金杉の漁業と海苔作り 茂木真佐美

民俗資料調査ノート〜大工道具目録作成に向けて〜 山根 洋子

新収蔵資料の紹介 45年前の東京〜昭和31年撮影の航空写真から〜 松本 健

港区立港郷土資料館所蔵 民俗資料目録 第1集

大工道具Ⅰ 01年3月 港区教育委員会

《新宿区》

江戸名所図会でたどる新宿名所めぐり 新宿歴史博物館 00年7月

琥珀色の記憶〜新宿の喫茶店〜回想の“茶房青蛾”とあの頃の新宿と〜 新宿歴史博物館 00年10月

新宿区の民俗 (5)牛込地区編 新宿歴史博物館 01年3月

新宿文化財ガイド 新宿歴史博物館（98年5月初版行）

01年3月第2版発行

東京都新宿区尾張藩徳川家下屋敷跡遺跡 新宿区教育委員会 01年2月

《文京区》

文京ふるさと歴史館だより 第7号 00年4月

描かれた景観 風景版画にみる文京の名所 川口 明代

平成11年度学習企画展余話 それぞれの坂道 東條幸太郎

日光御成道を歩く 友の会の史跡散歩に同行して 星野 尚文

版になった風景 文京名所案内 文京ふるさと歴史館 00年10月

史跡さんぽ平成12年度実施報告書 文京区教委委員会 01年3月

文京区史跡さんぽ地図 文京区教委委員会 01年3月

平成12年度文京区の文化財(文京区文化財研究紀要)

文京区教委委員会 01年3月

長谷川雪堤筆「酒造図」調査報告 その1 岩淵 令治

その2 我妻 直美

文京区指定文化財「美幾女墓」修理報告

建造物の文化財登録制度について

文京区の文化財(国・東京都・文京区)指定一覧

周知の埋蔵文化財包蔵地について

《台東区》

お風呂やさんのスクラップブック〜旧柏湯所蔵資料〜 (台東区文化財報告書第27集) 台東区教育委員会 01年3月

台東区の文化財保護 第3集 台東区教委委員会

01年3月

《江東区》

下町文化 第209号 江東区教育委員会 00年4月

日本最古の紀年銘力石を指定！登録文化財は1019件に

あるく・きく・かく文化財レポート 波除碑に刻まれたもう一つの歴史

旧大石家の五月飾り

ここにも歴史があった 張板

下町文化 第210号 江東区教育委員会 00年7月

埋蔵文化財包蔵地の紹介

芭蕉記念館 新展示

江東歴史紀行 阿茶局の手紙 今野 慶信

江東今昔(1) ここにも歴史があった 天火營養料理機

下町文化 第211号 江東区教育委員会 00年9月

歴史と文化を考えよう

深川のくらし 平成11年度民俗調査から

江東歴史紀行 備蓄庫として使用された毛利家の鶴歩町抱屋敷 向山 伸子

江東今昔(2) ここにも歴史があった 保温用飯櫃

下町文化 第212号 江東区教育委員会 01年1月

第3回江東区教育委員会深川江戸資料館合同企画展

北斎がながめた隅田川 江東の歴史と『絵本隅田川兩岸一覽』

江東歴史紀行 戊辰内乱期深川冬木町の一事件簿 駿州赤心

隊富士亦八郎をめぐって 小泉 雅弘

江東今昔(3) ここにも歴史があった リンゴ汁取器

芭蕉記念館所蔵本人今俳諧図会』（平成12年度報告 第20集）江東区芭蕉記念館 01年1月

《品川区》

品川区歴史館紀要 第15号 品川区立品川歴史館 00年3月

東海寺輪番僧たちの品川生活 永野又次郎宛書簡より

沢庵宗彭年譜稿 伊藤 克己

資料紹介 資料紹介 寺門 雄一

伝歌川芳盛画「遷都鳳輩品川通御之図」 寺門 雄一

展示批評 特別展「東海道・品川宿を駆け抜けた幕末維新」をみて

書評・紹介 針谷 武志

『家康はなぜ江戸を選んだか』 湯浅 治久

特別展「東海道・品川宿を駆け抜けた幕末維新」補遺

東海道中膝栗毛 歩く旅と鉄道の旅 寺門 雄一

品川歴史館 00年10月 品川区立

《大田区》

空の玄関・羽田空港70年 大田区立郷土博物館 00年7月

大田区立郷土博物館紀要 第11号 大田区立郷土博物館 01年3月

蘇峰を媒介とした文化遺産の活用 平澤 勲蔵

本門寺の石経碑その他 石匠澤世祥について 嘉津山 清

国指定・重要有形民俗文化財の海苔船について 北村 敏

「大田区立郷土博物館所蔵 海苔漁業関係資料目録」

久原小学校内遺跡（大田区の埋蔵文化財第15集）大田区教委委員会 01年3月

《世田谷区》

記憶の中の風景 写真で見る世田谷の昭和30年代と今 世田谷区郷土資料館 00年10月

資料館だより 33 世田谷区郷土資料館 00年10月

特別展 記憶の中の風景 写真で見る世田谷の昭和30年代と今

新資料展示紹介 不動橋横穴墓発見の線刻模型 高杉 尚宏

資料館だより 34 世田谷区郷土資料館 01年3月

史料紹介 巖谷一六旧蔵本『黄石齋集』 武田庸次郎

世田谷区史料叢書 第16巻（旧太子堂村 森家文書金 銭出入帳編1）世田谷区教育委員会 01年3月

《豊島区》

かたりべ 58 豊島区立郷土資料館だより 00年7月

郷土資料館で「かたりべ」に 第4回収蔵資料展「こどもの本 児童文化の担い手たち」を終えて

紹介「豊島の集団学童疎開資料集」を活用した二冊の本 新・豊島氏紀行《その2》

かたりべ 59 豊島区立郷土資料館だより 00年8月

ラジオ常会 2000年度第1回収蔵資料展 戦時下の区民生活 となりぐみ

事業報告 休館中には、こんな作業をしていました！

藍襦がお色直しました！ 愛称を募集しています

資料が語る教育豊島の一世紀 上・下巻 豊島区教育委員会 00年12月

かたりべ 61 豊島区立郷土資料館だより 01年3月

おとなの思い出は子ども歴史！

2000年度第3回収蔵資料展「思い出は資料館へ」のひとつ

ま 豊島をさぐる《その7》 鏝（からみ）煉瓦について

《郷土資料館コラム》 新田派出所新築記念の碑

一点の資料から 水洗化工事で中止されたおみこし巡行

豊島区立郷土資料館研究紀要 第15号 豊島区立郷土資料館 01年3月

文献資料にみる竹本焼の特徴と変遷 竹本隼太・翠一を中心

に 横山 恵美

豊島区域における王子電気軌道株式会社の軌道敷設状況

研究ノート 疎開という語について 伊藤 暢直

資料の収集と課題 ふたつの収蔵資料展から 青木 哲夫

福岡 直子

《北区》

北区飛鳥山博物館研究報告 第3号 北区教育委員会 01年3月

小特集 埴輪の世界

北区文化財ガイドブック 北区教育委員会 01年3月

ぼいす 6 北区飛鳥山博物館だより 01年3月

歴史的遺産の保護と野外博物館 小林 三朗

常設展示 江戸の世のお花見弁当 石倉 孝祐

収蔵品の紹介 もう一つの剥ぎ取り標本 西ヶ原良塚 剥

ぎ取り標本 鈴木 直人

平塚らいてう 田端の家 岩崎みどり

- 《荒川区》
荒川ふるさと文化館常設展示図録 荒川ふるさと文化館 00年4月
- 《板橋区》
板橋区文化財年報 4 板橋区教育委員会 01年3月
板橋区立郷土資料館紀要 第13号 板橋区教育委員会 01年3月
中世鹿王院と赤塚郷 島山 聡
石田収蔵旧蔵「(仮称)板碑ノート」 小松 寿治
松本藩戸田家家臣板橋家所蔵文章の紹介と検討 系図・系譜を中心として 吉田 政博
加賀藩下屋敷関係基本史料『加賀藩史料』の出版索引ならびに論考等の一覧 海野 修
江戸周辺地域所在村百姓の武家接近活動 中野 達哉
豊田喜平治の煎茶作法について 小西 雅徳
井上頼因考 赤塚大門に卜居した国学者をめぐって 小林 保男
偵察録の視点 佐藤 昭俊
- 《練馬区》
ねりまの文化財 第47号 練馬区教育委員会 00年5月
平成11年度 指定・登録文化財決定の！
ねりまの文化財 第48号 練馬区教育委員会 01年8月
文化財に親しんでみませんか
文化財保護法50年記念事業 シンポジウム ねりま郷土史研究のあゆみと展望」の記録
武内満多男家文書が寄託されました
氷川神社宮宿鶴の舞道中歌 中村 理行
- ねりまの文化財 第49号 練馬区教育委員会 01年12月
「石神井城フォーラム2000」を開催！
文化財を見て楽しんでみませんか
郷土資料室寄贈資料紹介
まちの歴史と文化の案内役「文化財説明板」を大切に！
ねりまの文化財 第50号 練馬区教育委員会 01年1月
郷土資料室特別展開催「こどもたちの生活史」
文化財講座「練馬区の伝統工芸工房訪問」から200年調査 石神井城跡発掘調査速報
こどもたちの生活史(先祖の足跡37)練馬区郷土資料館 01年3月
こどもたちの生活史 ねりまのこどもたち 01年3月
埋蔵文化財調査報告 15 練馬区教育委員会 01年3月
- 《足立区》
足立風土記稿 地区編5 梅島 足立区郷土博物館 01年3月
- 《葛飾区》
柴又八幡神社古墳 Ⅱ葛飾区郷土と天文の博物館考 古学調査報告第9集(葛飾区郷土と天文の博物館 99年6月)
怪力伝説(東京近郊の草相撲と力持ち) 葛飾区郷土と天文の博物館 00年3月
葛飾遺跡探訪(かつしかブックレット10) 葛飾区郷土と天文の博物館 00年3月
博物館研究紀要 第7号 葛飾区郷土と天文の博物館 00年3月
- 江戸名所・夕顔観音の盛衰と「情報」 風聞・文芸・縁起・摺物 葛生 雄二
奥津家定に関する若干の考察 浄光寺 鶴岡八幡宮に伝わる2通の文書 谷口 榮
柴又八幡神社古墳 Ⅲ葛飾区郷土と天文の博物館考 古学調査報告第10集(葛飾区郷土と天文の博物館 00年7月)
埋められた渡来銭 中世の出土銭を探る 葛飾区郷土と天文の博物館 00年10月
江戸・東京のやきもの かつしかの今戸焼(かつしかブックレット12) 葛飾区郷土と天文の博物館 01年3月
博物館研究紀要 第8号 葛飾区郷土と天文の博物館 01年3月
座談会報告
かつしかのやきものを語る 内山 英良・橋本 正司
改名について 北条氏の場合 青木 更吉・谷口 榮
柴又における人車鉄道の役割 磯川いづみ
立石様研究ノート(2) 長坂 祥子
中国の「密蔵銭」について 谷口 榮
祭りと行事(葛飾の民俗Ⅰ) 葛飾区郷土と天文の博物館 01年3月 三宅 俊彦
- 《八王子市》
八王子千人同心関係史料集 第6集 千人同心諸用留帳二(郷土資料館資料シリーズ第38号) 八王子市教育委員会 99年3月
- 《三鷹市》
三鷹市史 史料・市民の記録編 三鷹市教育委員会 00

年11月

井の頭池遺跡群 A II 三鷹市教育委員会 01年3月
三鷹吉野泰平家文書目録 3(文化財シリーズ第25集)
三鷹市教育委員会 01年3月

《青梅市》

平成11年度「青梅市埋蔵文化財調査概要」 青梅市
教育委員会郷土資料室 00年3月
青梅市の指定文化財 青梅市教育委員会 00年4月
青梅市文化財保護指導員連絡協議会活動報告書
第16号 青梅市郷土資料室 00年4月
現地調査報告(2)・(3)は省略)
(1)辛垣城址と榊形城址
活動報告(1)・(6)は省略)
(7)青梅市歴史探訪Ⅲ 山根道を歩く

《府中市》

府中市郷土の森紀要 第14号 府中市郷土の森 01年
3月
比企型陽刻刻頭文軒平瓦とその周辺 武蔵六所宮と比企郡都
幾川流域の交流 石川 安司
武蔵府中高安寺の中世瓦 深澤 靖幸
府中市域における延宝6年検地帳の分析 小字を中心として
関根 恒男・齋地 徹
中世武蔵国府の「周縁」 合戦と開港 小野 一之
《昭島市》
林ノ上遺跡(第10次調査) 共同住宅建設に伴う調
査 昭島市教育委員会 00年6月

《町田市》

語りの近代(民権ブックス14) 町田市立自由民権資料
館 01年3月
2000年度企画展《語りの近代 講演会・討論会・懇親会》の
記録
記念講演1
政治運動としての自由民権運動の復権 民権運動における
演説の役割 稲田 雅洋
記念講演2
三田講演会の創設と展開 福沢諭吉と演説
特別寄稿論文 松崎 欣一
末広重恭と自由民権運動 鉄腸・政治小説の原型
渡辺 奨

自由民権 14(町田市立自由民権資料館紀要) 01年3月
都市知識人民権運動の全国的民権運動と地方民権運動への影
響(下) 澤 大洋
ピカレスクの誘惑 真土村事件の想起と再審(下)
阿部 安成

第3回戦争展《軍隊へのまなざし》明治の徴兵と周辺文化
〜の記録
戦争碑を読む 新宮 譲治
兵士になるといつこと 原田 敬一

《小金井市》

小金井市保管文書 8(小金井市誌編纂資料第40編)
小金井市教育委員会 01年3月

《小平市》

玉川上水と分水 3 分水管理分水口塞・川浚紛争田用

水(小平市史料集第25集) 小平市中央図書館 01年3月
玉川上水と分水 4 水車絵図(小平市史料集第26集)
小平市中央図書館 01年3月

《東村山市》

歴史館だより 12 東村山ふるさと歴史館 00年8月
「かやぶき民家の伝えてきたもの 旧武藤家住宅主屋」
展示報告 新発見・新収蔵品展
展示報告 近世庶民文化の開花 村人と芸と技
野火止用水〜野火止用水・玉川上水の歴史を辿って
東村山ふるさと歴史館 01年3月

《東久留米市》

金山遺跡(東久留米市埋蔵文化財調査報告第27集) 東
久留米市教育委員会 01年3月

《武蔵村山市》

武蔵村山市市史だより 第16号 00年8月
屋敷山遺跡の面把手
『武蔵村山市史 資料編 考古』の刊行にあたって
橋口 尚武
『資料編 考古』の刊行を終えて 石器のみかた土器のみか
た 館野 孝
発掘と市史編さんに参加して 村下三智子
資料館だより 第33号 武蔵村山市立歴史民俗資料館
報 00年8月

《小平市》

借用資料展 新藤コレクションのメンコ
特別寄稿 指田日記に見る武蔵村山の火災(2) 吉澤 一彦
ザアル(箎)とカンゴ(籠) 武蔵村山市立歴史民俗
資料館 00年10月

- 資料館だより 第34号 武蔵村山市立歴史民俗資料館
報 01年1月
- 三三三収蔵品展「風俗画報」
武蔵村山周辺の弥生時代概要 高橋 学
むさしむらやま歴史散策 コース案内 武蔵村山市教育委員会 01年1月
- 東京都武蔵村山市谷津富士講調査報告書本編（武蔵村山市文化財資料集21）武蔵村山市教育委員会 01年3月
東京都武蔵村山市念仏塚第1遺跡（武蔵村山市文化財資料集22）武蔵村山市教育委員会 01年3月
武蔵村山市市史だより 第17号 01年3月
『武蔵村山市史 民俗編』
武蔵村山の宇宙図を描く 藤森 裕治
『指田日記』に見る家内行事 長沢 利明
ムラの生活と日々のつきあい 大山 孝正
武蔵村山の芸能 秋山 和美
- 《あきる野市》
郷土あれこれ 第9号 あきる野市教育委員会 01年3月
あきる野市指定有形文化財 旧市倉家住宅について
- 《小笠原村》
硫黄島遺骨収集記録誌 小笠原村 99年3月
- 【参考】
《江戸東京博物館（東京都歴史文化財団）》
没後100年勝海舟展 99年4月
永井荷風と東京 99年7月
東京都江戸東京博物館研究報告 第5号 00年2月
- 特集：「不思議」を楽しむ 江戸のメディアと俗信
有卦絵について 矢島 新
江戸の七不思議変遷考 横山 泰子
化物と遊ぶ 「なんけんけれどもばけ物双六」 岩城 紀子
- 四谷塩町一丁目御用留（東京都江戸東京博物館資料叢書3）00年2月
関東大震災と安政江戸地震（東京都江戸東京博物館調査報告書第10集・常設展示に伴う調査報告3）00年3月
葵 徳川三代展 00年4月
江戸東京博物館NEWS 30 00年6月
文化財保護法50年記念 発掘された日本列島2000 発掘速報展
東京2000年祭共催事業「近くて懐かしい昭和」展
常設展示から 戦後のストリートファッション
研究ノート 家光嫡男竹千代の日吉山王社初宮参り 板谷 敏弘
江戸東京博物館NEWS 31 00年9月
日蘭交流400周年記念「秘蔵カピタンの江戸コレクション」
オランダ人の日本趣味「展」 小林 淳一
常設展示室から 展示を見る・さわる・乗ってみる
研究ノート 松竹座「弥生」をめぐる人びと 松井かおる
江戸東京博物館NEWS 32 00年12月
企画展「蕪村 その2つの旅」
常設展示室から 特集展示のお知らせ 湯川 説子
研究ノート 勝海舟「草稿」の謎 落合 則子
秘蔵 カピタンの江戸コレクション オランダ人の日本趣味 00年4月（編集・発行は長崎市立博物館）
東京都江戸東京博物館研究報告 第6号 01年2月
- 戦国期「由井」の政治的位置 齋藤 慎一
近世八王子石灰の展開に見る「由緒」の歴史の意義 岩橋 清美
江戸東京博物館蔵 梨子時葵紋散袴梅花唐草文様時給女乗物の保存修復について 室瀬 和美
東京開市場裁判所書類 森田 朋子
江戸東京博物館NEWS 33 01年3月
平成12年度新収蔵品の紹介 市川 寛明・小林 克
新田 太郎・早川 典子
松崎亜砂子・田中 裕二
研究ノート 西国橋錦絵題 我妻 直美
勝海舟関係資料 文書の部（東京都江戸東京博物館資料叢書）01年3月
- 東京都江戸東京博物館研究報告 第7号 01年3月
江戸における人宿の生成と展開 六組飛脚問屋仲間米屋田中家を事例に 市川 寛明
江戸東京の瞽女 ジェラルド・グロマー
広畑貞塚出土人骨の修復と鑑定 小林 克岡田 淳子
両角 まり・奈良 貴史
「東照宮天下御一統支千御相当御祝儀」について 岩橋 清美
四谷塩町一丁目町人用（東京都江戸東京博物館資料叢書4）01年3月
- 《江戸東京たてもの園（東京都歴史文化財団）》
町とたてものは変わる（第7回江戸東京たてもの園セミナー報告書） 00年3月
江戸の湯屋と東京の銭湯 「湯屋文書」の復元と桜湯・子宝湯 伊郷 吉信・米山 勇
江戸城から皇居へ 深井 雅海

外交の場の移り変わり 幕末外交使節の宿舎から赤坂迎賓館まで 加東 義之

化粧と化粧品店の変遷 江戸から現代までの女性とおしゃれ 山村 博美

近代の華族邸宅 大名屋敷からの流れ 青木 信夫

江戸東京たてももの園だより 16 00年9月 鈴木 明

家は自分で作るもの 建築の東京を観る5 失われた建物の復元画像 もう一つのたてももの園 米山 勇

江戸東京たてももの園だより 17 01年3月 米山 勇

特集1 エジプト考古学者吉村作治さんの「たてももの園遊覧記」

特集2 特別展「宇和島藩伊達家 収蔵建造物『伊達家の門』の背景」 高橋 英久

建築の東京を観る6 東京の門 米山 勇

《東京都埋蔵文化財センター》(東京都生涯学習文化財団)

汐留遺跡 II 第1〜5分冊・附図 旧汐留遺跡貨物駅跡地内の調査 (東京都埋蔵文化財センター調査報告第79集) 00年3月

尾張藩上屋敷跡遺跡 V(東京都埋蔵文化財センター調査報告第86集) 00年8月

尾張藩上屋敷跡遺跡 V(絵図集成編)(東京都埋蔵文化財センター調査報告第86集) 00年8月

尾張藩上屋敷跡遺跡 VI(東京都埋蔵文化財センター調査報告第87集) 01年1月

《多摩市文化振興財団》

パルテノン多摩 歴史ミュージアムガイドブック (常設展示図録)パルテノン多摩 00年12月

パルテノン多摩《博物館部門》年報・紀要 第3号 01年1月

展示報告 「視点を展示すること」の課題と可能性「ミニ企画展「発掘された2000年」を終えて」 橋場万里子

《府中文化振興財団府中の森》

あるむぜお 52 府中市郷土の森だより 00年6月

府中宿再訪Part1 府中宿の範囲 江戸時代と明治時代 馬場 治子

展示への招待 特別展 遺跡の世界2000 国府出土名品50選&最新発掘速報

ノート 国府跡に建てられた社 宮之畔神社をめぐって 深澤 靖幸

最近の発掘調査 番外編 埋められた渡来銭整理作業 中間 レポート 六野佐紀子

収蔵資料の紹介 『府中案内』の「発見」 馬場 治子

あるむぜお 53 府中市郷土の森だより 00年9月

府中宿再訪Part2 府中宿を往く人 左二兵衛・福七の場合 馬場 治子

展示への招待 ミニ展16 府中ゆかりの文化財 中世の金工品

最近の発掘調査 1万5千年前のキッチン 蔵持 大輔

収蔵資料の紹介 神々の戦争 太平洋戦争期のお守り群 小野 一之

あるむぜお 54 府中市郷土の森だより 00年12月

府中宿再訪Part3 府中宿を往く人と住む人 出合いと別れ 馬場 治子

ノート もうひとつの鎌倉街道 小野 一之

最近の発掘調査 埋められた渡来銭 整理作業中間レポート 石崎 悠文

2 収蔵資料の紹介 縄文人が埋めた石斧 深澤 靖幸

あるむぜお 55 府中市郷土の森だより 01年3月

府中宿再訪Part4 府中宿に住む人 中屋直右衛門二代記 馬場 治子

展示への招待 特別展 府中宿再訪

最近の発掘調査 再び発見! 埋められた渡来銭

収蔵資料の紹介 「ハンタイ」とは何ですか 野田憲一郎

甲州街道 府中宿 府中宿再訪展図録(府中市郷土の森博物館ブックレット1) 府中市郷土の森博物館 01年3月

八幡宿 田中家文書目録(府中市内家分け古文書目録4) 府中市郷土の森博物館 01年3月

《たましん地域文化財団》

多摩のあゆみ 98 00年5月

特集 掘り出された銭貨 出土銭貨にみる多摩の中世 調布市下石原遺跡の事例を通して 生田 周治

町田市能ヶ谷町出土の大量埋蔵銭 貴志 高陽

府中市宮西町の大量出土銭「並木西ビル地区」を中心に 六野佐紀子

東京都公文書館編さん有償刊行物案内

都庁第一本庁舎 3 階都民情報ルームで販売中。現金書留による郵送も行います。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (TEL 03-5388-2276)

都史資料集成 近代東京の歴史に関する待望のテーマ別資料集。

- 第1巻 日清戦争と東京①② (第1分冊 ¥5,990 第2分冊 ¥5,250)
- 第2巻 東京市役所の誕生 ¥5,660
- 第3巻 東京市街鉄道 ¥5,560

東京市史稿 市街篇 江戸東京に関する編年体の史料集。東京市街地の変遷発達を中心に史料収録。

第74～76 / 78～82品切れ。

- | | | | | |
|---------------------|--------|-----|---------------------|--------|
| 第77 明治22年2月～同22年7月 | ¥4,800 | 残部少 | 第85 明治26年2月～同26年5月 | ¥2,630 |
| 第83 明治24年12月～同25年8月 | ¥7,320 | 残部少 | 第86 明治26年5月～同26年12月 | ¥3,190 |
| 第84 明治25年8月～同26年2月 | ¥7,320 | | 第87 明治27年1月～同27年7月 | ¥5,850 |

東京市史稿 産業篇 江戸東京に関する編年体の史料集。江戸の産業経済を中心に史料収録。

- | | | | | |
|-------------------|--------|-----|--------------------|--------|
| 第35 寛政2年10月～同3年4月 | ¥7,320 | 残部少 | 第40 寛政6年9月～同8年6月 | ¥5,850 |
| 第36 寛政3年4月～同3年8月 | ¥6,380 | 残部少 | 第41 寛政8年7月～同9年10月 | ¥5,450 |
| 第37 寛政3年8月～同4年閏2月 | ¥6,520 | | 第42 寛政9年11月～同11年正月 | ¥5,390 |
| 第38 寛政4年3月～同4年12月 | ¥5,050 | | 第43 寛政11年2月～同12年5月 | ¥5,450 |
| 第39 寛政5年正月～同6年8月 | ¥6,380 | | 第44 寛政12年6月～享和2年2月 | ¥5,080 |

東京市史稿 篇別目次総覧

東京市史稿 10 篇 163 冊の全目次を篇巻別にまとめた篇別目次。1,305 ページ。 ¥5,120

東京市史稿 事項別目次索引

11,600 余の検索用事項を 50 音順に並べた事項別目次索引。1,415 ページ。 ¥5,320

都史紀要 江戸東京の歴史に関する調査研究報告書。読み物としても面白い。B6判 200ページ前後。

第 1	江戸から東京への展開	品切れ	第 21	東京の中等教育 1	¥ 760
第 2	市中取締沿革	¥ 1,080	第 22	明治初年の自治体警察 番人制度	¥ 750
第 3	銀座煉瓦街の建設	¥ 1,300	第 23	東京の中等教育 2	¥ 620
第 4	築地居留地	¥ 2,050	第 24	東京の中等教育 3	¥ 590
第 5	区制沿革	¥ 870	第 25	市区改正と品海築港計画	¥ 600
第 6	東京府の前身 市政裁判所始末	¥ 1,110	第 26	佃島と白魚漁業	¥ 670
第 7	七分積金	¥ 1,220	第 27	東京都の修史事業	¥ 560
第 8	商法講習所	¥ 1,090	第 28	元禄の町	品切れ
第 9	東京の女子教育	¥ 1,000	第 29	内藤新宿	品切れ
第 10	東京の大学	¥ 1,230	第 30	市制町村制と東京	品切れ
第 11	東京の理科系大学	¥ 1,100	第 31	東京の水売り	品切れ
第 12	江戸時代の八丈島	¥ 960	第 32	江戸の牛	品切れ
第 13	明治初年の武家地処理問題	品切れ	第 33	東京馬車鉄道	¥ 930
第 14	東京の幼稚園	¥ 980	第 34	江戸住宅事情	品切れ
第 15	水道問題と三多摩編入	品切れ	第 35	近代東京の渡船と一銭蒸汽	¥ 930
第 17	東京の各種学校	¥ 1,040	第 36	戦時下「都庁」の広報活動	¥ 1,250
第 18	東京の女子大学	品切れ	第 37	江戸の葬送墓制	品切れ
第 19	東京の初等教育	¥ 910	第 38	東京の歴史をつむぐ	¥ 1,060
第 20	続・東京の初等教育	¥ 890			

史料復刻 東京都公文書館所蔵の江戸東京に関する基本史料の復刻。

安永三年小間附 北方南方町鑑 上(北方)下(南方)	各 ¥ 1,130
西南北三多摩 境域変更通覧	¥ 2,000
南伝馬町名主高野家 日記言上之控	¥ 1,730
江戸東京問屋史料 諸問屋沿革誌	¥ 2,550
江戸東京問屋史料 商事慣例調	¥ 2,230
資料 東京都の学童疎開	¥ 3,590
重宝録 第一	¥ 5,310
重宝録 第二	¥ 5,310

公報目次データベースの完成について

警視庁東京府公報・東京市公報検索の手引き

佐藤 香織

1 公報目次検索データベースについて

(1) 目的と対象

東京都公文書館では、「東京都公報」のほか、東京都の前身である「警視庁東京府公報」「東京市公報」といった公報類に関する問い合わせや閲覧が多く、また本来の史料編さん業務においても、規則、条例等の法令を網羅している公報類は利用頻度の高い参考資料となっている。

警視庁東京府公報目録		自明治二十二年一月 至同 年四月	第一號 至第四五號	内閣官報局
○ 公文				
● 警察令				
○ 翻寫取締規則中加除改正(一)	一月 四日	一頁		
○ 寄附取締規則中加除改正(二)	一月 四日	二頁		
○ 十年甲第十七號布達廢止(三)	一月 八日	二五		
○ 諸藝人へ鑑札下付廢止(四)	一月 八日	二九		
○ 人力車及馬車取締規則中刪除改正(五)	一月 八日	三七		
● 賣場部外品營業規則(六)	一月 八日	三九		
○ 十二年甲第九號十六年甲第七號布達廢止(七)	一月 八日	四〇		
○ 牛乳營業取締規則中加除改正(八)	一月 八日	四一		
○ 火葬場取締規則中刪除(九)	一月 八日	四二		
○ 屠獸場取締規則中修正(一〇)	一月 八日	四三		
○ 水上取締規則中改正(一一)	一月 八日	四四		
○ 貸座敷引手茶屋娼妓取締規則改正(一二)	一月 八日	四五		
○ 陸製造所建設等願届書區戸長ノ奥印ヲ要セザル件(一三)	一月 八日	四六		
● 刑罰令				
○ 刑罰令下取水取締規則中改正(一四)	一月 八日	四七		
○ 貸座敷引手茶屋娼妓取締規則(一五)	一月 八日	四八		
○ 三十年警察令第二十號(一六)	一月 八日	四九		
○ 貸座敷引手茶屋娼妓取締規則(一七)	一月 八日	五〇		
○ 宿屋營業取締規則中修正(一八)	一月 八日	五一		
○ 人力車營業取締規則(一九)	一月 八日	五二		
● 警視廳訓令				
○ 十二年乙第五號通廢止(乙一)	二月 五日	一〇八		
○ 税金不納ニ係ル營業停止届出ノ件(乙二)	二月 五日	一〇九		
○ 貸座敷引手茶屋娼妓及遊娼増減検査ノ件(乙三)	二月 五日	一一〇		
● 警視廳告示				
○ 下馬下乘制限廢止(一)	二月 五日	一一一		
○ 宮城内非常號砲試發施行(二)	二月 五日	一一二		
○ 消防本部派出所新築落成(三)	二月 五日	一一三		
○ 警察署所轄區域ノ内變更(四)	二月 五日	一一四		
● 東京府令				
○ 隣部地方税中徴目增加(一)	二月 五日	一一五		
○ 八丈島年寄廢止(二)	二月 五日	一一六		
○ 小學校教員學力認定試験細則中改正(三)	二月 五日	一一七		
○ 小學校簡易科教員及小學校授業生免許規則中改正(四)	二月 五日	一一八		
○ 區部地方税徵收規則中改正(五)	二月 五日	一一九		
○ 二十一年度區部共有金支出追加豫算(六)	二月 五日	一二〇		
○ 内務省免狀所持簿及產婆任所轉任届出ノ件(七)	二月 五日	一二一		
○ 二十一年度地方税支出收入追加豫算(八)	二月 五日	一二二		
○ 區部地方税徵收規則中加除(九)	二月 五日	一二三		
○ 小學校教員免許試驗手数料差出方(一〇)	二月 五日	一二四		
○ 二十一年度地方税收入追加豫算(一一)	二月 五日	一二五		

ところが、公報は「警視庁東京府公報」「東京市公報」の件名合わせて約6万件もあり、目次を見ながらその目的の件名にたどり着くまでには、膨大な調査時間を要することになる。こうした現状を踏まえて、平成12年4月より公報の目次データベースという検索システムの作成に着手した。

公報目次データベースの対象としたのは、「警視庁東京府公報」(明治22年～昭和18年)「東京市公報」(明治31年～昭和18年)「東京都公報」(昭和18年～現在)である。このうち、「警視庁東京府公報」約4万2千件(内訳 警視庁1万3千件、東京府2万9千件)「東京市公報」の約2万件については、平成12年から13年にかけてデータベース化が終了したので、詳しく述べていきたい。

また、公報より前の時期の史料としては、「法令類纂」というものがあり、こちらもすでにデータベース化が完了している。「法令類纂」とは、明治元年から明治22年までの国の法令規則や東京府、警視庁関連の達、規則類を内容別に編さんしたものである。時代区分によって第1法令類纂から第5法令類纂まであり、総件数は約2万2千件である。

(2) 目次データベース化の作業

公報目次データベースを作成する作業は大きく三段階に分けて行った。

まず第一段階として、「警視庁東京府公報」「東京市公報」の目次を見ながら、一定の形式に基づいて件名等を1件づつ入力していった。ソフトは桐を使用した。入力項目は、公報名、法令番号、件名、年月日、年月日ソートで、次の例のような形式で入力を行うこととした。

(「警視庁東京府公報」の入力例)

a. 公報名	b. 番号	c. 件名	d. 年月日	e. 年月日ソート
警視庁東京府公報	警視庁訓令(1)	劇場取締規則中改正	明治22年1月4日	22104

このうちb.番号では、警視庁訓令、告示、告諭あるいは東京府訓令、告示などの規範名と番号を入力し、c.件名では公報の目次にある件名を入力した。e.年月日ソートは、明治、大正、昭和という時期の区別をはっきりさせ、検索しやすくするためのもので、年月日を表す6ケタ(例 明治22年3月3日 220303)表示とし、明治はそのまま6ケタで入力するが、大正の場合は頭に1を付けて入力し(例 大正12年10月5日 1121005)、昭和の場合は頭に2を付けて入力した(例 昭和5年2月14日 2050214)。検索する時は、a.からe.のどこからでも検索できるようにした。

また、入力作業全体を通して、漢字は常用の字体を使用し、カタカナ部分はひら仮名で入力し、適宜濁点を付けることとで統一した(例 セサル件 セざる件)

第二段階としては、これらの入力終了したデータから順次見直す作業を行った。これは、入力が終了したデータをプリントアウトし、入力作業をした本人以外の人が、原本である「警視庁東京府公報」あるいは「東京市公報」と照らし合わせ、誤りがあった場合な

どは赤エンピツで訂正をし、追加をするという作業である。

そして、第三段階として、この訂正を要するデータをすべて再入力した後に、「警視庁東京府公報」と「東京市公報」のデータベースを合体させ、「公報」という名前を付け、館内ネットワーク上で検索可能とした。また、更に検索しやすくするために別表に基づいて新たに分類作業を行うこととした（別表参照）。

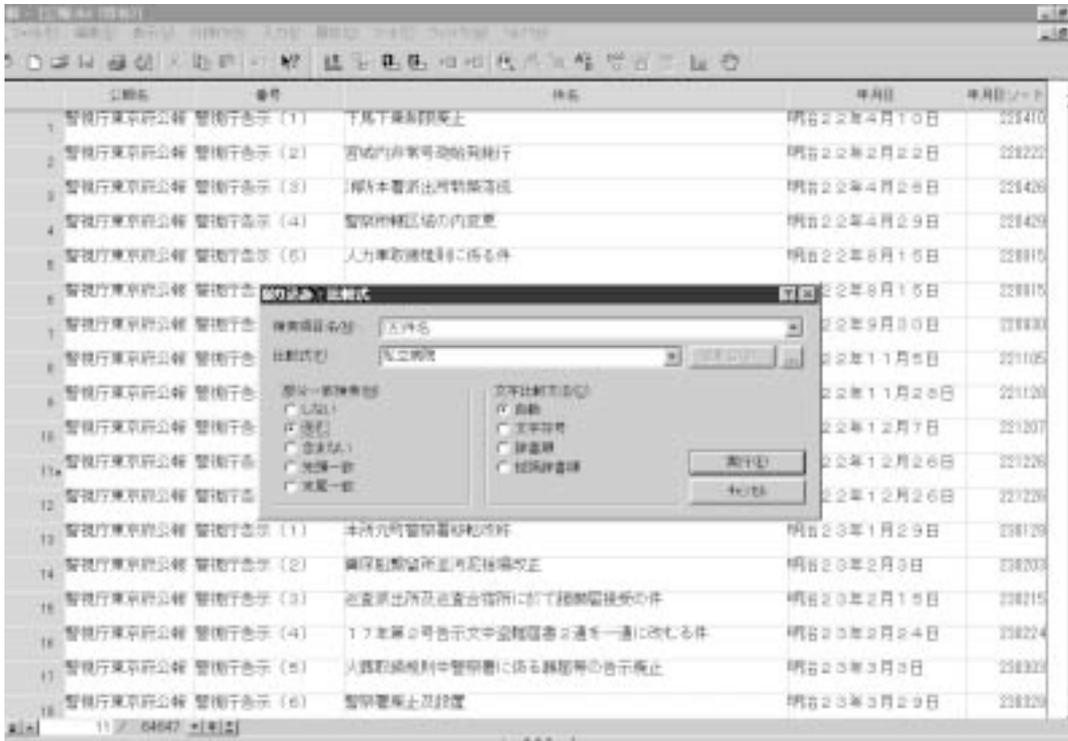
（ 3 ） データベースを使った場合の検索例

実際データベースを使った場合の検索例をいくつか挙げてみる。

例1 「私立病院並び産院設立規則」という規則がいつ制定され、改正されたのか知りたいという質問を受けた場合

- 手順①公報目次データベースの件名欄にカーソルを合わせ、行操作 絞り込みの順にクリックする。
- ②絞り込み状態で比較式に「私立病院」と入力し、実行をクリックする。
- ③年月日順に並べるため、年月日ソート欄にカーソルを合わせ、行操作 並び替えの順にクリックする。
- ④並び替えの項目名に年月日ソートを選択し、実行をクリックする。

（公報目次データベース 手順②）



(公報目次データベース 手順④)

1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	警視庁東京府公報	東京府令(17)	私立病院並産院設立規則	明治24年10月19日	241019
2	警視庁東京府公報	東京府令(17)	私立病院並産院設立規則中追加	明治27年4月6日	270406
3	官報	警視庁令(25)	精神疾患を看護志願の者の申請書に又は官立病院に入れんとするもの届出方	明治27年4月28日	270428
4	警視庁東京府公報	東京府令(36)	私立病院並産院設立規則中追加	明治29年6月6日	290606
5	警視庁東京府公報	東京府令(49)	私立病院産院規程	明治32年7月20日	320720
6	警視庁東京府公報	警視庁令(41)	精神疾患を私立監置室に私立精神病院に私立病院の精神病室の構造設備及び管理に関する取扱い等改	明治37年10月6日	371006
7	警視庁東京府公報	警視庁令(10)	明治32年東京府令第49号私立病院産院規程中改正	明治39年4月20日	390420
8	警視庁東京府公報	警視庁令(41)	明治37年10月府令第41号精神疾患を私立監置室に私立精神病院に私立病院の精神病室の構造設備及び管理に関する取扱い等改	明治39年6月19日	390619
9	警視庁東京府公報	警視庁令(54)	明治32年7月東京府令第49号私立病院産院規程中改正	明治39年9月8日	390908
10	警視庁東京府公報	警視庁令(55)	私立病院伝染病室取扱い規則	明治39年9月6日	390906
11	警視庁東京府公報	警視庁令(12)	明治39年9月警視庁令第55号私立病院伝染病室取扱い規則施行の件	明治42年4月10日	420410
12	警視庁東京府公報	警視庁令(27)	明治32年7月東京府令第49号私立病院産院規程中改正	明治45年7月25日	450725
13	警視庁東京府公報	警視庁令(41)	私立病院産院規程中改正	大正2年10月14日	021014
14	警視庁東京府公報	警視庁令(50)	改正私立病院産院規程規則	大正12年10月2日	121002
15	警視庁東京府公報	警視庁令(19)	大正12年10月警視庁令第50号改正私立病院産院規程規則施行の件	大正13年2月28日	130228
16	警視庁東京府公報	警視庁令(5)	大正12年10月警視庁令第50号改正私立病院産院規程規則施行の件	昭和3年2月9日	030209
17					

- 結果
- 「私立病院」に該当するデータが16件出てくる。
 - 明治24年10月19日に「私立病院並産院設立規則」という探していた規則がある。
 - また明治27年4月6日、明治29年6月6日に規則の追加が掲載されていることがわかる。
 - 規則の詳しい内容は、原本を見て確認する。

例2 「自転車」に関する規則を調べる。

a 公報目次データベースの件名欄にカーソルを合わせ、例1①～④と同じ手順で絞り込み、並び替えを行う。

絞り込み状態の比較式には「自転車」と入力する。

(公報目次データベース 例2の手順④)

公報名	番号	件名	年月日	年月日	ページ
警視庁東京府公報	東京府告示(36)	27年度地方自治権限中自転車検査官制度	昭和27年5月21日		270521
警視庁東京府公報	東京府告示(28)	自転車通車取次手続	昭和27年6月28日		270528
警視庁東京府公報	警視庁告示(20)	自転車取締規則	昭和31年6月10日		310610
警視庁東京府公報	警視庁告示(61)	自転車取締規則	昭和34年10月24日		341024
警視庁東京府公報	警視庁告示(44)	自転車取締規則中改正	昭和35年10月15日		351015
警視庁東京府公報	警視庁告示(18)	自転車取締規則中改正	昭和44年9月2日		440902
警視庁東京府公報	警視庁告示(21)	自転車取締規則	大正7年5月7日		170507
警視庁東京府公報	東京府告示(227)	東京自転車取締組合設置認可	大正7年7月20日		170720
警視庁東京府公報	警視庁告示(8)	自転車取締規則施行期決定	大正20年2月11日		190211
警視庁東京府公報	東京府告示(66)	新設取締規則并自転車取締改正	大正10年12月17日		110127
警視庁東京府公報	警視庁告示(8)	自転車取締規則	大正15年2月13日		150213
警視庁東京府公報	東京府告示(436)	施設中自転車の検査状況其他諸規定変更通知	大正15年8月14日		150814
警視庁東京府公報	警視庁告示(388)	昭和8年警視庁告示第245号(自転車取締施行し得るべき通則修正) 昭和7年同第5之号(昭和8年7月警視庁令第29号自転車取締規則) 昭和8年警視庁告示第386号(自転車取締規則) 及昭和7年警視庁告示第30号(自転車取締規則施行し得るべき通則規定) 廃止	昭和10年3月14日		100314
警視庁東京府公報	東京府告示(604)	重要工業品指定品目中削除(自転車部品品目中「ゴム」)	昭和11年12月12日		111212
警視庁東京府公報	警視庁告示(71)	自転車取締規則中改正	昭和13年12月10日		131210
警視庁東京府公報	東京府告示(284)	指定通車認可(自転車エンブレム塗打)	昭和15年3月12日		150312
警視庁東京府公報	東京府告示(1225)	自転車取締規則施行期	昭和15年10月12日		151012
警視庁東京府公報	東京府告示(1229)	指定通車認可(自転車部品品)	昭和15年10月12日		151012
警視庁東京府公報	東京府告示(120)	指定通車認可(自転車用附属ゴム製品)	昭和15年1月26日		150126
警視庁東京府公報	東京府告示(131)	自転車取締規則施行期中改正	昭和15年1月26日		150126
警視庁東京府公報	東京府告示(132)	自転車取締規則要項	昭和15年1月26日		150126
警視庁東京府公報	東京府告示(133)	自転車取締規則施行期	昭和15年1月26日		150126
警視庁東京府公報	東京府告示(248)	自転車取締規則施行期中改正	昭和15年2月18日		150218
警視庁東京府公報	東京府告示(227)	自転車取締規則要項改正	昭和17年7月26日		170726
警視庁東京府公報	東京府告示(228)	自転車取締規則施行期中改正	昭和17年7月26日		170726
警視庁東京府公報	東京府告示(230)	指定通車認可(自転車、リヤカー修理用)及自転車小売商業組合員資格者通知	昭和17年8月25日		170825
警視庁東京府公報	東京府告示(64)	自転車工業標準施行工場指定(山手製作所外)	昭和18年1月23日		180123
警視庁東京府公報	東京府告示(606)	自転車工場標準施行工場指定(吉沢製作所外七)	昭和18年6月3日		180603

b さらに、もっと古い規則があるか、法令類纂目次データベースを使って調べる。

(法令類纂目次データベース)

公報名	番号	件名	年月日	年月日	ページ
第12法中開	第251号	第12法中開	昭和13年10月1日	131001	自転車取締規則施行期決定
第12法中開	第254号	第12法中開	昭和13年12月1日	131201	自転車取締規則施行期決定
第12法中開	第252号	第12法中開	昭和15年6月15日	150615	十二年乙第三十五年通(自転車取締規則) 廃止
第12法中開	第253号	第12法中開	昭和15年6月15日	150615	第12法中開

- 結果
 - 明治 10 年代に 4 件の該当があった。
 - 公報目次データベースと法令類纂目次データベースで検索した結果、明治、大正、昭和を通じて自転車は取締りの対象であったことが読みとれる。
 - 明治期には課税の対象としてとらえられていたこともわかる。
 - また、このデータでは明治 10 年以前には自転車についての規則がないため、明治初め頃はまだ自転車が普及していなかったことが推測できる。

例 3 湯屋に関する規則を調べる

a 公報目次データベースの件名欄にカーソルを合わせ、例 1 ①～④と同じ手順で絞り込み、並び替えを行う。

絞り込み状態の比較式には「湯屋」と入力する。

(公報目次データベース)

公報名	番号	題名	年月日	年月日シート
警視庁東京府公報	警視庁令(1)	湯屋取締規則	明治33年1月17日	230117
警視庁東京府公報	警視庁令(12)	湯屋取締規則并改正	明治33年6月27日	230627
警視庁東京府公報	警視庁令(6)	湯屋取締規則并新添	明治34年4月16日	240416
警視庁東京府公報	警視庁令(2)	湯屋取締規則并新添追加	明治35年2月22日	250222
官報	警視庁令(12)	湯屋取締規則并改正追加	明治35年6月4日	250604
警視庁東京府公報	警視庁令(47)	湯屋取締規則改正	明治36年12月9日	301209
警視庁東京府公報	警視庁令(3)	30年警視庁令第47号湯屋取締規則に依り営業免許失効を命ぜられたるもの出納手続	明治32年2月16日	220216
警視庁東京府公報	警視庁令(48)	湯屋営業取締規則	明治33年12月28日	331228
警視庁東京府公報	警視庁令(64)	25年警視庁令第2号(湯屋取締規則并新添追加)の改正	明治34年6月1日	340601
警視庁東京府公報	警視庁令(36)	33年庁令第48号湯屋営業取締規則并改正	明治35年7月21日	350721
警視庁東京府公報	警視庁令(25)	明治33年12月警視庁令第48号湯屋取締規則并改正	明治33年6月15日	330615
警視庁東京府公報	警視庁令(36)	明治33年12月警視庁令第48号湯屋営業取締規則并改正	明治32年12月18日	421218
警視庁東京府公報	警視庁令(12)	湯屋営業取締規則并改正	明治45年4月2日	440402
警視庁東京府公報	警視庁令(27)	湯屋営業取締規則并改正	大正2年7月14日	120714
警視庁東京府公報	警視庁令(6)	湯屋営業取締規則并改正	大正6年6月6日	160606

b さらに、「法令類纂」データベースを使って、明治21年以前の規則があるかどうか調べる。

(法令類纂目次データベース)

No.	件名	年月日	法令番号	内容
1	第24号勅令	明治4年11月29日	勅令第24号	湯屋に上より裸田にて遊玩を禁ずる件
2	第24号勅令	明治4年11月29日	勅令第24号	朝鮮半島に在る湯屋出入場外国人に対し其等が之の各儀
3	第14号勅令	明治11年2月28日	勅令第14号	湯屋未始の場中に遊入場内(町)に立入竹木を採折する様を禁ず
4	第4号府令第1号	明治11年4月18日	府令第4号	戸籍法中湯屋持主の姓名を記載する事
5	第10号勅令	明治12年11月4日	勅令第10号	湯屋営業人に湯屋税を賦課するに付罰金に付罰金せしむ
6	第12号勅令	明治12年5月12日	勅令第12号	湯屋新築費の地租課税に付年行事務に付不課
7	第12号勅令	明治12年10月2日	勅令第12号	湯屋新築費の支拂十一月一日より施行
8	第12号勅令	明治14年2月29日	勅令第12号	近來湯屋に於て浴室の設備が失ふに付浴室に於て取締を注意せしむ
9	第12号勅令	明治14年4月28日	勅令第12号	湯屋営業の者大衆衛生の爲めに付浴室設備を備へ湯屋税を徴せしむ
10	第15号勅令	明治12年11月12日	勅令第15号	湯屋主及び浴室の設備が失ふに付浴室に於て取締を注意せしむ
11	第15号勅令	明治11年5月18日	勅令第15号	湯屋新築費の支拂を湯屋税に併せて徴せしむ
12	第6号府令第1号	明治15年4月18日	府令第6号	湯屋営業に於て浴室設備の備へたるに付浴室に於て取締を注意せしむ
13	第10号勅令	明治15年4月18日	勅令第10号	湯屋火災の危険を減らすに付浴室設備を備へ湯屋税を徴せしむ
14	第10号勅令	明治15年5月20日	勅令第10号	湯屋の浴室設備を備へたるに付浴室に於て取締を注意せしむ
15	第10号勅令	明治17年5月18日	勅令第10号	十二年以前三十二年以前湯屋新築費の支拂を湯屋税に併せて徴せしむ
16	第10号勅令	明治15年4月18日	勅令第10号	湯屋の危険を減らすに付浴室設備を備へ湯屋税を徴せしむ
17	第10号勅令	明治15年7月22日	勅令第10号	湯屋新築費の支拂を湯屋税に併せて徴せしむ
18	第10号勅令	明治15年7月22日	勅令第10号	湯屋新築費の支拂を湯屋税に併せて徴せしむ
19	第10号勅令	明治15年4月18日	勅令第10号	湯屋営業の取締

- 結果
- 明治初め頃から湯屋についての規則が制定されていることがわかる。
 - 明治半ばからは営業に関する取締りが多いが、明治初め頃は裸体について触れている。当時は他人に裸体をさらすことに対してあまり抵抗がなかったことが推測できる。

c 公報目次データベースと法令類纂目次データベースの検索結果では、明治4年から大正6年までの「湯屋」に関する規則が出てくる。大正6年以降には「湯屋」に関する規則はないのだろうか。大正6年以降の「湯屋」に関する規則についても調べてみる。

もう一度公報目次データベースで検索してみるが、「湯屋」では大正6年以降該当がないので、「浴場」で絞り込む。

従来のように公報の目次を1件ずつあたって、「警視庁東京府公報」「東京市公報」「法令類纂」約8万4千件の目次のなかから「自転車」「湯屋」に関する規則を探し出すことに比べて、目次データベースを使ってキーワード検索することが圧倒的な時間の短縮につながっていることは確実である。また、(3)で例を挙げたように検索結果が一覧で出てくるため、規則の改正、廃止の有無などもひと目でわかり、流れがとらえやすいといえる。

これらのメリットをもつ公報目次データベースの活用方法としては、まず、閲覧に来た人に窓口で利用してもらうこと、また本来の史料編さん業務の参考として使うことが挙げられる。

そのほかに、もっとも活用頻度が高いものとして、レファレンス業務の参考として用いることが挙げられる。

公文書館におけるレファレンス業務とは、当館所蔵公文書や刊行物等の内容や利用に関すること、また東京都の歴史や江戸東京に関することに対する様々な問い合わせや質問について調査、回答する仕事であり、その数は年間約500件前後にのぼる。この業務の参考としては、具体的には、(3)の例1に挙げた「私立病院並びに産院設立に関する規則がいつ出されたか調べてほしい。」といったような問い合わせを電話、FAXで受けた場合などに、その答えを導く一環として公報目次データベースを利用するような場合が多々ある。

この公報目次データベースは、館内利用のみにとどまっているのが現状だが、将来的には当館ホームページで対外的にも情報を提供することなどにより、その利用価値はこれからますます高くなるものと考えられる。

2 警視庁東京府公報と東京市公報

次に参考として公報の成立した背景について簡単に触れておく。

(1) 公告式の歴史

公告式とは法令規則を国民へ周知させる方法である。その目的は、公告式によって法令規則等を国民なり、市民なりに周知せしめ、そしてその法令規則等に法的効果を生じさせることである。

現在の公告式はどのようになっているのか東京都を例に挙げてみよう。

東京都公告式条例(昭和27年 条例第10号)

第2条の2

条例の公布は、東京都公報に登載してこれを行う。但し、天災事変により東京都公報に登載して公布することができないときは、都庁内の掲示場及び公衆の見易い場所に掲示してこれにかえることができる。

第3条(登載事項)

公報は、東京都公告式条例、東京都告示式及び東京都訓令前行署名式及び令達式により

定められた事項のほか、議会の議決事項及び重要な通達並びに東京都の機関の公告式等により定められた事項を登載する。

第6条（配列順位）

公報に登載する事項の配列は、次のとおりとする。

- 一 条例
- 二 規則
- 三 訓令
- 四 告示
- 五 東京都の機関の公告式等により定められた事項
- 六 公告
- 七 議会の議決事項
- 八 通達
- 九 前号以外の事項

このように東京都では原則として、公報に載せることが公告式であるとされている。

ほかに区と市の例を挙げてみる。

豊島区公告式条例（昭和25年 条例第4号）

第2条の2

条例の公布は、東京都豊島区役所の掲示場に掲示して、これを行う。

北区公告式条例（昭和25年 条例第6号）

第2条の2

条例の公布は区役所門前掲示場に掲示してこれを行う。

西東京市公告式条例（平成13年 条例第4号）

第2条の2

条例の公布は、別記の掲示場に掲示してこれを行う。

上の例のようにいずれも所定の掲示場に掲示することが公告式となっている。

これらの例からは、地方公共団体では条例等の法令を公報に登載すること、あるいは指定の場所に掲示することで公告式としていることがわかる。

歴史的に振り返ってみると、江戸期には町奉行から出される町触という法令が、書面や口頭で伝達されていた。

江戸の町方に出された法令は町触といい、町奉行から町年寄、町年寄から名主を通じて町々へ伝達されていた。もう少し具体的に説明すると、町奉行が町年寄を内寄合に召喚し

て伝え、町年寄は名主や月行事を自分の役所に集めて触れて知らせ、名主、月行事は支配内の家主に伝達し、家主は店子に読み聞かせるという伝達経路が明暦の大火（1657年）後確立されたという。

この背景には、町奉行の支配地が拡大していくなかで、従来のように各町の代表を町奉行所に呼び集めて伝達する方式が不可能となったこと、またその一方で17世紀半ばから18世紀初頭にかけて、町奉行を頂点とする町年寄、名主の町方支配機構が整備されてきたことによる。

町触の伝達は、書面や口頭でなされた。口頭の場合は、口達書という覚書を与えた。こうした町触は十分に町々の末端まで行き渡らなかったため、町触の趣旨を行き渡らせるようにとの触が出されたり、非常に稀な例であるが、町触を木版刷りにして一般に示すことにより町触の周知徹底を図った。また書面や口頭のほかに、特に重要あるいは特殊な法令を公示する方法として、高札場に掲示する方法もあった。

例えば、鉄砲打に関するもの、キリシタンに関するものなど特に重要で永久的な高札は、江戸に六か所あった大高札場に掲示されていた。大高札場のほかに、高札場が35か所あり、上水に関するもの、橋梁に関するもの、廻船に関するものなどそれぞれの場所の特殊性に応じて、様々な内容のものが掲示された。

明治に入ると公告式はどのようになっていったのであろうか。その変遷をたどっておこう。

明治5年8月7日 本府布達

市令活板頒行ノ件

明治6年2月4日 本府布達第55号

諸布告発令毎二人民熟知ノ為三十日掲示ノ件

明治6年3月5日 司法省第27号達

布達類裁判所門前並戸長宅前へ掲示ノ件

明治6年6月13日 本府布達第204号公布

布告巻冊ノ類ト雖ドモ尽ク掲示ノ件

明治8年9月15日 第163号公達

布告達頒布改正ノ件

明治9年3月22日 本府第54号

布告書類傍訓ヲ加工日報社ニテ印刷セシム

明治13年10月11日 本府達乙第38号

区町村揭示ト新聞紙掲載トヲ以テ公布式ト定ム布達ニ付キ配付ノ部数其他取扱方ヲ心得シム

このように揭示や印刷、配布、新聞といった様々な方法がとられるようになる。

そして、明治16年には太政官から官報が発行され、官報への登載が公告式となる。

(2) 警視庁東京府公報

東京都の前身である東京府の公報としては、明治22年1月から昭和18年6月まで「警視庁東京府公報」が発行された。

「警視庁東京府公報」発行以前の警視庁、東京府はそれぞれどのような公告式の方法をとっていたのか確認しておこう。

警視庁の例

明治13年10月16日警視署甲第45号

警視署布達並諸達自今区町村揭示ト新聞紙トヲ以テ公布式ト定ム

明治16年6月30日警視庁甲第11号

布達告示ハ官報ヲ以テ公布式ト改定

明治19年1月7日警視庁甲第4号

警視庁布達ハ官報ニ登載スルヲ以テ公布式トシ区町村ニ揭示セストス

東京府の例

明治13年10月11日甲第119号本府達

布告布達ヲ管内ニ示ス従前ノ手續ヲ廃シ更ニ区町村揭示ト新聞紙掲載トヲ以テ公布式ト定ム但新聞紙ハ東京日々新聞読売新聞ノ二種中ニ公布ノ一覽ヲ設ク

明治16年7月4日本府達丙第97号

当庁達官報ニ登載ト郡区役所戸長役場へ配付ヲ以テ公式トス

明治19年1月4日府甲第1号

本府布達告示ハ官報ニ登載スルヲ以テ公布式トス

明治19年1月9日府甲第7号

布告布達告示自今区町村ニ揭示セス

明治19年1月9日府甲第8号

本年甲第一号同第七号布達ニ付テハ官報ハ郡区役場ニ備置ク

以上のように、官報ができる明治16年以前は区町村の掲示あるいは新聞による伝達方法が主であった。官報ができるからは、明治22年より「警視庁東京府公報」という題名で官報の付録として発行されるが、のちには「警視庁公文」「東京府公文」という題名で官報の本文に掲載されるようになった。そして明治30年には官報への登載を廃止し、代わりに同年4月1日より新聞に「警視庁公文」「東京府公文」として登載することで公告式とした。

以下はその抜粋である。

官報 警視庁東京府及東京市公文より抜粋

明治30年3月31日警視庁令第17号

警視庁令八本年四月一日ヨリ東京府下ニ於テ発行ノ毎日新聞及東京朝日新聞ニ登載スルヲ以テ公布式ト定ム

明治30年3月31日 東京府令第60号

当庁ヨリ発スル府令訓令告示等ノ公文ハ官報ヘノ掲載ノ処来ル四月一日以後府下発行ノ新聞紙ニ掲載スルヲ以テ公布式ト定ム

新聞紙名ハ別ニ告示ス

そして、明治31年10月からは官報や新聞への掲載ではなく、独立したかたちで「警視庁東京府公報」が発行されることとなる。その構成は公文と彙報いほうからなり、公文欄は警視庁公文（警視庁令、警視庁訓令など）と東京府公文（東京府令、東京府訓令など）の二本立てであった。

なぜ、警視庁東京府が連名かという、当時他の府県では府知事、県知事の下に警察部長がいるという組織構成で、警察は県の下にあったが、東京府と警視庁は全く別組織で独立しており、しかも警視庁の方が格上であったことから「警視庁東京府公報」という連名になったのである。

（3）東京市公報

明治21年東京市が始まってから、明治30年初めまで、市の公告式は「東京市に関する公告文」という題号で、内閣官報局発行の官報附録である「警視庁東京府公報」の中に時々掲載される程度のものであった。

明治30年4月1日から「警視庁東京府公報」が官報付録として発行されないこととなったので、「東京市公文」という名目で、警視庁及東京府公文と一緒に登載発表されることになり、当時の新聞紙毎日、読売、都の三新聞の附録として小冊が発行された。

明治33年8月1日からは警視庁及東京府公文との共同発表制度を廃止し、同時に「東京市公文」を改題して「東京市公報」と称し、国民新聞附録として単独に発行することになった。登載事項は公文、彙報いほう、公告等に分れ形態を整えた。

そして、大正5年7月5日には従来の日刊新聞附録の制度が廃止され、独立の東京市公

報を発行するための根本規程である東京市公報発行規程が制定された。

東京市公告式条例（大正5年東京市条例第四号）

本市公告式ハ市役所ニ於テ発行スル東京市公報ニ掲載スルヲ以テ公告式トス

附則 本条例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

しかし、この条例は大正5年7月5日東京毎日新聞14788号附録東京市公報第490号に掲載されたため、独立した形の東京市公報第1号は同月8日に発行されたものになる。

大正5年7月8日発行された東京市公報第1号は、告示、彙報、公告の3部に分かれ、告示としては大正5年度の水道、電気、鉄道事業の追加予算の要領、彙報としては公庁事項として吏員の改正届及び死亡、ニュースとしては市参事会の例会日や、市民講演会の状況などが掲載されていた。

発行事務は内記課が掌り、毎週水、土の2回発行し、頁数に定めはなく、定価もなかった。

その後、大正13年12月10日に公報発行規程が改正され、掲載順序の確定がなされ、また発行回数は毎週火、木、土の3回となった。

東京市公報発行規程の一部を改正する規程（大正13年東京市訓令第57号）

東京市公報発行規程左の通改正ス

第一条 市公報掲載事項及其ノ掲載順序左ノ如シ

- 一、条例欄
- 二、規則欄
- 三、告諭欄
- 四、告示欄
- 五、訓令欄
- 六、通牒及成規欄
- 七、辞令欄
- 八、彙報欄
- 九、公告欄
- 十、広告欄

第二条 条例、規則、規程、訓令、通牒等ヲ改正スル場合ニ於テハ改正ノ要領ヲ示スニ足ル旧規定等ヲ参照トシテ掲載スヘシ

第三条 市公報ハ毎週三回火曜日、木曜日、土曜日之ヲ発行ス但シ必要ニ依リ休刊又ハ臨時発行スルコトアルヘシ

第四条 各局、課其ノ他廳長ハ市公報報告主任ヲ設置スヘシ

第五条 市公報報告主任ハ其ノ局、課長ノ他廳ニ属スル市公報掲載事項ヲ所定ノ原稿用紙ニ記載シ所属局、課長其ノ他廳長檢印ヲ受ケ遅滞ナク庶務課ニ送付スヘシ
掲載事項ハ緩急ヲ測リ順次之ヲ掲載シ分載スルコトアルヘシ

明治、大正期を通じて形式内容は官報式であり、大衆性が非常に稀薄であったので、市公報の普及を目標とする内容改善の計画が進められ、画期的改革が昭和に入って行われた。その第1号が昭和3年1月5日の1466号である。

四六倍版16頁とされ、表紙に口絵として市制に関係ある写真などが掲載されるように

なった。次に、研究論文、公文及辞令、市事業紹介、内外都市事情、統計諸表、区のニュース、市民の声、公告の順で編さんされた。定価は1部5銭であった。

編さん方針も大幅に改められた

- 1 本公報は市役所と市民との連繫機関であり、公民教育の機関であり、市民共有の機関たらんことを期する
- 2 文章字句を出来る限り平明にする
- 3 東京市民が公民として知らねばならぬ事柄は細大となく登載する
- 4 記事の正確を期し予測記事や観測記事を避ける
- 5 興味記事、評論的記事をも載せる
- 6 一般市民の投書寄書を歓迎する
- 7 市民の便利となる事柄は図表小冊子等に纏めて附録とする

そしてまた昭和14年に大幅な改正がなされ、同年4月から東京市公報の掲載内容は公文、公告及び統計のみとなり、市政の解説、市政ニュース、区政、町会ニュースといった大衆性の濃いものは新たに刊行された「市政週報」に引き継がれることになった。

発行回数については、東京市公報は従来通り週3回、市政週報は週1回毎週土曜日に発行されることになった。市政週報が発行となった背景には、戦争により、これまでの東京市公報に代表される公報活動では、激変する社会情勢に十分対応できなくなり、新たに非常時局における市民のニーズにこたえる目的ということが挙げられる。

東京市公報、市政週報それぞれの発行については、それぞれが新しい形で発行された後の昭和14年6月17日の東京市公報に発行規程が掲載されているので抜粋しておく。

東京市公報発行規程（東京市訓令甲第70号）

第1条 東京市公報ノ登載事項左ノ如シ

- 一 条例
- 二 規則
- 三 告諭
- 四 告示
- 五 訓令
- 六 通牒及成規
- 七 辞令
- 八 公告
- 九 彙報

市政週報発行規程（東京市訓令甲第71号）

第1条 市政週報ハ市政ノ解説、紹介其ノ他一般市政ニ関スル記事ヲ登載ス

(4) まとめ

現在の東京都公報になるまでの流れをまとめると、江戸期には書面や口頭という伝達方式をとっていたが、明治期以降は掲示、新聞、官報等の伝達方式が混在し、時期によってその方法も異なる。登載する内容については、「東京市公報」などは、昭和に入って大衆性の濃いニュースを掲載する方針をとった時期などもあったが、最終的に条例、規則、訓令、告示、通達を中心とした現在の東京都公報のような形式になっていったといえる。

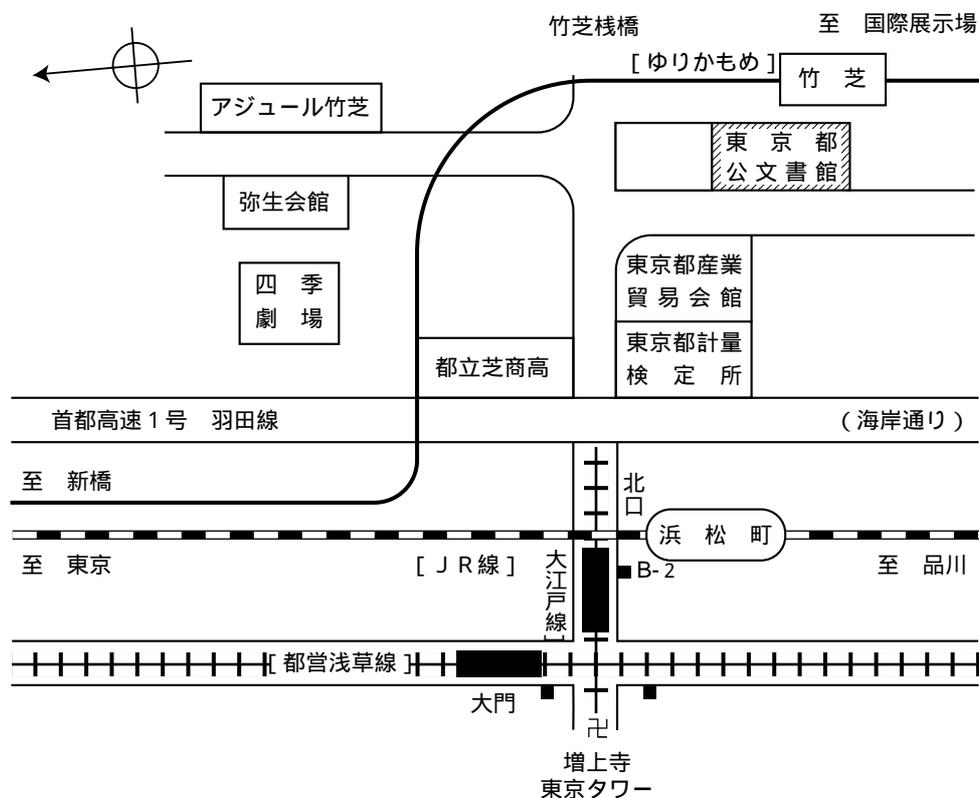
警視庁東京府公報分類表

<p>第1類 総規</p>	<p>第1章 公布式 第2章 処務、文書 第3章 褒賞 第4章 (総規) 雑</p>
<p>第2類 帝国議会</p>	
<p>第3類 地方制度</p>	<p>第1章 府 第2章 市町村(通則) 市町村(市町村会) 市町村(吏員) 市町村(財務) 第3章 島(通則) 島(町村会) 島(吏員) 島(財務) 島(雑) 第4章 水利組合 第5章 (地方制度) 雑</p>
<p>第4類 財務</p>	<p>第1章 国費 第2章 府費(府会計、府金庫) 府費(府税、賦金) 府費(収入、支出) 府費(物品会計、府有財産) 府費(俸給、旅費、諸給) 府費(恩給)</p>
<p>第5類 社会事業</p>	<p>第1章 (社会事業) 通則 第2章 職業紹介 第3章 住宅組合 第4章 救護 第5章 少年救護、児童保護、母子保護、戦時災害保険 第6章 健康保険 第7章 健康相談所、結核予防施設調査会、保健所 第8章 共済組合 第9章 (社会事業) 雑</p>
<p>第6類 土木、地理</p>	<p>第1章 (土木地理) 通則 第2章 工事 第3章 第4章 道路、橋梁 第5章 河川、港湾 第6章 土地、水面 第7章 史跡名勝天然記念物</p>
<p>第7類 社寺、宗教</p>	
<p>第8類 兵事</p>	
<p>第9類 学務</p>	<p>第1章 御真影、勅語 第2章 (学務) 通則 第3章 国民学校 第4章 中学校、高等女学校</p>

	第5章 師範学校 第6章 実業学校 第7章 高等学校 第7章の2 盲学校、聾唖学校 第8章 私立学校 第8章の2 青年学校 第8章の3 幼稚園 第8章の4 社会教育 第9章 職員 第10章 生徒 第11章 学校衛生 第12章 教育費 第13章 (学務) 雑
第10類 産業	第1章 農業 第2章 肥料 第3章 害虫駆除 第4章 耕地整理、土地区画整理、農地調整 第5章 蚕糸業 第6章 畜産、獣医、装蹄師 第7章 森林 第8章 水産 第9章 商工 第10章 度量衡 第11章 博覧会、共進会 第12章 組合 第13章 船舶 第14章 渡航、移住 第15章 気象、観測 第16章 (産業) 雑
第11類 警務	第1章 (警視庁) 事務章程 第2章 (警視庁) 管轄及び配置 第3章 (警視庁) 徽章及び服制 第4章 (警視庁) 服務 第5章 (警視庁) 身分 第6章 (警視庁) 会計 第7章 高等警察(集会結社及び演説) 高等警察(出版物) 第8章 (警務) 雑
第12類 保安	第1章 安寧 第2章 営業 第3章 風俗 第4章 交通 第5章 工場 第6章 司法
第13類 衛生	第1章 医事 第2章 薬事 第3章 飲食物 第4章 伝染病予防 第5章 汚物、下水 第6章 屠畜、獣疫、斃獣 第7章 墓地、埋火葬
第14類 統計、報告	

東京都公文書館へのアクセス

【周辺図】



【所在地】

〒105-0022 東京都港区海岸1-13-17

【交通機関】

J R 浜松町駅 北口下車 徒歩7分
 地下鉄 大門駅 B-2 下車 徒歩8分
 ゆりかもめ 竹芝駅 下車 徒歩2分
 都営バス 竹芝桟橋下車 徒歩1分

【電話番号】

館長室 03-5470-1331
 庶務係 03-5470-1333
 整理閲覧係 03-5470-1334
 史料編さん係 03-5470-1336
 F A X 03-3432-0458

【利用案内】

①開館時間

・月曜日～金曜日 9時～16時30分

②休館日

・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
 ・年末年始(12月28日～1月4日)
 ・臨時の休館日として告示した日
 ・閲覧停止日(奇数月の第3水曜日、祝日の場合は翌日)

③所蔵資料

・公文書(東京市・東京府・東京都等)
 ・行政刊行物(同上)
 ・古文書等

④利用

・資料の閲覧(一部マイクロフィルム)・撮影
 (自写)・電子式複写(有料)

研究紀要

第4号

発行 平成14年3月8日
編集発行 東京都公文書館

〒105-0022
東京都港区海岸1-13-17
TEL 03-5470-1333

印刷 株式会社印刷アド

平成13年度 / 登録第5号 / 東京都公文書館

